

									年度末(3月末)の状況
番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	
1	R2.8.4	市政懇談会	成島	商工観光部	観光課 商工労政課	コロナ禍における市内での経済活動の支援について①-1	花巻市内での感染者は今のところ一人もいないが、感染の心配もなく社会活動のできるいつもの日常に戻るのはまだまだ先のことと思われる。 そこで現在、活動や営業に苦慮している観光や宿泊施設あるいは飲食店等の業界等に私たち市民も可能な支援を行い、少しでも力になりたいと考えている。 ついでには市が市民に期待していることやそのため講じている政策等をお知らせいただきたい。	新型コロナウイルス感染症の影響により、とりわけ市内の温泉や飲食店は大幅な収入減となり、事業継続が困難な状況となっており、特に国の緊急事態宣言が発令された4/7～5/25の期間は、その傾向が顕著であった。 市としては、これらの業種を含む市内事業所の事業継続を支援する観点から、事業主向けに資金繰りや家賃補助、国の持続化給付金の申請への支援を行っている。本日参加している方々で、特に個人事業主の方がいらっしゃいましたならば、これらの制度の活用をお勧めしている。加えて、国でも市の補助とは別途、事業者の家賃支援を行っている。ので、該当する場合には、こちらの活用もお勧めしている。 また、市内の主要産業である温泉宿泊施設等の利用を促進する観点から、宿泊すると1人最大4,000円を助成する「温泉宿泊施設等利用促進事業」を6/1から7/31まで実施していたが、8/1からは市民や市内事業所に勤務する方が宿泊すると1人最大2,000円まで助成する事業を実施している。加えて、8/1～9/30の期間、市内の中小の小売店、飲食店の利用代金をPayPayで決済した際、その20%をポイント還元する「がんばれ花巻！対象のお店で最大20%戻ってくるキャンペーン」を実施しているので、ぜひご利用いただきたい。 なお、1人あたり10万円を一律に給付する国の「特別定額給付金」を市内でぜひご利用いただきたいほか、国のGoToキャンペーンや前述の県と市の宿泊助成制度等も積極的にご利用いただき、市内経済の活性化にご協力いただければ幸いである。 ※温泉宿泊利用促進事業(～7/31) 対象：県民、県内事業所に勤務する方 助成：宿泊利用者1人あたり最大4千円、日帰り入浴利用者1人あたり1千円 ※温泉宿泊利用促進事業(8/1～8/31) 対象：市民、市内事業所に勤務する方 助成：宿泊利用者1人あたり最大2千円、日帰り入浴利用者1人あたり1千円	【商工労政課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内飲食店、小売業、サービス業などを支援するため、PayPayを活用した最大20%のポイント還元するキャンペーンを、令和2年8月1日から9月30日まで実施し、また、2回目のキャンペーンを令和2年12月1日から令和3年3月31日まで実施した。 1回目の実績としては、決済金額2億7,977.7万円、ポイント還元額4,565.6万円。 2回目の実績は決済金額11億6222.1万円、ポイント還元額1億9870.1万円となり、多くの方に市内の地場のお店で利用していただいた。 新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度においてもPayPayのキャンペーンを実施する予定としている。 また、市内の飲食店、小売業、サービス業等において、売上が減少した事業所に対し、事業に要する地代・家賃補助を2回実施した。 1回目の地代・家賃補助は、岩手県からの補助を受け、月額賃料の1/2を令和2年4月から令和2年9月までの間の3か月分補助し、申請件数は271件、交付額は30,830千円となった。 2回目の地代・家賃補助は、当初花巻市単独で月額賃料の1/3を令和2年10月から令和3年2月までの5か月間補助することで実施したが、事業の途中で岩手県が家賃補助を実施すると表明したことに伴い、県の補助要件を満たせば市が実施していた地代・家賃補助のうち、令和2年12月から令和3年2月までの間は月額賃料の1/6を上乗せすることとし、最大で2.16月分の地代・家賃補助を行った。申請件数は236件、交付額は35,791千円となった。
								【観光課】 市内温泉宿泊施設等事業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日から開始した。その後、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見直しを図り、令和3年3月末まで実施した。令和2年度の実績は、621,529千円。(対象・助成額は下記のとおり) 令和3年度においても、市内温泉宿泊施設等事業者の継続的な支援が必要であると判断し、当該事業を令和3年4月1日から5月9日までの期間、県民を対象に宿泊助成の金額を最大4,000円とし、当該事業を引き続き実施することとした。 なお、5月10日以降の当該事業の実施については、宿泊者数等の推移及び国の施策などGoToトラベルの実施状況等を勘案しながら検討を行う。 ○温泉宿泊施設等利用促進事業の経緯 6/1～ 対象：市民のみ(個人もしくは同居する家族) 助成額：宿泊最大3千円、日帰り入浴1千円 6/9～ 対象：市民、市民のグループ又は市内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円 7/1～ 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円 8/1～ 対象：市民、市民のグループ又は市内事業所に勤務する方 助成額：宿泊2千円、日帰り入浴1千円 9/1～ 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円 10/1～2/19(12/27～1/3除く) 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大2千円、日帰り入浴1千円 R3. 2/20～5/9 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円	

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.8.4	市政懇談会	成島	商工観光部 健康福祉部	観光課 商工労政課 地域福祉課	コロナ禍における市内での経済活動の支援について①-2	花巻市内での感染者は今のところ一人もいないが、感染の心配もなく社会活動のできるいつもの日常に戻るのはまだまだ先のことと思われる。 そこで現在、活動や営業に苦慮している観光や宿泊施設あるいは飲食店等の業界等に私たち市民も可能な支援を行い、少しでも力になりたいと考えている。 ついでには市が市民に期待していることやそのため講じている政策等をお知らせいただきたい。	特別定額給付金については、給付対象となる約38,000世帯のうち未申請は65世帯となっている。花巻市は5月中旬から給付を開始したが、県内市町村のなかでは早い時期であったため、給付金を使って買い物する市民が増えていると認識している。 持続化給付金制度や、市税の支払い猶予、PayPayなどの様々な施策を行っているが、市の方針として特別定額給付金のように、全ての世帯にお金を配布することは財政運営上困難であることから、事業を継続することに支障をきたしている業界や収入が下がった方々に対して必要な支援をして参りたいと考えている。	【商工労政課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内飲食店、小売業、サービスなどを支援するため、PayPayを活用した最大20%のポイント還元するキャンペーンを、令和2年8月1日から9月30日まで実施し、また、2回目のキャンペーンを令和2年12月1日から令和3年3月31日まで実施した。 1回目の実績としては、決済金額2億7,977.7万円、ポイント還元額4,565.6万円。 2回目の実績は決済金額11億6222.1万円、ポイント還元額1億9670.1万円となり、多くの方に市内の地場のお店で利用していただいた。新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度においてもPayPayのキャンペーンを実施する予定としている。 また、スマートフォンお持ちでない方への対応として、70歳以上の方24,912人に「はなまき小判」2千円分をお配りした。49,824千円分が配布され、43,763千円分が利用された(換金率87.8%)。 事業継続の下支え支援として、家賃補助と飲食店等へ経営支援金の給付を行った。 家賃補助は令和2年4月から9月を対象、令和2年10月から令和3年2月までを対象に2回実施した。 1回目の地代・家賃補助は、岩手県からの補助を受け、月額賃料の1/2を令和2年4月から令和2年9月までの間の3か月分補助し、申請件数は271件、交付額は30,830千円となった。 2回目の地代・家賃補助は、当初花巻市単独で月額賃料の1/3を令和2年10月から令和3年2月までの5か月間補助することで実施したが、事業の途中で岩手県が家賃補助を実施すると表明したことに伴い、県の補助要件を満たせば市が実施していた地代・家賃補助のうち、令和2年12月から令和3年2月までの間は月額賃料の1/6を上乗せすることとし、最大で2.16月分の地代・家賃補助を行った。申請件数は236件、交付額は35,791千円となった。 飲食店等経営支援金は、令和2年11月から令和3年1月の売上を対象にし、飲食店354店舗と自動車運転代行業10事業者に対し各50万円、合計1億8,200万円を給付した。 資金繰り支援としては、国の無利子・無保証料の融資が実施される間の緊急支援として、市中小企業振興融資を令和2年4月1日から5月1日まで、国と同様の取り扱いとし、102件9億92.5万円の融資を実行した。また、県制度融資への新たな補給制度を設け、様々な状況に対応できるよう融資メニューの拡大に取り組んだ。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.8.4	市政懇談会	成島	商工観光部 健康福祉部	観光課 商工労政課 地域福祉課	コロナ禍における市内での経済活動の支援について①-2	花巻市内での感染者は今のところ一人もいないが、感染の心配もなく社会活動のできるいつもの日常に戻るのはまだまだ先のことと思われる。 そこで現在、活動や営業に苦慮している観光や宿泊施設あるいは飲食店等の業界等に私たち市民も可能な支援を行い、少しでも力になりたいと考えている。 については市が市民に期待していることやそのため講じている政策等をお知らせいただきたい。	特別定額給付金については、給付対象となる約38,000世帯のうち未申請は65世帯となっている。花巻市は5月中旬から給付を開始したが、県内市町村のなかでは早い時期であったため、給付金を使って買い物する市民が増えていると認識している。 持続化給付金制度や、市税の支払い猶予、PayPayなどの様々な施策を行っているが、市の方針として特別定額給付金のように、全ての世帯にお金を配布することは財政運営上困難であることから、事業を継続することに支障をきたしている業界や収入が下がった方々に対して必要な支援をして参りたいと考えている。	【観光課】 市内温泉宿泊施設等事業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日から開始した。その後、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見直しを図り、令和3年3月末まで実施した。令和2年度の実績は、621,529千円。(対象・助成額は下記のとおり) 令和3年度においても、市内温泉宿泊施設等事業者の継続的な支援が必要であると判断し、当該事業を令和3年4月1日から5月9日までの期間、県民を対象に宿泊助成の金額を最大4,000円とし、当該事業を引き続き実施することとした。 なお、5月10日以降の当該事業の実施については、宿泊者数等の推移及び国の施策などGoToトラベルの実施状況等を勘案しながら検討を行う。 ○温泉宿泊施設等利用促進事業の経緯 6/1～ 対象：市民のみ(個人もしくは同居する家族) 助成額：宿泊最大3千円、日帰り入浴1千円 6/9～ 対象：市民、市民のグループ又は市内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円 7/1～ 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円 8/1～ 対象：市民、市民のグループ又は市内事業所に勤務する方 助成額：宿泊2千円、日帰り入浴1千円 9/1～ 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円 10/1～2/19(12/27～1/3除く) 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大2千円、日帰り入浴1千円 R3.2/20～5/9 対象：県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 助成額：宿泊最大4千円、日帰り入浴1千円 【地域福祉課】 特別定額給付金については、令和2年8月6日をもって申請受付を終了している。 なお、市では、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金制度における「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付の利用者に対して、生活の安定・継続を支援するため、一定の要件を満たす場合において、貸付利用総額の40パーセントの額を支援金として交付する「はなまき暮らしの継続応援事業」を実施している。
2	R2.8.4	市政懇談会	成島	市民生活部	生活環境課	ゴミの不法投棄防止について	そこで現在、活動や営業に苦慮している観光や宿泊施設あるいは飲食店等の業界等に私たち市民も可能な支援を行い、少しでも力になりたいと考えている。	市内における不法投棄の発生状況は、家庭ごみのポイ捨てのようなものから、冷蔵庫やテレビ等の家電製品のような大型のものまであり、捨てられる場所も山林・原野等から道路脇まで多様である。また、無許可の業者により回収された家庭ごみが不法投棄される事案の発生も懸念されているところであり、市内全域で後を絶たない状況である。 市に対し不法投棄の通報があったものについては、現地確認を実施するなどの対応を行っており、行為者が特定できるものについては、警察署と連携を図りながら直接行為者に対して指導等を行っている状況であるが、民地敷地内の不法投棄については、土地の所有者・管理者において対応が必要となることから、処理されず長期間放置される事例もあるなど、不法投棄された廃棄物の処理については課題がある状況である。 不法投棄防止策としては、不法投棄の監視を強化するため、平成28年5月から不法投棄監視員を5名設置(花巻地域2名、大迫・石鳥谷・東和地域各1名)し、担当区域内の監視活動を月2回実施しているほか、不法投棄の多発地域においては、監視カメラの設置及び不法投棄防止啓発用看板の設置などの啓発活動も行っている。 また、各地域の公衆衛生組合連合会においても不法投棄パトロールの実施や、不法投棄防止看板の設置を行っているほか、市で作成した不法投棄防止啓発看板を申請に基づき配布している。 一か所で不法投棄が解消されても、その廃棄物がほかの場所で不法投棄される可能性が高くなることから、不法投棄を完全に無くすことは現実的に難しいところであるが、今後も不法投棄の監視活動を継続し、新たな不法投棄を発生させないようマナー啓発を実施していく。	市内における不法投棄の発生状況は、家庭ごみのポイ捨てのようなものから、冷蔵庫やテレビ等の家電製品のような大型のものまであり、捨てられる場所も山林・原野等から道路脇まで多様である。また、無許可の業者により回収された家庭ごみが不法投棄される事案の発生も懸念されているところであり、市内全域で後を絶たない状況である。 市に対し不法投棄の通報があったものについては、現地確認を実施するなどの対応を行っており、行為者が特定できるものについては、警察署と連携を図りながら直接行為者に対して指導等を行っている状況であるが、民地敷地内の不法投棄については、土地の所有者・管理者において対応が必要となることから、処理されず長期間放置される事例もあるなど、不法投棄された廃棄物の処理については課題がある状況である。 不法投棄防止策としては、不法投棄の監視を強化するため、平成28年5月から不法投棄監視員を5名設置(花巻地域2名、大迫・石鳥谷・東和地域各1名)し、担当区域内の監視活動を月2回実施しているほか、不法投棄の多発地域においては、監視カメラの設置及び不法投棄防止啓発用看板の設置などの啓発活動も行っている。 また、各地域の公衆衛生組合連合会においても不法投棄パトロールの実施や、不法投棄防止看板の設置を行っているほか、市で作成した不法投棄防止啓発看板を地域からの申請に基づき配布している。 一か所で不法投棄が解消されたとしても、別の場所で不法投棄される可能性が高くなることから、不法投棄を完全に無くすことは現実的に難しいところであるが、今後も不法投棄の監視活動を継続し、新たな不法投棄を発生させないよう関係機関等と連携を図りながらマナー啓発を実施していく。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
3	R2.8.4	市政懇談会	成島	農林部	農村林務課	ニホンジカなどの鳥獣対策について	ついでには市が市民に期待していることやそのため講じている政策等をお知らせいただきたい。	有害鳥獣対策は、市が中心となって行っている「捕獲対策」と地域住民が中心となって行っている「侵入防止」の両輪で進めている。 捕獲対策については、ニホンジカについては花巻市鳥獣被害防止計画に定める捕獲目標を825頭とし、この目標の達成に向けて、農林水産省の交付金を活用した県の「岩手県鳥獣被害防止総合支援事業」および、それを補完する市単独事業「緊急捕獲活動支援事業」、環境省の補助を受けて県が県獣友会に委託して実施する「指定管理鳥獣捕獲等事業」により、市内のハンターを中心とした花巻市鳥獣被害対策実施隊(ボランティア隊員含む)の捕獲活動を支援している。 令和2年度は825頭を捕獲目標として捕獲活動を支援する計画となっている。(市単独の「緊急捕獲活動支援事業」は150頭分予算措置) なお、平成30年度の捕獲実績は、502頭、令和元年度の捕獲実績は468頭であった。 また、花巻市鳥獣被害対策実施隊が効果的に有害鳥獣を捕獲するために無線機の導入、林道の除雪、くくり罠の導入等の支援を行っており、今年度はくくり罠の見回りに要する労力を軽減する通信システムを試験導入し、これによりニホンジカの捕獲効率の向上を図ることを目指している。 さらに市内において有害鳥獣の捕獲活動を行う者の確保及び新規実施隊員の振り起こしを目的に今年度より狩猟免許取得費の補助制度を創設した。	有害鳥獣対策は、市が中心となって行っている「捕獲対策」と地域住民が中心となって行っている「侵入防止」の両輪で進めている。 捕獲対策については、ニホンジカについては花巻市鳥獣被害防止計画に定める捕獲目標を825頭とし、この目標の達成に向けて、農林水産省の交付金を活用した県の「岩手県鳥獣被害防止総合支援事業」および、それを補完する市単独事業「緊急捕獲活動支援事業」、環境省の補助を受けて県が県獣友会に委託して実施する「指定管理鳥獣捕獲等事業」により、市内のハンターを中心とした花巻市鳥獣被害対策実施隊(ボランティア隊員含む)の捕獲活動を支援している。 令和2年度は825頭を捕獲目標として捕獲活動を支援する計画となっている。(市単独の「緊急捕獲活動支援事業」は150頭分予算措置したが、予算を増額し、頭数補てん分526頭、4,208千円、かさ上げ分1,160頭、2,401千円の実績であった。) 捕獲実績は、平成30年度が502頭、令和元年度が468頭、令和2年度が1,160頭であった。 また、花巻市鳥獣被害対策実施隊が効果的に有害鳥獣を捕獲するために無線機の導入、林道の除雪、くくり罠の導入等の支援を行っており、今年度はくくり罠の見回りに要する労力を軽減する通信システムを試験導入し、これによりニホンジカの捕獲効率の向上を図ることを目指している。 さらに市内において有害鳥獣の捕獲活動を行う者の確保及び新規実施隊員の振り起こしを目的に今年度より狩猟免許取得費の補助制度を創設した。(令和2年度の実績は11件であった。)
4	R2.8.4	市政懇談会	成島	健康福祉部	健康づくり課	新型コロナウイルス感染症対策について	PCR検査に係る費用が高額になると聞いたがいくらなのか。 盛岡市では、企業が公表したため嫌がらせの被害を受けたと報道等でも聞いたが、花巻市に感染者が出た場合、市はどのように対応し公表するのか。 市内に感染者がでた場合の対応については、医療関係団体のなかでその手順を決めており、詳細については公表していない。現時点では受け入れする病院を決めており、病院が受け入れできないほどの数が増えた場合も病院以外の施設等で受け入れすることとしている。 感染者の公表の仕方については、盛岡市の方のように企業等を公表する必要はないと考えている。 花巻・遠野地域外来検査センターで検査を受けた人の検査結果が陽性の場合は、県が発表することとしており、市が発表するかについては県と協議したうえで発表することになる。発表するとしても、個人が特定されないような形式をとる。	7月29日に花巻・遠野地域外来検査センターを設置し、速やかにPCR検査を実施できる体制を整えた。特に花巻市医師会や保健所の協力を頂きながら協議を重ねてきた。PCR検査の受診料については、保険適用となることから3万円とか高額になることはない。 市内に感染者がでた場合の対応については、医療関係団体のなかでその手順を決めており、詳細については公表していない。現時点では受け入れする病院を決めており、病院が受け入れできないほどの数が増えた場合も病院以外の施設等で受け入れすることとしている。 感染者の公表の仕方については、盛岡市の方のように企業等を公表する必要はないと考えている。 花巻・遠野地域外来検査センターで検査を受けた人の検査結果が陽性の場合は、県が発表することとしており、市が発表するかについては県と協議したうえで発表することになる。発表するとしても、個人が特定されないような形式をとる。	7月29日に花巻・遠野地域外来検査センターを設置し、また11月からは市内の医療機関でも診療・検査医療機関として速やかにPCR検査を実施できる体制ができた。体制づくりにあたっては、特に花巻市医師会や保健所の協力を頂きながら協議を重ねてきた。地域外来検査センターや診療・検査医療機関で実施するPCR検査の受診料については、保険適用となることから高額になることはない。症状がなく個人の希望による検査については、2万5千円前後と伺っている。 また、地域外来センターについては、市内でPCR検査や抗原検査が受検できる診療・検査医療機関が増え、センターの受検者が少なくなったため、令和3年4月1日から休止することとし、今後は感染状況を見ながら検査の再開を判断することとしている。 市内に感染者がでた場合の対応については、医療関係団体のなかでその手順を決めており、詳細については公表していない。受け入れする病院は決められており、病院が受け入れできないほどの数が増えた場合は他の医療圏域との調整を図ることも想定されている。また、軽症者の場合は医療機関ではないが、ホテル等を利用した看護師が常駐する宿泊療養施設も活用されている。 感染者の公表の仕方については、検査結果が陽性の場合は県が発表することとしており、市が発表するかについては県と協議したうえで発表することになる。県及び市は発表するとしても、個人が特定されないような形式をとっている。なお、例えばクラスターが発生したような場合においては、その企業や団体等が感染拡大を防ぐために公表するという考えもあり、そのような対応に対し市として公表しないように強制できるものではない。
5	R2.8.4	市政懇談会	成島	東和総合支所	東和地域振興課	中山間草刈り作業について	中山間5か年計画の説明会のなかで、草刈り作業する際に、一人当たり8000円の受講料を支払いて草刈り講習会を受講しなければならないと説明を受けたが。	中山間の直接支払い交付金の担当は農林部で行っているが、草刈り作業講習会については、確認のうえ回答する。 一草刈り業務担当の建設部、農林部、県土木センター道路整備課に聞き取りし、有料の草刈講習会を義務付けしていないことを東和総合地域振興課が確認し、8月20日に本人へ電話で説明し了承済。	草刈り業務担当の建設部、農林部、県土木センター道路整備課に聞き取りし、有料の草刈講習会を義務付けしていないことを東和総合支所地域振興課が確認し、8月20日に本人へ電話で説明し了承済。
6	R2.8.4	市政懇談会	成島	市民生活部	市民生活相談センター	こども110番について	こども110番の家は、全市的な取組みなのか。それとも東和地区だけのものか。また、東和地区内にはこども110番の家が何件あるのか。更新は何年ごとに行われているのか。	こども110番の家は花巻市防犯協会で行っている事業であり、本日は資料を持ち合わせていないため、後日回答する。 →8月6日市民総合相談センターから電話にて回答済。	8月6日、市民生活総合相談センター所長より電話を行い、花巻市防犯協会が行う「こども110番の家」について、その設置状況・運用等を説明し、質問事項の理解を得た。
7	R2.8.4	市政懇談会	成島	健康福祉部	健康づくり課	新型コロナウイルス感染症対策について	PCR検査を受ける前に必ずかかりつけ医に相談することとなっているが、かかりつけ医がいない場合はどうすればいいのか。 花巻・遠野地域外来検査センターの検査実施日が週2日(水曜日、土曜日)とあるが、もっと回数を増やしたほうがいいのではないかと。	かかりつけ医がいない場合でも、市内の医療機関(登録医)にまずは相談して医師の判断を聞いて欲しい。検査は完全予約制であり医師が検査が必要だと判断した場合において実施することとしている。 市内の感染者数が増えた場合には、週2日行っている検査回数を増やすことも検討することとしている。花巻市医師会でも検査を実施した医療関係者が感染するかもしれないとするリスクを想定しながら、様々なシミュレーション、マニュアルを作成していただいている。今できる最大限の協力を頂いていることをご理解願いたい。	かかりつけ医がいない場合でも、市内の医療機関に相談して医師の判断を聞いて欲しい。PCR検査は完全予約制であり医師が検査が必要だと判断した場合において実施される。 花巻・遠野地域外来検査センターは市内でPCR検査や抗原検査が受検できる診療・検査医療機関が増え、センターの受検者が少なくなったため、令和3年4月1日から休止することとし、今後は感染状況を見ながら検査の再開を判断することとしている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.8.7	市政懇談会	湯口	建設部	建築住宅課	ホッタウン湯口の現状と今後の展望について①-1	ホッタウン湯口の現在の販売状況と今後の展望をお聞きたい。 コロナ関係で都市部の方がテレワークということで地方でも仕事ができるような体制が進んできており、そうした方々にも花巻や湯口においていただけるかなと思うが、そういった販路も考えているのかなと思っている。	ホッタウン湯口については、岩手県住宅供給公社が事業主体となり、平成12年度に第1期分約6ヘクタールの分譲が開始され、平成20年度末の岩手県住宅供給公社の解散に伴い、平成21年度からは岩手県土地開発公社に引き継がれているが、その時点においては81区画中36区画が販売済みであったと伺っている。その後、平成30年4月までに70区画が販売され、残り11区画であったところ、現在は残り8区画が残っている状況で、ここ1年で3区画の販売が進んでいる。 岩手県土地開発公社によると、残った区画の販売促進策として、18歳未満のお子様・妊婦がいる方が分譲宅地を購入する場合、10万円を値引きする子育て応援キャンペーンや、ご成約いただいた方が新居への入居にあたり、必要になる家電・家具等を購入された場合、最大10万円をキャッシュバックする新生活応援キャンペーン、さらに分譲地の土地所有者等が同じ分譲地の販売区画を買い増して購入する場合、20万円を値引きする宅地買い増しキャンペーンなどを行い、売売を目指していることと伺っている。 岩手県所有の未造成地については、地元からの要望を受け、これまで定期的に県に対し市からも積極的な利活用等の促進、早期分譲に向けた販売促進について、統一要望を出している。県によると、現在は年に数回、地元の団体に草刈りを委託し、害虫等の被害を防止するとともに敷地の伐木等による環境改善を進めることとしていると伺っている。また、土地については、現在のところ利活用等が難しい状況から、引き続き売却処分に取り組むと回答を得ているが、市としては、今後もこのような要望を継続していく。	ホッタウン湯口については、岩手県住宅供給公社が事業主体となり、平成12年度に第1期分約6ヘクタールの分譲が開始され、平成20年度末の岩手県住宅供給公社の解散に伴い、平成21年度からは岩手県土地開発公社に引き継がれているが、その時点においては81区画中36区画が販売済みであったと伺っている。その後、平成30年4月までに70区画が販売され、残り11区画であったところ、現在は残り6区画が残っている状況であり、着々と販売は進んでいる。 岩手県土地開発公社によると、残った区画の販売促進策として、18歳未満のお子様・妊婦がいる方が分譲宅地を購入する場合、10万円を値引きする子育て応援キャンペーンや、ご成約いただいた方が新居への入居にあたり、必要になる家電・家具等を購入された場合、最大10万円をキャッシュバックする新生活応援キャンペーン、さらに分譲地の土地所有者等が同じ分譲地の販売区画を買い増して購入する場合、20万円を値引きする宅地買い増しキャンペーンなどを行い、売売を目指していることと伺っている。 岩手県所有の未造成地については、地元からの要望を受け、これまで定期的に県に対し市からも積極的な利活用等の促進、早期分譲に向けた販売促進について、統一要望を出している。県によると、現在は年に数回、地元の団体に草刈りを委託し、害虫等の被害を防止するとともに敷地の伐木等による環境改善を進めることとしていると伺っている。また、土地については、現在のところ利活用等が難しい状況から、引き続き売却処分に取り組むと回答を得ているが、市としては、今後もこのような要望を継続していく。
1	R2.8.7	市政懇談会	湯口	財務部	契約管財課	ホッタウン湯口の現状と今後の展望について①-2	ホッタウン湯口の現在の販売状況と今後の展望をお聞きたい。 コロナ関係で都市部の方がテレワークということで地方でも仕事ができるような体制が進んできており、そうした方々にも花巻や湯口においていただけるかなと思うが、そういった販路も考えているのかなと思っている。	市所有の未造成地の活用にあたっては、平成27年2月頃に県内の住宅会社や不動産会社へ活用に関する聞き取り調査を行っているが、民間での住宅地開発やその他の活用についても難しいとの回答を得たところであり、現状においても、岩手県土地開発公社の分譲地が、まだ8区画残っていることから、その状況は変わっていないと考えている。このことから、将来的な活用に備え8月に草刈り等を行い、適正な維持管理に努めている。ただ、近隣市の工場等の建設など状況も変わってきているので、改めて民間で宅地分譲等できないか、市内の不動産会社等にも意向を伺ってみたいと思う。	岩手県土地開発公社によると、残った区画の販売促進策として、18歳未満のお子様・妊婦がいる方が分譲宅地を購入する場合、10万円を値引きする子育て応援キャンペーンや、ご成約いただいた方が新居への入居にあたり、必要になる家電・家具等を購入された場合、最大10万円をキャッシュバックする新生活応援キャンペーン、さらに分譲地の土地所有者等が同じ分譲地の販売区画を買い増して購入する場合、20万円を値引きする宅地買い増しキャンペーンなどを行い、売売を目指していることと伺っている。
2	R2.8.7	市政懇談会	湯口	財務部	契約管財課	ホッタウン湯口の現状と今後の展望について②	事前に市に質問・提言を送っているが、それについては回答いただけない。 ・ホッタウン湯口に若者世代を受け入れる体制を構築すること。北上市の工業団地への通勤の優位性をアピールした宅地化をすること。 ・農地を整備し、大規模園芸の栽培地として利用できないか。近場には広域農業を手掛けてきた法人組織が複数あり、花巻南温泉郷や花巻温泉の宿泊客に地元産食材を提供することができれば、雇用も生まれる。	若者世代で受け入れる体制を構築する必要があるということから、工業団地に近い湯口の優位性をアピールして宅地化を進めたいということと思うが、確かに数年前から環境が変わっている中で、改めて市内の不動産会社や宅地開発業者の方にそういった可能性がないか伺いたいと考えている。 市で所有する西側の土地は現在、下水道の施設等が入っている。これを撤去等して農地に戻すということはなかなか難しいのではと受け止めている。	岩手県所有の未造成地については、地元からの要望を受け、これまで定期的に県に対し市からも積極的な利活用等の促進、早期分譲に向けた販売促進について、統一要望を出している。県によると、現在は年に数回、地元の団体に草刈りを委託し、害虫等の被害を防止するとともに敷地の伐木等による環境改善を進めることとしていると伺っている。また、土地については、現在のところ利活用等が難しい状況から、引き続き売却処分に取り組むと回答を得ているが、市としては、今後もこのような要望を継続していく。
3	R2.8.7	市政懇談会	湯口	財務部	契約管財課	ホッタウン湯口の現状と今後の展望について③-1	私も湯口地区の要望等委員会のメンバーであり、当時は県にもお願いに行った経緯がある。地元の老人クラブや建設会社に年間数百万で草刈りを委託しているが、これをさかのぼるとこれまでに何千万も草刈りのために費やした。草木が繁茂して環境が悪くなっており、以前からこれを解決しないと湯口の活性化は難しいと思っている。だからこういう方向はいかかかと提案している。	確かにとおっしゃる状況ではあるが、住宅化となるとかなりの投資が必要となる。維持管理だけにお金をかけて無駄だという話もあったが、市としても現在の分譲しているところは20年たっており、その分譲率等の状況を見ながら方向性を考えるべきと思う。維持管理に費用がかかるからといって、ここで宅地化するにも数億円かかることであり、そこは慎重にいかなければならないと思う。	確かにとおっしゃる状況ではあるが、住宅化となるとかなりの投資が必要となる。維持管理だけにお金をかけて無駄だという話もあったが、市としても現在の分譲しているところは20年たっており、その分譲率等の状況を見ながら方向性を考えるべきと思う。維持管理に費用がかかるからといって、ここで宅地化するにも数億円かかることであり、そこは慎重にいかなければならないと思う。
4	R2.8.7	市政懇談会	湯口	財務部	契約管財課	ホッタウン湯口の現状と今後の展望について③-2	私も湯口地区の要望等委員会のメンバーであり、当時は県にもお願いに行った経緯がある。地元の老人クラブや建設会社に年間数百万で草刈りのために費やした。草木が繁茂して環境が悪くなっており、以前からこれを解決しないと湯口の活性化は難しいと思っている。だからこういう方向はいかかかと提案している。	住宅として売れないことについては、やはり理由があると思う。開発して住宅とすればよいのであれば既にやっていることと思う。今のホッタウン湯口はやって売れてきたところ。そうすると県の住宅供給公社がなぜ解散したかということ。要するに多額の赤字であった。多額の損をしながら売っていてもまだ8区画残っている状況。では花巻市が住宅を作った場合、どうなるか。状況は変わってきているとはいえ、県の土地開発公社が売っている値段で売ると大赤字になってしまう。建設部の試算によると、下水道が整備されている部分でも今開発をすると売れる価格の1.5倍かかってしまう。市がそういうお金をかけてしかも4ヘクタールもの土地を開発するということは到底できない。だから民間の開発会社にもう一度聞くということとは考えている。しかし、今の経済の状況からすると手を挙げるところはないのではないかな。 農地として使用してもらえたらありがたいとは思いますが、花巻市において農地が足りないということはない。農地として特定の方に安価な値段でお貸しするのは不公平ではないかということがある。例えば、この地区全体で組織を作って、湯口全体のためにやるから住宅土地開発をあきらめてほしいということがあれば、検討の余地があるかもしれないが、特定の方をお願いして農地として使ってもらうということではできないというのが現状である。	住宅として売れないことについては、やはり理由があると思う。開発して住宅とすればよいのであれば既にやっていることと思う。今のホッタウン湯口はやって売れてきたところ。そうすると県の住宅供給公社がなぜ解散したかということ。要するに多額の赤字であった。多額の損をしながら売っていてもまだ6区画残っている状況。では花巻市が住宅を作った場合、どうなるか。状況は変わってきているとはいえ、県の土地開発公社が売っている値段で売ると大赤字になってしまう。建設部の試算によると、下水道が整備されている部分でも今開発をすると売れる価格の1.5倍かかってしまう。市がそういうお金をかけてしかも4ヘクタールもの土地を開発するということは到底できない。だから民間の開発会社にもう一度聞くということとは考えている。しかし、今の経済の状況からすると手を挙げるところはないのではないかな。 農地として使用してもらえたらありがたいとは思いますが、花巻市において農地が足りないということはない。農地として特定の方に安価な値段でお貸しするのは不公平ではないかということがある。例えば、この地区全体で組織を作って、湯口全体のためにやるから住宅土地開発をあきらめてほしいということがあれば、検討の余地があるかもしれないが、特定の方をお願いして農地として使ってもらうということではできないというのが現状である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
5	R2.8.7	市政懇談会	湯口	財務部	契約管財課	ホットタウン湯口の現状と今後の展望について④	分譲価格はだいたい1区画何坪でいくらほかか。	ホットタウン湯口の販売例では127坪で444万円となっている。これだと坪あたり3.5万円程度。新しいところで作るとした場合、その広さは4ヘクタールであり、ここで同等の区画として100坪くらいを計画した場合、道路を含めて開発にいくらかかるかを試算してもらったところ、ホットタウン湯口の1.5倍ぐらいかかり、1坪5万円くらいかかるとのこと。すると、現在3.5万円で売れ残っている土地を5万円で売らなければ花巻市は大赤字となってしまう。仮にこの4ヘクタールの中で50区画くらい開発をすると、開発費1坪5万円で1区画100坪であれば、2億5千万ほどかかる。仮に10年かけて売れたとしても、1億5千万ほどしか入ってこないと思われる。その間、我々はずっとこの2億5千万円を抱えなければならない。民間企業で安く開発できるところがあれば無償で提供してもいいから開発をお願いしたいところである。現状では諦めずに、もう一度民間業者に話をしたいと考えている。	ホットタウン湯口の販売例では127坪で444万円となっている。これだと坪あたり3.5万円程度。新しいところで作るとした場合、その広さは4ヘクタールであり、ここで同等の区画として100坪くらいを計画した場合、道路を含めて開発にいくらかかるかを試算してもらったところ、ホットタウン湯口の1.5倍ぐらいかかり、1坪5万円くらいかかるとのこと。すると、現在3.5万円で売れ残っている土地を5万円で売らなければ花巻市は大赤字となってしまう。仮にこの4ヘクタールの中で50区画くらい開発をすると、開発費1坪5万円で1区画100坪であれば、2億5千万ほどかかる。仮に10年かけて売れたとしても、1億5千万ほどしか入ってこないと思われる。その間、我々はずっとこの2億5千万円を抱えなければならない。民間企業で安く開発できるところがあれば無償で提供してもいいから開発をお願いしたいところである。令和2年12月に、市内の不動産会社を訪問し情報収集を含めた聞き取りを行ったが、民間での住宅地開発やその他の活用は難しいとの回答を得たところであり、以前と状況は変わっていなかった。
6	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について①-1	避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する対応や方針は考えられているか。 湯口地区の緊急指定避難所は湯口振興センターと花巻市文化会館が指定されており、昨年の台風19号の際にはこの2か所に30人以上が避難した。そのほかには鉛地区、下シ沢地区はそれぞれの自治公民館に避難した。昨年の懇談会でも熊野地区の方から花巻南高校に避難したほうが便利で安全という意見が出たように、避難所の問題がある。振興センターまで来るのは結構遠い。昨年の台風19号の際は2世帯を区長さんが送ってきた。そうしたことを考えると、避難所をもう一度考える必要があるのではないか。みなさんが振興センターに集まってくると、三密になる。コロナの関係からも、ここだけでなく、自治公民館も一つの避難所として考えたほうがより良いのではないかと思う。	新型コロナウイルス感染症対策に関しては国からの通知、県中部保健所の助言も得ながら、指定緊急避難場所において取り組むべき内容を定めた「指定緊急避難場所における感染症対策の指針」を6月12日に策定した。この指針は、指定緊急避難場所に避難する住民とそこで従事する市職員の感染症対策及び体調不良者への対応、用意しておくべき物品を定めている。内容は、市職員の対応時の感染症対策としてマスク、ゴム手袋、フェイスシールドの着用、手指消毒の徹底、一般の避難者と体調不良の避難者の部屋を分けるゾーニング、換気の実施、マスク、アルコール消毒液、非接触式体温計、フェイスシールド、ゴム手袋、便座シート、ペーパータオル等の物品準備。開設にあたっては、一般避難者と体調不良者の部屋を分けることができない場合は同時に使用させないなどを定め、受付時は体温測定を実施し、発熱の有無などを聞き取りする。体調不良者が避難した場合、別室に案内し、保健師を派遣し、健康状態を確認、必要に応じて緊急搬送の依頼をする。避難者にはマスクの着用と手指消毒、咳エチケット、適切な距離を保つなどの基本的な方策を徹底。体調不良者の部屋に入った職員は靴の履き替えやマスクの交換等実施すべき事項や、施設を定期的に消毒し清潔を維持することを定めている。感染症対策として、これまでの1人あたりのスペースは3.3㎡であったが4㎡に拡大する。体調不良者の療養室を確保する場合、市内に最大で29の指定緊急避難場所を開設する場合があるが、その収容人数はこれまでの4,791人から、間隔を空けることにより3,793人となる。昨年の台風19号の際に市内で避難した方は389人であり、この人数だけを見れば、現在想定する人数で十分であるが、災害はいつどのようなことが起きるかわからないものであり、場合によっては近隣の指定避難所の開閉も検討している。例えば湯口地区社会体育館、湯口小学校、中学校、旧前田小学校、花巻南高等学校があり、災害の規模や避難の状況によってはこのような近隣の施設も今後開放しなければならない時もあると想定している。	新型コロナウイルス感染症対策に関しては国からの通知、県中部保健所の助言も得ながら、指定緊急避難場所において取り組むべき内容を定めた「指定緊急避難場所における感染症対策の指針」を6月12日に策定した。この指針は、指定緊急避難場所に避難する住民とそこで従事する市職員の感染症対策及び体調不良者への対応、用意しておくべき物品を定めている。内容は、市職員の対応時の感染症対策としてマスク、ゴム手袋、フェイスシールドの着用、手指消毒の徹底、一般の避難者と体調不良の避難者の部屋を分けるゾーニング、換気の実施、マスク、アルコール消毒液、非接触式体温計、フェイスシールド、ゴム手袋、便座シート、ペーパータオル等の物品準備。開設にあたっては、一般避難者と体調不良者の部屋を分けることができない場合は同時に使用させないなどを定め、受付時は体温測定を実施し、発熱の有無などを聞き取りする。体調不良者が避難した場合、別室に案内し、保健師を派遣し、健康状態を確認、必要に応じて緊急搬送の依頼をする。避難者にはマスクの着用と手指消毒、咳エチケット、適切な距離を保つなどの基本的な方策を徹底。体調不良者の部屋に入った職員は靴の履き替えやマスクの交換等実施すべき事項や、施設を定期的に消毒し清潔を維持することを定めている。感染症対策として、これまでの1人あたりのスペースは3.3㎡であったが4㎡に拡大する。体調不良者の療養室を確保する場合、市内に最大で29の指定緊急避難場所を開設する場合があるが、その収容人数はこれまでの4,791人から、間隔を空けることにより3,793人となる。昨年の台風19号の際に市内で避難した方は389人であり、この人数だけを見れば、現在想定する人数で十分であるが、災害はいつどのようなことが起きるかわからないものであり、場合によっては近隣の指定避難所の開閉も検討している。例えば湯口地区社会体育館、湯口小学校、中学校、旧前田小学校、花巻南高等学校があり、災害の規模や避難の状況によってはこのような近隣の施設も今後開放しなければならない時もあると想定している。 また、本指針で定めた感染症対策の具体的な手順については、花巻市医師会、花巻市歯科医師会及び花巻市薬剤師会の助言をいただきながら、指定緊急避難場所の開設・運用・閉鎖まで、市職員が現場で行動する内容をチェックリスト形式で作成した「避難所運営員の行動チェックリスト」に手順を定めたほか、「指定避難所運営マニュアル」の見直しと新たに「指定緊急避難場所運営マニュアル」を作成した。これらのマニュアルでは、上記の感染症対策に加え、緊急的に短期間の避難を行う指定緊急避難場所では、熱があるなどの体調不良者を収容する療養室を設置すること、長期間の避難を行う指定避難所では「濃厚接触者」「発熱者」「要配慮者」「妊産婦」の専用の部屋を設けること、避難者の体調チェックを実施すること、特に体調管理については専門家である医師会と連携し協力をいただくながら取り組んでいくなどを定めている。
6	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について①-2	避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する対応や方針は考えられているか。 この地区の緊急指定避難所は湯口振興センターと花巻市文化会館が指定されており、昨年の台風19号の際にはこの2か所に30人以上が避難した。そのほかには鉛地区、下シ沢地区はそれぞれの自治公民館に避難した。昨年の懇談会でも熊野地区の方から花巻南高校に避難したほうが便利で安全という意見が出たように、避難所の問題がある。振興センターまで来るのは結構遠い。昨年の台風19号の際は2世帯を区長さんが送ってきた。そうしたことを考えると、避難所をもう一度考える必要があるのではないか。みなさんが振興センターに集まってくると、三密になる。コロナの関係からも、ここだけでなく、自治公民館も一つの避難所として考えたほうがより良いのではないかと思う。	指定緊急避難場所というのは、災害時にいちばん先に避難していただく場所。湯口地区の場合、大方は湯口振興センター、新田の方は文化会館となる。避難が長期にわたる場合には指定避難所というところに移っていただく避難生活をおくっていただくということになっている。指定避難所については、学校や小学校の体育館を開放することも想定されるが、避難が長期化すると、学校や体育館の利用にも支障が生じることもあり、現在、ホテルや温泉等を避難所として活用することについて、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と協議を進めているところである。自治公民館の活用については、市内に300以上の自治公民館がある。それぞれの施設の耐震性や土砂災害警戒区域に設置している施設もある中で、立地場所に課題があるところもあり、また、職員を派遣することの難しさもあり、現時点では自治公民館を一律に指定緊急避難場所に指定することは考えていない。	指定緊急避難場所というのは、災害時にいちばん先に避難していただく場所。湯口地区の場合、大方は湯口振興センター、新田の方は文化会館となる。避難が長期にわたる場合には指定避難所というところに移っていただく避難生活をおくっていただくということになっている。指定避難所については、学校や小学校の体育館を開放することも想定されるが、避難が長期化すると、学校や体育館の利用にも支障が生じることもあり、ホテルや温泉等を避難所として活用する「災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定」を岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と令和2年9月30日に締結したところである。自治公民館の活用については、市内に300以上の自治公民館がある。それぞれの施設の耐震性や土砂災害警戒区域に設置している施設もある中で、立地場所に課題があるところもあり、また、職員を派遣することの難しさもあり、現時点では自治公民館を一律に指定緊急避難場所に指定することは考えていない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
7	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について②-1	避難所の運営について、開設されると市の職員が2人配置されるが、2人では皆さんの面倒を見るのが大変な状況と思う。避難された方の状況を快適にするためには、各行政区にある自主防災会を利用しながら運営をすることを考えてもいいと思う。自主防災組織の在り方についても少し考えていきたいと思っている。	職員の配置については、これまで指定緊急避難場所に2名ずつ配置しているが、昨年の台風19号の際の避難者数を鑑みて、避難者数の多かった文化会館にはさらに2名追加して計4名、石島谷生涯学習会館は1名増員して3名とすることとしている。更に支援の職員が必要になる場合を考え、10名の予備の職員をとり、状況に応じて配置していくこととしている。コロナの状況下では体調不良者への対応として、保健師による健康状態の確認を行うこととしている。	職員の配置については、これまで指定緊急避難場所に2名ずつ配置しているが、昨年の台風19号の際の避難者数を鑑みて、避難者数の多かった文化会館にはさらに2名追加して計4名、石島谷生涯学習会館は1名増員して3名とした。更に支援の職員が必要になる場合を考え、10名の予備の職員を確保し、状況に応じて応援派遣していくこととしているほか、感染症対策のため指定緊急避難場所開設時の作業工程が増加したことに合わせて、各指定緊急避難場所に、開設作業を支援する人員を3～4名配置することとした。コロナの状況下では体調不良者への対応として、保健師による健康状態の確認を行うこととしている。
7	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について②-2	避難所の運営について、開設されると市の職員が2人配置されるが、2人では皆さんの面倒を見るのが大変な状況と思う。避難された方の状況を快適にするためには、各行政区にある自主防災会を利用しながら運営をすることを考えてもいいと思う。自主防災組織の在り方についても少し考えていきたいと思っている。	補足だが、指定緊急避難場所は市職員が行って、例えば段ボールベッドや、バーテーションの準備、食事の提供等をしている。また、今年からはガンタイプ体温計を利用したりなど、そういった対策は考えている。避難するのに遅いというお話であるが、確かにその通りである。職員が2名では足りないということもその通りである。しかし、近年は毎年のように指定緊急避難場所を開設している。今年はまだそれほどでもないが、昨年の台風19号時は29か所に2人ずつ、58人配置した。市職員は現在約600人いるが、本庁舎だけで広報や食料の配達等のために職員が50名以上待機した。3支所でも数人ずつ待機している。お子さんのいる方や、介護のために従事できない職員もいる中で、1回の災害時に百数十人が徹夜をして従事することは大きな負担となっている。そうした中で300ある自治公民館に職員を派遣し、また段ボールベッドや体温計の準備や、食料配布などを行うのは非常に困難であることから、大変申し訳ないが、自治公民館ではなく指定緊急避難所を指定させていただいているという状況である。そして、できれば、明るいうちに避難していただきたい。ただ、おっしゃるように、そこまで行くことができない方がいる。昨年は消防団に行っていたことも考えたが、消防団もそうした対応は簡単ではない。大迫などの山間地等では、土砂災害の危険がある道路もあり、行くこと自体が危険な場合もある。そのときにどうするか。できれば早めに高齢者避難準備情報を出して、避難していただき、我々もできる限りの対応をしたい。だが、どうしても来られない方については、自助、共助でより安全なところに避難してもらおうということしかない。そうした中で、地域の自主防災組織の中でここは安全という場所であれば、自分たちで避難していただくということを話合っていたことは結構であるし、その場合は相談に応じたいと考えている。	補足だが、指定緊急避難場所は市職員が行って、例えば段ボールベッドや、バーテーションの準備、食事の提供等をしている。また、今年からはガンタイプ体温計を利用したりなど、そういった対策は考えている。避難するのに遅いというお話であるが、確かにその通りである。職員が2名では足りないということもその通りである。しかし、近年は毎年のように指定緊急避難場所を開設している。今年はまだそれほどでもないが、昨年の台風19号時は29か所に2人ずつ、58人配置した。市職員は現在約600人いるが、本庁舎だけで広報や食料の配達等のために職員が50名以上待機した。3支所でも数人ずつ待機している。お子さんのいる方や、介護のために従事できない職員もいる中で、1回の災害時に百数十人が徹夜をして従事することは大きな負担となっている。そうした中で300ある自治公民館に職員を派遣し、また段ボールベッドや体温計の準備や、食料配布などを行うのは非常に困難であることから、大変申し訳ないが、自治公民館ではなく指定緊急避難所を指定させていただいているという状況である。そして、できれば、明るいうちに避難していただきたい。ただ、おっしゃるように、そこまで行くことができない方がいる。昨年は消防団に行っていたことも考えたが、消防団もそうした対応は簡単ではない。大迫などの山間地等では、土砂災害の危険がある道路もあり、行くこと自体が危険な場合もある。そのときにどうするか。できれば早めに高齢者避難準備情報を出して、避難していただき、我々もできる限りの対応をしたい。だが、どうしても来られない方については、自助、共助でより安全なところに避難してもらおうということしかない。そうした中で、地域の自主防災組織の中でここは安全という場所であれば、自分たちで避難していただくということを話合っていたことは結構であるし、その場合は相談に応じたいと考えている。
8	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について③	昨年は台風19号時と7月に避難準備情報が出されたが、緊急指定避難場所の運営にかかわる年間の予算はどれくらいか。昨年の台風19号の際は湯口振興センターに21人避難した。しかし、その時に情報を受け取る手段がない。ラジオぐらいはあっていいのではと思った。そうした予算措置ができないか。	避難場所にかかる予算については、今申し上げられない。ラジオについて、例えば防災ラジオは振興センターにあるものを活用できると思うが、検討する。 防災ラジオについてはまだあるので、例えば、ここには何部屋あっていくつ必要と言っていたら出さず。テレビを備えるかどうかについては、できればコミュニティ会議で買っていくとありがたい。	避難場所にかかる予算については、今申し上げられない。 (令和2年度当初予算ベースで、災害用備蓄物資の購入費を8,667千円計上している。なお、開設・運営に係る経費はその都度補正予算で対応しており、年間予算という形のものはない。) ラジオについて、防災ラジオを1台ずつ各振興センターに配備しているので活用できると思う。防災ラジオについてはまだ在庫があるので、例えば、ここには何部屋あっていくつ必要と言っていたらできれば追加配備を検討する。 テレビを備えるかどうかについては、できればコミュニティ会議で買っていくとありがたい。
9	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について④	昨年、自分が湯口振興センターに着いたときには、もう避難者が来ていたが、畳に座ったままであった。その際、前区長会長がヒーターや椅子を出してほしいと話をし、そこで担当の職員が持ってきたということがあった。こうした避難所開設時に対応する職員の研修についてはどうしているのか。	新型コロナウイルス感染症対策のため、指針を作り、7月に職員の研修をしている。以前と異なるのは感染症対策もあるが、例えば高齢の方や体が不自由な方のために段ボールベッドを組み立てて座っていたりなど、避難者に応じた配慮をするよう話をしていること。機会をもらえて時期を空けずにそうした心構えについても研修をしていく必要があると思っている。 職員の研修については十分ではないが少しずつ進んでいる。防災危機管理課で何をするかというマニュアルはできあがったが、今、指定緊急避難場所での対応について、職員に教えるためのマニュアルの整備も取り掛かっている。おっしゃるようなことがないようにやっていきたいと考えており、また、問題等教えていただければ取り入れていく。	新型コロナウイルス感染症対策のため、指針を作り、7月に職員の研修をしている。以前と異なるのは感染症対策もあるが、例えば高齢の方や体が不自由な方のために段ボールベッドを組み立てて座っていたりなど、避難者に応じた配慮をするよう話をしていること。機会をもらえて時期を空けずにそうした心構えについても研修をしていく必要があると思っている。 職員の研修については十分ではないが少しずつ進んでおり、9月27日(日)の花巻地区防災訓練に合わせ、各指定緊急避難場所において、実際に担当する職員による避難場所の開設・運営訓練を一齐に実施した。 また、防災危機管理課で何をするかという「タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアル」を改正したほか、指定緊急避難場所での対応について職員に教えるための「指定緊急避難場所運営マニュアル」を令和2年9月に整備した。おっしゃるようなことがないようにやっていきたいと考えており、また、問題等教えていただければ取り入れていく。 なお、避難所連絡員が優先すべき役割は、指定緊急避難場所の開設と災害対策本部との連絡調整であることから、避難者へのサポートが行き届かない場合もあり、また、勝手の分からない振興センターでの従事でもあることから、普段から振興センターを利用されている地元の方々さんにも、暖房や椅子の準備等のご協力をお願いしたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
10	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について⑤	自治公民館は指定緊急避難場所ではないが、自分の地区でもどうしても避難できない方のためにそうした場所の準備や対応を考えなければならぬとしたとき、寝具や食料、飲料水など、なかなか地区で予算を確保することができない。こうしたものの予算の補助について考えはないか。	自治公民館を万が一の避難場所にしなければならぬ場合のための食料や毛布等については相談いただきたい。補助については現時点では考えていないが、そのケースによっては相談をいただきたいと思う。 基本的には、少し遠い方もいるかもしれないが、しっかり対応できる指定緊急避難場所に避難していただきたい。段ボールベッドも増やしてはいるが自治公民館まで置くことは、数的に困難と思われる。 例えば自治公民館に避難して、何か食事をとったり飲み物を渡した場合には言っていただきたい。必要であればお支払いするので心配しないでいただきたい。	自治公民館を万が一の避難場所にしなければならぬ場合のための食料や毛布等については相談いただきたい。補助については現時点では考えていないが、そのケースによっては相談をいただきたいと思う。 基本的には、少し遠い方もいるかもしれないが、しっかり対応できる指定緊急避難場所に避難していただきたい。段ボールベッドも増やしてはいるが自治公民館まで置くことは、数的に困難と思われる。 例えば自治公民館に避難して、何か食事をとったり飲み物を渡した場合には言っていただきたい。必要であればお支払いするので心配しないでいただきたい。
11	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について⑥	ホテルや温泉を避難場所として利用することの契約はいつ頃できるのか。	台風シーズン前にやるように話をしているが、相手のあることであり、できるように努力しているところであるので、ご理解いただきたい。	「災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定」を、岩手県旅館・ホテル生活衛生同業組合花巻支部との間で、令和2年9月30日に締結した。
12	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	防災危機管理課	湯口地区の避難所の体制について⑦	避難所の運営について、地元の防災会との協力体制もどうなるか、その辺についてもケースバイケースだと思うが、検討をお願いしたい。市職員だけですべてやってほしいということではなく、地域の方も活用しながら対応していただけるよう、検討をお願いしたい。		指定避難所の運営における自主防災組織の役割に関しては、「花巻市指定避難所運営マニュアル」に定めてあるところだが、地域の皆様への周知・理解を深めていただくことは重要な課題であることから取り組んでまいりたい。
13	R2.8.7	市政懇談会	湯口	健康福祉部	健康づくり課	イーハトーブ病院の現状と今後の見通しについて①	イーハトーブ病院が杏林会へ譲渡されるというような話も聞こえている。病院の現状について、医師、看護師、患者、入院している方は、何人ぐらいいるのか伺いたい。また、老健施設でもあるので、その利用者数がどうなっているか、そして地域の方々の利用状況について伺いたい。	イーハトーブ病院は病院部門と介護保険の老人保健部門がある。一般病棟は50床あるが、6月末時点の利用は25床で利用率は50%、介護リハビリセンターは150床に対し93%の利用率である。一般病棟の25床は花巻市民が9人利用、市外の方が16人。介護リハビリセンターの140人中50人が花巻市民であり、市外は90人。外来患者は6月の開院22日間で160人、1日あたり平均7.3人である。 現在の診療科目は内科、外科、整形外科、神経内科であり、泌尿器科は休診中である。スタッフの状況は常勤の医師は病院が3名、介護リハビリセンターが2名であり、そのうち1人は病院との兼務という状況である。それ以外では、看護師が病院の正職員は14名、介護リハビリセンターは12名、介護リハビリセンターの介護職員は正職員31名という状況である。	イーハトーブ病院は病院部門と介護保険の老人保健部門がある。一般病棟は50床あるが、2月末時点の利用は37床で利用率は74%、介護リハビリセンターは150床に対し96%の利用率である。一般病棟の37床は花巻市民が19人利用、市外の方が18人。介護リハビリセンターの144人中52人が花巻市民であり、市外は92人。外来患者は2月の開院18日間で121人、1日あたり平均6.7人である。 現在の診療科目は内科、外科、整形外科、神経内科であり、泌尿器科は休診中である。スタッフの状況は、令和3年3月末で常勤の医師は病院が2名、介護リハビリセンターが2名で、そのうち1人は病院との兼務という状況であり、それ以外では、看護師が病院の正職員は13名、介護リハビリセンターは15名、介護リハビリセンターの介護職員は正職員42名という見込みとなっている。
14	R2.8.7	市政懇談会	湯口	健康福祉部	健康づくり課	イーハトーブ病院の現状と今後の見通しについて②	市としては、地域の医療機関としてイーハトーブ病院をどのように考えているか伺いたい。	今後の運営の見通しは、当市を含めて北上市、遠野市、西和賀が県内の中部医療圏域と言われている地域だが、この中部医療圏域の急性期の機能病院から急性期治療後の患者を受け入れながら、一般病棟は50床の稼働を目指して、看護師等スタッフの確保に努めていくと伺っている。介護リハビリセンターの方は非常に高い稼働率を保っており、これを維持しながら、寝たきりや医療依存度の高い方、介護度の高い方を受け入れ、急変時は併設病院で治療する、いわゆる医療と介護の連携による運営を維持していくこととしている。 昭和34年に建設され、59年目であるが、施設規模も大きく、設備機器も多いことから、今後も今の状態を維持していくためには多額の修繕費用も見込まれる。現在策定中である花巻市公共施設マネジメント計画の実施計画編というのがあり、これにおいて、病院については地域医療の確保のために必要な施設は維持していくが、総合花巻病院の移転開業後の市内の医療機関の状況を踏まえて、施設の方向性を定めることが必要と考えている。現状維持が難しいと判断した場合は、市では医療施設を直接経営するノウハウがないことから、民間事業者への譲渡を基本とした医療法人杏林会との協議も必要と考えている。 いろいろ申し上げたが、現時点では何も決まっておらず杏林会と話し合っているわけでもない。病院の在り方も含めて、今後、必要性もそういったことを考えていかなければならない。譲渡の可能性も申し上げたが、そうと決まっているわけではないので、その辺をご理解いただきたい。	イーハトーブ病院は、当市を含め北上市、遠野市、西和賀町で構成する中部医療圏域の急性期機能病院から急性期治療後の患者を受け入れ、一般病棟は50床が稼働している。平成24年における入院延患者数は15,154人、外来延患者数は6,586人であったが、令和元年における入院延患者数は8,059人、外来延患者数は2,262人であり、患者が年々減っている状況である。介護リハビリセンターの方は高い稼働率を保っており、これを維持しながら、寝たきりや医療依存度の高い方、介護度の高い方を受け入れ、急変時は併設病院で治療する、いわゆる医療と介護の連携による運営が行われている。 建物は昭和34年に建設され、59年が経過して老朽化が進んでいる。施設規模が大きく、設備機器も多いことから、現状を維持していくためには多額の修繕費用が見込まれている。花巻市公共施設マネジメント計画の実施計画編において、市内の病院については、地域医療の確保のために必要な施設を維持していくこととしているが、総合花巻病院が移転開業後の市内の医療機関の状況を踏まえて、今後の施設の方向性を定めることが必要と考えている。イーハトーブ病院について現状維持が難しいと判断した場合は、市は医療施設を直接経営するノウハウがないことから、民間事業者への譲渡を基本とした医療法人杏林会との協議が必要と考えている。しかし、現時点では何も決まっておらず、杏林会と話し合っているわけでもない。病院の在り方も含めて、今後、必要性などを考えていかなければならない。
15	R2.8.7	市政懇談会	湯口	総合政策部	総務課	国勢調査員への説明会について	国勢調査員の立場からであるが、今度、国勢調査が行われるということで、説明会が8月末から9月はじめにかけて開かれるが予備日がない。万が一出席できない場合はどうすればよいのか。	国勢調査委員を引き受けていただき感謝申し上げます。湯口が最後の説明会場であり、予備日がないことについては、こちらから伺うか、または調査員にきていただくことになるかもしれないが、本日参加されていない調査員にも連絡を取らせていただく。	国勢調査の説明会日程は、平日に参加できない調査員のために土日に予備日を設定しており、実際十数名の調査員が土日の説明会に参加された。 湯口地区は説明会日程で最終日であったことからその後には予備日は設定していないが、他地区も含め参加できなかった調査員には、市から連絡を取って個別に説明を行った。 【令和2年9月11日説明完了済み】

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
16	R2.8.7	市政懇談会	湯口	建設部	道路課	陸橋の拡幅について	松園の日居城野グラウンドや野球場に行くとき、高速道路の陸橋を通る場合に非常に狭い。大会に向かう中学生が軽トラックに接触したところを目撃した。3年前にも懇談会で要望したが、陸橋の拡幅をした方がいいのではないかな。	市では限られた予算の中で優先順位をつけながら事業を進めている。最も重点的に行っているのは小学生の通学路などであり、安全を優先的に、歩道の設置や側道橋の設置を行っている。おっしゃる道路について、どういう利用形態であるか、橋がどのような状況になっているかについて確認させていただきたい。それからご回答申し上げる。 一現地を確認したところ、歩道が設置されていない橋梁であり、拡幅や歩道の設置は困難であることから、交通安全対策として「対向車注意」と「歩行者注意」の標識を設置することとし、9/23に発言者に説明し了解を得た。	R3.4月に標識設置予定。
17	R2.8.7	市政懇談会	湯口	建設部	道路課	道の駅西南はなまきについて	本日、道の駅西南が開所したがそこで感じたことを申し上げる。レジが1台で人が並んで非常に効率が悪い。大型バスが5、6台入った場合には非常に不満が出ると思う。せつかくの道の駅であり、普段は1台でもよいかもしれないが、土日には2、3台くらいは必要ではないかな。	農協にお願いしており、今野菜を出している方々はすぎの樹に出していた方が中心になる。今日も和歌山のものがあったが、あれも農協の関係で連携しているものである。今日はたくさん人がお見えになり、並んだので商品が少なくなって、心配した。普段これだけ混むことを想定しなかったと思うが、農協にも伝える。	農協(すぎの樹)にR2.9月中旬にレジ1台増設して頂き、計2台となった。
1	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	道路課	花南地区における交通インフラ整備の進捗状況について①-1	令和元年9月、新規事業化が決定した(仮称)花巻PASスマートインターチェンジと東側のアクセス道路となる市道山の神諏訪線。また、令和2年3月に新規事業化決定となった国道4号線北上花巻道路の4車線化、そして、国道4号線、県道山の神西宮野目線、市道山の神諏訪線の3つの幹線道路が交わる国道4号線山の神地区交差点改良は、渋滞解消、交通事故減少、さらには円滑な救急医療活動などに大きく寄与すると期待される。 この花南地区に集中した交通インフラ整備の進捗状況を伺うとともに、スマートインターチェンジ整備によって市道山の神諏訪線沿いの実相寺山の神、スマートインターチェンジ付近の産業団地整備の方向性や可能性についても併せて伺う。	(仮称)花巻PASスマートインターチェンジの整備については、令和元年9月27日に新規事業化が公表され、令和2年3月31日に岩手県・東日本高速道路(株)・花巻市の三者による基本協定を締結し、お互いの役割分担など基本的な事項を定めた。今年度は実施設計・用地測量・一部用地買収を行い、令和5年度中の供用開始を目指す。国道4号北上花巻道路整備については、令和2年3月31日に国道交通省新規事業化が決定され、今年度は道路設計を行っていると同っている。また、国道4号山の神交差点改良は、平成31年3月29日に新規事業化が決定され、令和2年2月17日に設計に伴う説明会を開催、今年度は一部交差点改良工事を実施するそうである。市道山の神諏訪線については、(仮称)花巻PASスマートインターチェンジ供用開始の前までの供用を目指す。	(仮称)花巻PASスマートインターチェンジ事業の進捗状況については、事業説明会を、上り側R2.10.9、R2.10.14、R2.10.18に、下り側R3.2.26～R3.2.28に開催した。国道4号北上花巻道路整備については、説明会がR3.2.18に開催された。
1	R2.8.26	市政懇談会	花南	商工観光部	商工労政課	花南地区における交通インフラ整備の進捗状況について①-2	令和元年9月、新規事業化が決定した(仮称)花巻PASスマートインターチェンジと東側のアクセス道路となる市道山の神諏訪線。また、令和2年3月に新規事業化決定となった国道4号線北上花巻道路の4車線化、そして、国道4号線、県道山の神西宮野目線、市道山の神諏訪線の3つの幹線道路が交わる国道4号線山の神地区交差点改良は、渋滞解消、交通事故減少、さらには円滑な救急医療活動などに大きく寄与すると期待される。 この花南地区に集中した交通インフラ整備の進捗状況を伺うとともに、スマートインターチェンジ整備によって市道山の神諏訪線沿いの実相寺山の神、スマートインターチェンジ付近の産業団地整備の方向性や可能性についても併せて伺う。	現在、花巻市内の工業団地及び産業用地14ヶ所のうち12ヶ所が分譲を完了し、全体の分譲率が95.1%であることから、近隣自治体の企業立地の動向も見据えつつ、新たな受け皿となる新産業団地の整備に向けて、平成29～30年度に開発候補地の抽出と適地の選定(評価)にかかる調査を日本土地センターに委託したところ、実相寺・山の神地区と花巻PA・SICの周辺地区等が開発適地として適当との結果であったことから、これを採用することとし、昨年度、国土利用計画花巻市計画における土地利用構想に反映させた。 当地区の地理的条件は、県南地区における自動車や半導体の関連産業の集積化やそれらに関連する企業の進出などの効果を取り込むことが期待できることから、新産業団地の有効性は十分あると考えられる。しかし、新産業団地の整備にあたっては、都市計画法(用途地域指定等)、農振法(除外)、農地法(転用)、文化財保護法(試掘調査等)等に基づく手続きの後に実施が可能となるものであり、特に農振除外の手續きについては、近隣に未分譲地が存在しないことや企業立地の確実な見通しがあることなど厳格な要件があることから、実際の事業実施までに相当の期間を要すると思料される。 こうした中で、本年度は、実相寺・山の神地区(約33ha)について、産業団地整備の可能性について検討するための調査を実施している。主な調査としては排水路の系統調査、埋蔵文化財の調査、現況測量などを行っており、7月に住民の皆様への説明会を開催したところである。これらの結果をふまえて基本計画を策定していく予定である。 一方、コロナ禍の影響やそれに伴う企業動向に加え、新産業団地の採算性の有無などを総合的に検討する必要があることから、それらを丹念に整理の上、しるべき時期に方向性を提示できるよう努めてまいりたい。	花南地区における整備の可能性を検討するため、今年度は、新設工事中の都市計画道路「山の神諏訪線」の北側を中心とする現況測量や地質調査、埋蔵文化財の試掘などを実施しているほか、これらの調査と並行して、南側を含めた総面積約33ヘクタールを調査対象とした基本計画の策定や排水系統の調査を実施。令和3年度に南側を北側と同様に調査を進めた上で、33ヘクタールを一度に整備することは事業費や誘致の確実性の点で難しいと考えることから、先行して開発する候補地を絞っていく。
2	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部 商工観光部	道路課 商工労政課	市の説明にかかる資料について	手元に資料がないと一方的に説明されてもわからない。山の神の交差点もどこのことなのか、産業団地もどこのあたりなのかわからない。そうした状況では意見を出すことができない。	大変申し訳ない。この市政懇談会は一般的な話をするということで、これまでこの方法をとってきたのだが、市内27地区開催の中で、お渡しする資料を作成する時間がいためこのようにしている。 花巻地区の交通のインフラについての説明ということであれば、このような一般的な懇談会とは別に、その内容に絞った説明会をすることは可能と思う。その場合は資料をしっかりと用意する。	花南地区における整備の可能性を検討するため、今年度は、新設工事中の都市計画道路「山の神諏訪線」の北側を中心とする現況測量や地質調査、埋蔵文化財の試掘などを実施するため、地権者を対象とした説明会を開催した。令和3年度に南側を北側と同様に調査を行うため説明会を4/9、4/12に開催した。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	道路課	花南地区における交通インフラ整備の進捗状況について①~3	令和元年9月、新規事業化が決定した(仮称)花巻PAスマートインターチェンジと東側のアクセス道路となる市道山の神諏訪線。また、令和2年3月に新規事業化決定となった国道4号線北上花巻道路の4車線化、そして、国道4号線、県道山の神西宮野目線、市道山の神諏訪線の3つの幹線道路が交わる国道4号線山の神地区交差点改良は、渋滞解消、交通事故減少、さらには円滑な救急医療活動などに大きく寄与すると期待される。 この花南地区に集中した交通インフラ整備の進捗状況を伺うとともに、スマートインターチェンジ整備によって市道山の神諏訪線沿いの実相寺山の神、スマートインターチェンジ付近の産業団地整備の方向性や可能性についても併せて伺う。	少し説明をすると、スマートインターチェンジの場所は「ご存知と思うが、これについては整備が決定しており、花巻市の負担は非常に少なくて済む。国とネクスコと県と花巻市で協定を結ぶが、ネクスコが料金所などをすべて整備することになっている。市は市道山の神諏訪線(山の神から花巻笹間線につながる道)を整備している。途中までできているが、国道から花巻笹間線までつなげるという道であり、そこからスマートインターチェンジへの道路につなげる道(アクセス道路)をつくる。スマートインターチェンジ自体は今年から具体的に始まり、令和5年度中に完成を予定している。国道4号線の北上花巻道路が4車線化することも報道されているが、このうちの花巻部分の事業化が今年3月に決まったところであり、今後整備していく。そのいちばん北端、ちょうど山の神諏訪線に行くところの交差点を改良することが決定した。国道4号線の幅幅と交差点改良は国の事業であり、早期には言っていたが、完成時期についてはまだ情報がない。国道4号線の交差点からスマートインターチェンジを通して笹間バイパスに行く山の神諏訪線は市道であるが、スマートインターチェンジへつながる道路として、国から55%補助金が出ることが決定しており、令和2、3年度中に国道側の整備を終え、スマートインターチェンジの方は令和4年度頃の完成に向けて検討している。令和5年度にずれ込む可能性はあるものの、その時期にはできあがるということである。	(仮称)花巻PAスマートインターチェンジ事業の進捗状況については、事業説明会を、上り側R2.10.9、R2.10.14、R2.10.18に、下り側R3.2.26～R3.2.28に開催した。 国道4号北上花巻道路整備については、説明会がR3.2.18に開催された。
1	R2.8.26	市政懇談会	花南	商工観光部	商工労政課	花南地区における交通インフラ整備の進捗状況について①~4	令和元年9月、新規事業化が決定した(仮称)花巻PAスマートインターチェンジと東側のアクセス道路となる市道山の神諏訪線。また、令和2年3月に新規事業化決定となった国道4号線北上花巻道路の4車線化、そして、国道4号線、県道山の神西宮野目線、市道山の神諏訪線の3つの幹線道路が交わる国道4号線山の神地区交差点改良は、渋滞解消、交通事故減少、さらには円滑な救急医療活動などに大きく寄与すると期待される。 この花南地区に集中した交通インフラ整備の進捗状況を伺うとともに、スマートインターチェンジ整備によって市道山の神諏訪線沿いの実相寺山の神、スマートインターチェンジ付近の産業団地整備の方向性や可能性についても併せて伺う。	産業団地については山の神諏訪線の北側と南側(りんご畑のあたり)が両方空いている。その付近がどうかと考えている。また、スマートインターチェンジの周辺の水田がどうかということだが、ここは農業振興地域であり、これを外さない整備をすることができない。今の農水省の考え方は、市が産業団地をつくるからといって農振除外することを認めないというもの。具体的な企業がどういふものをつくることを示して初めて農振除外を認めるということであるが、我々としてはそれは誰もやらないと考えている。それが課題の一つである。南の方の国道4号線沿いのあたり、先ほどりんご畑と申し上げたが、ここは農地ではあるが農業振興地域ではない。都市計画法上の住居地域になっている。これを工業地域か準工業地域にすれば産業団地をつくることができるので、今はこちらを検討している。課題として、工業地帯をつくることと水を排出するため、その水をどう流すかということがあるため、この調査を今年業者に委託している。また、この地域は縄文土器が出る地域であり、文化財調査のため非常に費用がかかり、1年ほどかかるということもあるため、どこまで整備すべきか検討している。仮に整備したうえで売れないと市民に負担をかけることになるため、県とも情報交換をしながら話を進めている状況である。見込みとしてどうかについては、スマートインターチェンジがトラレーザも通行できるようゆったりした設計となっているため、企業の反応は良い。例えば、流通企業であれば売れる可能性がある。ただし、北側と比べて土地代が高いという欠点もある。ほかの企業を引っ張ってこなければならぬ可能性は強いが、そこを含めて市民の負担とならない形での検討をしている状況である。今決まっているのはここまでであるが、決まり始めると、皆さんに対してこのような計画であるとお話ししながら協力いただけるかどうかという話になっていく。	現在整備中のスマートインターチェンジや接続する道路整備などを視野に入れ、花南地区における整備の可能性を検討するため、今年度は、新設工事中の都市計画道路「山の神諏訪線」の北側を中心とする現況測量や地質調査、埋蔵文化財の試掘などを実施しているほか、これらの調査と並行して、南側を含めた総面積約33ヘクタールを調査対象とした基本計画の策定や排水系統の調査を実施。令和3年度に南側を北側と同様に調査を進めた上で、33ヘクタールを一度に整備することは事業費や誘致の確実性の点で難しいと考えることから、先行して開発する候補地を絞っていく。
3	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	都市政策課	花南地区の開発について	以前、地方都市整備法の拠点地域に指定された場所でもある。この件は長年いろいろな形で検討されてきた。国からの助成金も含めてかなりの年数予算をつぎ込んだわけだが、以前設計されたものについてはどのように検討されているのか。また、地権者会についても解散したわけではない。 スマートインターチェンジについては、以前の地権者会でも検討し、やはり花巻のバーキングからつなぐという構想をたてて、埼玉まで視察にも行った経緯があり、ようやく実行に移されるという思いがある。我々の思いも汲んでもらえるようなものになるのかとも思っている。以前に地権者会というものを設立しているということもあり、その方々にも納得していただくような形を望む。沖田地区にはイオンという会社が来るということでもいろいろ検討したところであるが、残念ながら反対意見があつて終わってしまったということもあった。地域住民の十分な理解を得ながら、決して地域エゴではなく、花巻というより中部地区の大きな事業になるのだと思っている。いい形で事業を進めていただきたい。	山の神諏訪線については地権者の方々と話を進めている。沖田地区のイオンの話は別にしても、花南地域について、例えばスマートインターチェンジを整備する。JRの駅をつくる。沖田地区を開発するというような計画を10年以上前につくったというのには存じている。これがすべて実行されていないのも確かであるが、スマートインターチェンジについては、当初動きかけをしたのは平成27年であった。当時、国交省に話をした時には、花巻南インターから1キロのところからスマートインターチェンジを整備するのは無理だという話であった。しかし、何度も話をしているうちに、国道から花巻南インターへのアクセスが良くないこともあり、必要性を認めてくれた。JRの駅については、おそらく見込みはない。可能性があるとすれば、北上側の方でキオクシアの近くであれば県も応援する可能性がある。沖田地区についてうまくいかなかったというのは、これは反対があったというより、最終的にはイオンがそう判断したものではないかと思っている。沖田地区は農振地域であるため、仮に市が住宅化するからと言ったとしても農水省では除外を認めない。一方で小さい事業者が住宅地として開発するときには、具体的な計画があれば除外を認める場合もある。キオクシアの影響で人が花巻に来る可能性はある。花巻市全体で昨年は17人の社会増となった。これはここ10年で初めてのことであり、キオクシアの影響と考えている。そういったことを踏まえると、大々的な住宅団地を造成する業者はいないかもしれないが、小さい住宅を開発していく可能性はあるため、その部分は見ていかなければいけない。建設部でミニ開発についての条例を準備しているところであり、大きな規制ができるものではないが、そういうことを考えながら商店街につなぐような住宅をつつっていくという可能性はあるのではないかと現段階では考えている。	山の神諏訪線については、今年度で用地買収を終了している。スマートインターチェンジについては、国土交通省に何度も要望を行い、令和元年度に新規事業化が決定した。沖田地区については、農振地域であるため農振除外する条件が厳しい。建設部都市政策課でミニ開発についての要綱を令和3年4月中旬に告示出来るよう準備しているところであり、大きな規制ができるものではないが、そういうことを考えながら商店街につなぐような住宅をつつっていくという可能性はあるのではないかと現段階では考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
4	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	道路課	上町成田線の事業の進め方について①	本日の懇談の議題はコミュニティ会議でこの路線を指定したのかもしれないが、南城地区で今話題となっているのは上町成田線の南城小学校のところの歩道の整備についてである。昨年、市の担当者から、学校側に拡幅したらよいか、がけ側に拡幅したらよいか、検討して年度内の3月もしくは年度をまたいでも4月ごろに地元で説明会をしたいと回答を得ていた。その道路脇に奥州街道名残の松というものがあり、地元でも気になっているが、コロナの関係で説明会はまだしていただいていない。しかし、事業用地にかかるような方々に何か話がいつていると耳にした。当初のとおり説明会をしていただけるのか、また、この情勢の中では無理であるのか。地域の方々はどうなっているのかと非常に心配しているので伺いたい。	上町成田線はおっしゃる通り歩道が狭く、交通安全の重点として取り組んでいる。昨年度に概略の検討まで行い、今年度に細かいところの設計とその先を進めていく予定でいた。説明会をどうするかについては、詳細が決まったらしっかりやりたいと考えている。当然、ソーシャルディスタンスを確保しつつさせていただきたい。名残の松の保存については、昨年に道路のルートを検討したところ、その箇所には影響なくルートを引くことができるというところまで来ており、この松は残しつつ、道路の線形を直していくという見込みである。用地の協力をさせていただかないと設計自体が進まないのだが、今、市で提示している設計に対して難色を示されている方がいらしゃり、そこで難航している状況である。まず、その方々にご了解をいただけるとその先に進むことができるので、これから何度かお会いしてご了解を得たいところである。	R3.4.29に説明会を開催する予定である。
5	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	道路課	上町成田線の事業の進め方について②	ある程度概略を比較検討し、用地にかかる方だけでなく地域の皆さんにある程度説明し、そこで認められてから、初めて土地所有者に話がいくものだと思っていた。概略検討が終わって、地域に説明会があって、それからこのあたりにかかりそうだという話であればわかるのだが、それがいないうちに既に土地所有者に話がいつていると耳にしたので、逆ではないのかと思う。周りの人は全く分かっていない。名残の松を残すという話も昨年の秋に質問した時には一切なく、今初めて聞いた。市役所とすればいくらでも事業が難航しないようにやっていきたいというのはわかるが、地域の中でいろいろと噂が飛んでいる。やはりそのあたりは整理して地域にある程度説明をして、このような方針だという大まかなところぐらいは言っていたかしないと噂ばかりが広がっている状態であり、もう少し考えていただきたいと思う。	おっしゃる通りである。昨年に名残の松のお話があったときにはその時点では確定しておらず、松に影響が出ない形でできそうだったのは昨年末である。道路の線形を決めるうえでポイントとなる部分があり、その所有者に了承いただかないと、想定する線形自体がだめになってしまうため、まずは意向を伺いに行ったという状況である。名残の松のところの話であれば、いくつか検討したルートがあるので、必要であれば説明に伺いたいと思う。 例えば地域に説明会を開催したとしても、そのポイントとなるところが解決されなければ全く無駄になってしまうため、まずはそこを進めたいということ。	R3.4.29に説明会を開催する予定である。
6	R2.8.26	市政懇談会	花南	地域振興部	地域づくり課 定住推進課	超高齢化社会と少子化による人口減少対策について①-1	いわゆる団塊の世代が75歳となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えようとしている現在、人口減少・少子化と併せて社会構造が大きく変化しており、その弊害が目につくようになっていく。 例えば、医療・介護分野の整備や高齢者福祉の拡充、人口減少による空き家の増加、その空き家の管理問題。人口減少地域における地域運営組織の弱体化や公共交通機関の維持などがあげられる。これら将来避けて通れない課題に対し花巻市は持続可能な社会を築くため、どのような方針と方向性をもって対処されるのか伺う。	全国的な課題として地域の事業や参加者の固定化、役員の後継者、活動の担い手の不足があり、当市においてもそのような課題について、今後のあるべき地域自治の姿について検討しているところである。平成30年度から、持続可能な地域自治を推進するため、地域自治を担う組織やその制度のあり方について意見交換を行う場として花巻市地域自治に関する懇談会を設置し、昨年度まで5回にわたり委員の皆様から意見をいただいた。懇談会において、これから花巻市が目指す地域自治の姿は、「地域にしかできないこと、本来の役割を、若い世代、女性など多様な力をつなげて、持続的に守っていく」であるとし、見直しの方向として現在、次の3点について検討している。1点目は、地域の事業や組織の合理化などによりコミュニティをもっと身軽にすること、2点目は、若い世代の意欲や活動を応援する仕組みなどにより創意の活動をはぐくむこと、3点目は、地域ともつつながる職員の育成などによる行政との連携を充実させることである。先月は地域を知るための職員研修を実施し、今月は地域自治に関する市民の意識と行動を把握するためのアンケート調査を行っている。地域によって課題が異なり、これまでやってきた仕組みを変えることはなかなか難しいが、その結果を踏まえながら、高齢化や担い手不足に直面する花巻市の地域自治について、適切な支援策を講じたいと考えている。 空き家についてであるが、移住定住を取り組む中で市内に定住した方を対象に住宅支援を行っており、その中で空き家バンクを設けている。空き家バンクは空き家の所有者と購入希望者とマッチングする仕組みであり、市外の購入希望者と成約した場合には空き家所有者に空き家バンク活用奨励金として10万円交付する。現在登録している空き家は247件、検討したいと登録している方は425件、平成27年からこれまで117件の成約がある。また、定住に向けた定住促進住宅取得補助金もあり、空き家のリフォームや引っ越し費用を支援して空き家の活用に努めている。	全国的な課題として地域の事業や参加者の固定化、役員の後継者、活動の担い手の不足があり、当市においてもそのような課題について、今後のあるべき地域自治の姿を検討しているところである。平成30年度から、持続可能な地域自治を推進するため、地域自治を担う組織やその制度のあり方について意見交換を行う場として花巻市地域自治に関する懇談会を設置し、昨年度まで5回にわたり委員の皆様から意見をいただいた。懇談会において、これから花巻市が目指す地域自治の姿は、「地域にしかできないこと、本来の役割を若い世代、女性など多様な力をつなげて、持続的に守っていく」であるとし、見直しの方向として現在、次の3点について検討している。1点目は、地域の事業や組織の合理化などによりコミュニティをもっと身軽にすること、2点目は、若い世代の意欲や活動を応援する仕組みなどにより創意の活動をはぐくむこと、3点目は、地域ともつつながる職員の育成などによる行政との連携を充実させることである。令和2年7月には、地域を知るための職員研修を実施し、令和2年8月には、地域自治に関する市民の意識と行動を把握するためのアンケート調査を行っている。地域によって課題が異なり、これまでやってきた仕組みを変えることはなかなか難しいが、その結果を踏まえながら、高齢化や担い手不足に直面する花巻市の地域自治について、適切な支援策を講じていきたいと考えている。 空き家についてであるが、移住定住を取り組む中で市内に定住した方を対象に住宅支援を行っており、その中で空き家バンクを設けている。空き家バンクは空き家の所有者と購入希望者とマッチングする仕組みであり、市外の購入希望者と成約した場合には空き家所有者に空き家バンク活用奨励金として10万円交付する。また、定住に向けた定住促進住宅取得補助金もあり、空き家のリフォームや引っ越し費用を支援して空き家の活用に努めているほか、新規就農を希望する場合は、県内外の方を支援の対象者としていることから、これらについて、引き続き、周知に努める。 なお、令和3年度からは、空き家を活用する市民等に対しても、補助を行い、空き家の活用を促進する計画である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
6	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	建築住宅課	超高齢化社会と少子化による人口減少対策について①-2	いわゆる団塊の世代が75歳となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えようとしている現在、人口減少・少子化と併せて社会構造が大きく変化しており、その弊害が目につくようになっていく。 例えば、医療・介護分野の整備や高齢者福祉の拡充、人口減少による空き家の増加、その空き家の管理問題。人口減少地域における地域運営組織の弱体化や公共交通機関の維持などがあげられる。これから将来避けて通れない課題に対し花巻市は持続可能な社会を築くため、どのような方針と方向性をもって対処されるのか伺う。	増加する空き家と管理の問題についてである。市では空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に花巻市空き家等対策計画を策定し、その計画に沿った対策を行っている。現在、市内の空き家は928件確認しており、そのうち放置しておく危険なもの、衛生上有害なもの、景観を損なっているものなど、管理が不適切なものはその法律に基づいて特定空き家等に指定することとしている。現在、特定空き家等として指定したものは2件あり、所有者に対してまずはしっかり管理するよう助言、指導を行う。それでも正されない場合は勧告をすることとなり、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行ということで、市で解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりと管理をしていただきたいところである。所有者に自ら管理していただくことを認識させるため、毎年固定資産税の通知に所有者の責務に関するチラシを同封している。また、気になる空き家については、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を発送したり、空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。今年8月に2日間実施した無料相談会では、24件の相談があった。今後も進めていきたいと考えている。平成30年からは国の補助制度を活用して危険な状態の空き家の除却費の一部を補助する制度を設けている。このような制度を活用していただきたいと思っている。	【建築住宅課】増加する空き家と管理の問題についてである。市では空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に花巻市空き家等対策計画を策定し、その計画に沿った対策を行っている。現在、市内の空き家は977件確認しており、そのうち放置しておく危険なもの、衛生上有害なもの、景観を損なっているものなど、管理が不適切なものはその法律に基づいて特定空き家等に指定することとしている。現在、特定空き家等として指定したものは2件あり、所有者に対してまずはしっかり管理するよう助言、指導を行う。それでも正されない場合は勧告をすることとなり、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行ということで、市で解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりと管理をしていただきたいところである。所有者に自ら管理していただくことを認識させるため、毎年固定資産税の通知に所有者の責務に関するチラシを同封している。また、気になる空き家については、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を発送したり、空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。昨年8月に2日間実施した無料相談会では、24件の相談があった。今後も進めていきたいと考えている。平成30年からは国の補助制度を活用して危険な状態の空き家の除却費の一部を補助する制度を設けており、また令和3年度からは空き家の場所に新築することを条件に空き家の解体費の一部を補助する新制度を創設することから、このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることを期待している。
6	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	都市政策課	超高齢化社会と少子化による人口減少対策について①-3	いわゆる団塊の世代が75歳となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えようとしている現在、人口減少・少子化と併せて社会構造が大きく変化しており、その弊害が目につくようになっていく。 例えば、医療・介護分野の整備や高齢者福祉の拡充、人口減少による空き家の増加、その空き家の管理問題。人口減少地域における地域運営組織の弱体化や公共交通機関の維持などがあげられる。これから将来避けて通れない課題に対し花巻市は持続可能な社会を築くため、どのような方針と方向性をもって対処されるのか伺う。	公共交通の路線バスの継続、維持についてである。市内の路線バスは利用者が減少し、多くの路線でその維持が困難になっているが、市では皆んなの日常生活における交通手段を確保し、市全体の公共交通網を支えていく必要があると考えている。平成29年に策定した花巻市地域公共交通網形成計画では、花巻市中心拠点と各地域拠点を結ぶ幹線路線(石鳥谷線・土沢線・成田線・大迫石鳥谷線・大迫花巻線)を維持していくとともに、各地域内を運行する民間支援路線バスの維持が困難になった場合は順次、予約乗合バスへの転換を検討していくこととしている。予約乗合バスは既に石鳥谷、東和、大迫、西南地域に導入しているが、その他地域についても各地域内を運行している民間支援路線バスの維持が困難になった場合には、順次乗合バスの導入を検討していく。花南地域では、幹線路線3路線と市街地循環バスを含め5路線と路線数が多いことから、当面は幹線路線の維持を図っていく。	公共交通の路線バスの維持について、市内の路線バスは利用者が減少し、多くの路線でその維持が困難になっているが、市では市民の日常生活における交通手段を確保し、市全体の公共交通網を支えていく必要があると考えている。平成29年に策定した花巻市地域公共交通網形成計画では、花巻市中心拠点と各地域拠点を結ぶ幹線路線(石鳥谷線・土沢線・成田線・大迫石鳥谷線・大迫花巻線)を維持していくとともに、各地域内を運行する民間支援路線バスの維持が困難になった場合は、順次、予約乗合バスへの転換を検討していくこととしている。予約乗合バスは既に石鳥谷、東和、大迫、西南地域に導入しているが、その他地域についても各地域内を運行している民間支援路線バスの維持が困難になった場合には、順次乗合バスの導入を検討していく。花南地域では、幹線路線3路線と市街地循環バスを含め5路線と路線数が多いことから、当面は幹線路線の維持を図っていく。
6	R2.8.26	市政懇談会	花南	健康福祉部	長寿福祉課	超高齢化社会と少子化による人口減少対策について①-4	いわゆる団塊の世代が75歳となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えようとしている現在、人口減少・少子化と併せて社会構造が大きく変化しており、その弊害が目につくようになっていく。 例えば、医療・介護分野の整備や高齢者福祉の拡充、人口減少による空き家の増加、その空き家の管理問題。人口減少地域における地域運営組織の弱体化や公共交通機関の維持などがあげられる。これから将来避けて通れない課題に対し花巻市は持続可能な社会を築くため、どのような方針と方向性をもって対処されるのか伺う。	高齢者福祉の推進については、3年ごとにその事業内容や介護保険サービスの提供、介護予防事業をどのように取り組んでいくかという計画を定めている。今年度は平成30年度を初年度とした第7期計画の最終年である。今計画期間中、新たな施設整備として地域密着型特養ホーム、小規模多機能ホームそれぞれ1施設が設置されたほか、今後地域密着型特養ホーム2施設の設置を予定。現在、次期計画となる令和3年度から令和5年度までの第8期計画の策定作業を進めており、令和元年度に実施したニーズ調査や在宅介護実態調査の結果等を踏まえ、必要な介護サービスの給付見込みを推計し、計画策定することとしている。今後、更に高齢化が進み、認知症等の支援を要する高齢者が増えると思われ一方で、その支援を担う生産年齢人口は年々減少している中、必要な方へのサービス提供を確保しながら介護保険が持続可能な制度として維持していくためには、適正なサービス利用はもとより、要介護の状態にならないための介護予防の取り組みが市として重要と考えている。このことから市では、身近な場所ですべての住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の拡大を推進しており、令和元年度末時点で市内全域に108団体が立ち上り、2000人を超える方に活動いただいている。花南地区では9か所で実施いただいている。「通いの場」では、筋力と柔軟性の向上に効果的な「大東元気でまっせ体操」を中心に、趣味・創作活動や小旅行など各地区の状況に合わせた様々な自主活動が行われており、活動を通して介護予防はもとより仲間づくりや生きがいを得られる場と捉えている。また、住み慣れた地域で公的サービスのみの提供で暮らし続けるには、サービス供給にも限界があることから、地域における住民同士の支えあい、助けも欠かせないと考えている。市として、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど日常生活での困りごとを支援する生活支援の取り組みを進めており、そのようなボランティアとしての高齢者の活躍についても大いに期待しているところである。介護保険の介護サービスは引き続き実施していくとともに、通いの場などの拡充により体力づくりを行いながらいくつになっても元気で過ごしていただきたいと考えている。	高齢者福祉の推進については、3年ごとにその事業内容や介護保険サービスの提供、介護予防事業をどのように取り組んでいくかという計画を定めている。今年度は平成30年度を初年度とした第7期介護保険事業計画の最終年であり、第7期計画では、地域密着型特養ホーム2施設、小規模多機能居宅介護事業所1施設を整備したほか、現在、地域密着型特別養護老人ホーム1施設を整備中である。令和3年度から令和5年度までの計画期間とする第8期計画は、令和元年度に実施したニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえ、必要な介護サービスの給付見込みを推計し、策定したところであるが、認知症高齢者グループホーム1施設の整備を予定している。今後、更に高齢化が進み、認知症等の支援を要する高齢者が増えると思われ一方で、その支援を担う現役年代は年々減少している中、必要な方へのサービス提供を確保しながら介護保険が持続可能な制度として維持していくためには、適正なサービス利用はもとより、要介護の状態にならないための介護予防の取り組みが市として重要と考えている。このことから市では、身近な場所ですべての住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の拡大を推進しており、令和2年度末現在で市内全域に110団体が立ち上り、2000人を超える方に活動いただいている。花南地区では9か所で実施いただいている。「通いの場」では、筋力と柔軟性の向上に効果的な「大東元気でまっせ体操」を中心に、趣味・創作活動や小旅行など各地区の状況に合わせた様々な自主活動が行われており、活動を通して介護予防はもとより仲間づくりや生きがいを得られる場となっていると捉えている。また、住み慣れた地域で公的サービスのみの提供で暮らし続けるには、サービス供給にも限界があることから、地域における住民同士の支えあい、助けも欠かせないと考えている。市として、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど日常生活での困りごとを支援する生活支援の取り組みを進めており、そのようなボランティアとしての高齢者の活躍についても大いに期待しているところである。引き続き実施する介護保険の介護サービスを有効に活用いただくとともに、通いの場などの拡充により体力づくりを行いながら、いくつになっても元気で過ごしていただきたいと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
7	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	建築住宅課	空き家について	実は、誰もいなくなって、所有者もわからない空き家がある。長年同じ地域に住んでいた方なので、あまり粗を探すようなこともしたくない。一方で建物も相当老朽化して、垣根も道路にかぶさって危険な状況にもある。また、休耕田となっている田があり、草が生い茂り、秋になると枯れて、仮にたばこ火を投げ入れられてしまうと火事になるのではないかと心配の声も寄せられている。 可能な限り地域住民の意思と本人の了解を得られれば、何か手伝うことができないかと思う。しかし、所有者が特定できない場合に、どこに相談をしてどんなことができるか。建築住宅課の空き家対策の方で相談しながら進めていくべきか、住民でやっていってもいいのか、そのあたりの指導を仰ぎたい。	おっしゃるとおり、個人の持ち物である枝や草を勝手に切ったりすることができないが、それを放置することで第三者に危害を与える場合は、警察や消防と一緒に処理しているという事例もあると聞く。一度どのような状態なのか確認し、それから相談させていただきたい。 →8/27建築住宅課から発言者に連絡済	空き家の場所を確認したうえで対応済。
8	R2.8.26	市政懇談会	花南	教育部	教育企画課	公立高校へのエアコン設置について	公立高校にエアコンをつけてほしいと孫が言っていた。県に働きかけをしてほしい。	公立高校の普通教室にエアコンが入っていないということは承知してはなかったので申し訳ない。昨年、国からお金が出て市内の小中学校はすべて設置した。国が半分負担するということであったが、実際には4分の1ほどしか来なかったため遺憾であったが、残りは市で負担した。県では非常にお金がなく、できなかったのではないかとと思うが、要望として伝える。 →9/4岩手県教育委員会が県立高校の普通教室へのエアコン設置の本格化を発表。	岩手県教育委員会では、県立高等学校へのエアコン設置を本格化することとし、全66校のうち、令和2年度中に大規模校など27校に設置し、令和3年夏からの運用を目指すこととしている。対象は県南地域の14校と1学級40以上の大規模校としている。 令和2年9月4日の新聞記事より
9	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	都市政策課	予約乗り合いバスのルート設定について	諏訪地区はバスがなくなって、予約乗合バスが走っているが、面倒だから使わないと言う方もいる。諏訪の不動橋の方まで1日半分ないし3分の1でもよいから走ってもらえないかという意見があった。	市街地循環バスの運行ルートの設定については、国の運行事業許可の関係で既存のバス路線との重複は避けなければならないという条件がある。おっしゃる部分への路線設置は、既存の民間バスとの競合があるとすればなかなかできない。運行時間については、全部でなくともいいからというお話であるが、現在、右回りと左回りはそれぞれ1時間に1周回ってくるという形態が利用者にとって使い勝手がよく、その結果利用者が増加している要因と目している。例えば今、運行を変更して複数のルートを変えてしまうと、目的地によっては乗り換えが必要となったり、待合時間が増えることが考えられ、その結果利便性の低下が懸念される。また既存のバス路線の利用者の減少の恐れもある。 道地橋に通ってほしいということですね。以前は笹間線のバスが通ったということですね。実はいろいろなところで自分のところを通してほしいという意見があるが、これをやり始めると収拾がつかなくなってしまう。循環バスは年間3,000万円ほどの赤字であり大変だが、結構な人数乗っていたらいい。それは利便性がいいからということ。ここでルートを増やすと利便性が低下しさらに赤字が増えることになる。大変申し訳ないが、ルートの増加は全体として循環バス自体ができなくなることになりかねず、厳しいと思う。	市街地循環バスの運行ルートの設定については、国の運行事業許可の関係で既存のバス路線との重複は避けなければならないという条件があり、新たな路線設置は、既存の民間バスとの競合があるとすればなかなかできない。運行時間について、全便でなくともいいからというお話であるが、現在、右回りと左回りはそれぞれ1時間に1周回ってくるという形態が利用者にとって使い勝手がよく、その結果利用者が増加している要因と目している。例えば今、運行を変更して複数のルートを変えてしまうと、目的地によっては乗り換えが必要となったり、待合時間が増えることが考えられ、その結果利便性の低下が懸念される。また既存のバス路線の利用者の減少の恐れもある。
10	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	道路課	道の駅「はなまき西南」について	先日オープンした西南の道の駅に行ってきた。冷凍室のアイスはあったが、ソフトクリームがなかったのと、そういうのがあればいいなと思った。また、団子でもいいし、パンでもいいし、子どもがとびつきそうなものをひとつ追加していただければいいなと感じた。	道の駅長にお話があったことを伝える。 道の駅は農協に協力していただいているが、今日2台目のレジを増設してくれることを約束していただいた。当初レジは1台で、予想以上に利用者が訪れ、皆さん不便をされたと思う。そこで、またすぐにソフトクリームの機械をと言ってもすぐにはいかないかもしれないが、そのような要望があることはお伝えする。 →9/8道路課から連絡済	9/8指定管理者である株式会社はなまき西南へ要望があった旨連絡済み。 令和3年4月にジェラート販売を開始予定。
11	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	建築住宅課	大谷地、南諏訪町の市営住宅について	大谷地の団地は毎月住む人が減っている。将来的には閉鎖することになるのか聞きたい。また、南諏訪町の市の住宅は20件ほど空いている。今後どのようにしていくのか考えを伺いたい。	大谷地アパートについては最終的には解体という方向で動いており、募集は停止している。ただ、お住まいの方もいらっしゃるのて、移転していただく場所も相談しながら丁寧に対応していきたいと考えている。 諏訪アパートについては現在改修中である。1年に1棟ずつ工事を行う予定としており、長寿命化を図るとともに、給湯器の交換などによって住みやすくなり、今年度はA棟が完了した。継続的に工事を進めるうえで、改修中の入居者移転先確保のため新規入居募集を停止していることから、空き家が多くなっている状況である。	大谷地アパートについては最終的には解体という方向で動いており、募集は停止している。引っ越しが完了次第、R3年度は3棟の解体工事に着手する。 諏訪アパートについては、長寿命化を図るとともに、給湯器の交換などによって住みやすくなり、今年度はA棟が完了した。継続的に工事を進めるうえで、改修中の入居者移転先確保のため新規入居募集を停止していることから空き家が多くなっている状況である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
12	R2.8.26	市政懇談会	花南	健康福祉部	健康づくり課	PCR検査の体制について	富士大学で6月の開校に合わせてコロナ感染対策について学校の方針を地域の皆さんに理解していただくための懇談会を持ちたいということがあり、私も参加した。その席で学長は学生の命と健康を守ることが第一だとおっしゃっていた。例えば、海外からくる留学生や沖縄から来る学生が結構いるため、PCR検査をして現時点で安全性を確保することもあった。クラスターが発生しているところではそのような検査をやっているそうだが、今は、岩手県にもさまざまな人の出入りがあるので、基本的に花巻市としてPCR検査の考え方はどのようなのであるか。	PCR検査については、花巻・遠野地域外来・検査センターを開所し、医師が必要と判断した人を検査している。県でも帰国者・接触者外来で保健所が中心になって実施しているが、そうした形でPCR検査体制を強化している。花巻の場合には週に2回、1日当たり最大6名の検査が可能だが、市内の医師約40名程に交代で来ていただき、総合花巻病院からは看護師に来ていただき、そして市の保健師が出て実施している。今後、状況によっては検査日数を増やすということなどについて、医師会とも協議することになると思うが、皆さん、恐怖を感じているのが正直なところである。医療関係者は感染のリスクが高く、今回の検査センターの開所にあたっては、感染防止のための研修をするなど徹底して実施している。現在岩手県では、おっしゃるような、医師の推薦がない場合の検査については体制ができていない。その中で、例えば、県外からの転校生をどうするか。8月に転入してきた方は家族全員がこちらに来られる前にPCR検査を受けてこられた。一関や奥州市などでは転校生に対して2週間自宅待機をお願いして、大騒ぎとなった。しかし、我々からすると、子どもたちの健康を守ることが必要である。症状がなくても感染することが明らかになっているので、県に対策を考えていただくようお願いしている。	PCR検査については、花巻・遠野地域外来・検査センターを開所したが、市内でPCR検査や抗原検査検査が受検できる診療・検査医療機関が増え、センターの受検者が少なくなったため、令和3年4月1日から休止することとし、今後は感染状況を見ながら検査の再開を判断することとしている。 お話しされたような無症状の方等で検査を受けたいと希望される方については、県内でも実施可能な医療機関はあるようだが公表されていないことから、検査を希望する場合は県の受診・相談センターに相談するか、インターネット等で検査を受けることができるか確認していただきたい。 なお、令和3年度において、クラスター発生防止の観点から、市内高齢者施設、障がい者施設等への新規入所者や新規従事者、市内小中学校への市外からの転入生やその同居家族、市内教育福祉施設への利用を希望されるその同居家族や新規従事者を対象にPCR検査費用の助成事業を開始することとしている。
13	R2.8.26	市政懇談会	花南	教育部	教育企画課	南城小学校の今後について	南城小学校は花巻一児童が増えると予想されているが、学校はそのままなのか。増築や改築の検討があるのか。言える範囲でお聞きたしい。	これは教育長に話していただくべきことであるので、あまり申し上げられないが、昨年出した児童の増加数は誤りがあったとして、先日教育委員会が発表した。ただし、これについては、キオクシアの関係が含まれていないので、増える可能性はあるものの、どれくらい増えるかははっきりしない状況である。 花巻全体で、平成28年以降社会減が100、200人であったのが、昨年だけ16人の社会増となっている。ただ、大迫や石鳥谷が非常に減っていて、旧花巻だけでいうと、昨年は80人、今年の1月から6月も27人増えている。この大部分が花南地区だと思う。キオクシアは業績が良くなっており、2棟目以降の増築の可能性が高くなっており、そうすると、人は増えるだろう。その中でどうするかということである。先ほど、上町成田線の話があったが、建設部では南城小学校の敷地を減らさないよう、歩道を東側に付けることを考えている。それは、必要となった場合に増築することも視野に入れながらということである。ただし、現段階では決まっている話はない。	平成31年4月に策定した花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の資料編に添付した児童生徒数の推移については、その試算に誤りがあったことから、令和2年8月に市議会議員に説明を行ったうえで訂正した。南城小学校については、平成31年に基本方針を策定した段階では、将来600名を超えると予想していたが、再度試算した結果、微減傾向となった。しかし、令和2年12月にキオクシアが2棟目の工場建設に向け、新たな用地を取得するという新聞報道があり、これによりどの程度の転入があるのか、予測が難しい状況であることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えている。
14	R2.8.26	市政懇談会	花南	建設部	都市政策課	土地の区画整理について	諏訪から山の神線の話があったが、個人的に埋め立てしているところがあり、その奥の土地の方は入れなくなるような可能性もある。区画整理のような方法をとってもらえないものか。	区画整理については、土地の値段が上がっているときに効果のある手法である。区画整理をして立派な道路を作ると、地価が高くなる場合は採算が合うが、今、花巻では土地の値段が下がっており、一般的にはそうした手法は難しいのが実態と思う。一方で、ミニ開発について規制する法律もしっかりしたものがない状態。市では、限界があるものの、条例でなんとか規制したいというところである。	区画整理については、土地の値段が上がっているときに効果のある手法である。区画整理をして立派な道路を作ると、地価が高くなる場合は採算が合うが、今、花巻では土地の値段が下がっており、一般的にはそうした手法は難しいのが実態と思う。一方で、ミニ開発について面積が3,000平方メートル未満の宅地開発において、快適な居住環境の形成を図るため、優良な宅地分譲を行う事業者に対し、造成費用の一部を補助する。花巻市民間宅地開発支援事業補助金交付要綱を令和3年4月告示に向けて準備を進めている。市では、限界があるものの、要綱でなんとか規制したいというところである。
1	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について①-1	台温泉のあたりは行き止まりの地域である。自然災害、火災等が発生した場合は逃げ道がない状況である。これを踏まえて、市としてはどのような対策を考えているのか。	宿泊客の迅速な避難については、市では、台風等ある程度予測が可能な災害については、明るい時間帯に避難情報を発令するように努めている。また、土砂災害など事前の予測が難しい災害についても、災害が発生する可能性がある数時間前までに避難情報を出すことで、自力で避難が可能な方々が避難する時間を確保している。なお、昨年の台風19号の際は夜間に土砂災害が発生する危険性が高まったことから、宿泊客の移送用に市のバスを手配し、避難先として花巻温泉のご協力をいただいた。幸い土砂災害警戒情報の発表は無く、避難は実施されなかった。宿泊客の迅速な避難については、バスの手配等今後も検討してまいりたいと考えているほか、ホテル・温泉等を避難所として活用することについて、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と、令和2年9月30日に締結した。ただし、宿泊客お一人お一人の状態や地域にお住まいの方々の状態に応じた対応は、災害が発生する可能性のある、又は災害が発生している状況下において市や消防は難しいことから、まずは自助、次に共助により避難を実施していただきたいと考えている。これについては、地域での共助を担っていくための自主防災組織の結成が重要と考えており、組織化についてご検討いただきたい。また、防災危機管理課としてはその結成に向けて支援してまいりたい。 震度4以上の地震や大雨等の際には道路ハットロールをして道路被害の把握に努めているが、大規模な土砂災害等が発生して地域が孤立するような場合には、自衛隊の災害派遣要請を行い、対応していただくこととしている。現在、毛布や食料等の備蓄物は指定緊急避難所(主に振興センター)にそろえているが、例えば道路寸断等で孤立した地域が発生した場合、その時に市が物資を届けることは難しくなることから、事前に配備しておくことも必要ではないかと考えており、今後はそうした心配のある地域は防災危機管理課に相談いただき、配置の場所や必要数等を協議させていただきたいと考えている。	宿泊客の迅速な避難については、市では、台風等ある程度予測が可能な災害については、明るい時間帯に避難情報を発令するように努めている。また、土砂災害など事前の予測が難しい災害についても、災害が発生する可能性がある数時間前までに避難情報を出すことで、自力で避難が可能な方々が避難する時間を確保している。なお、昨年の台風19号の際は夜間に土砂災害が発生する危険性が高まったことから、宿泊客の移送用に市のバスを手配し、避難先として花巻温泉のご協力をいただいた。幸い土砂災害警戒情報の発表は無く、避難は実施されなかった。宿泊客の迅速な避難については、バスの手配等今後も検討してまいりたいと考えているほか、ホテル・温泉等を避難所として活用することについて、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と、令和2年9月30日に締結した。ただし、宿泊客お一人お一人の状態や地域にお住まいの方々の状態に応じた対応は、災害が発生する可能性のある、又は災害が発生している状況下において市や消防では難しいことから、まずは自助、次に共助により避難を実施していただきたいと考えている。これについては、地域での共助を担っていくための自主防災組織の結成が重要と考えており、組織化についてご検討いただきたい。また、防災危機管理課としてはその結成に向けて支援してまいりたい。 震度4以上の地震や大雨等の際には道路ハットロールをして道路被害の把握に努めているが、大規模な土砂災害等が発生して地域が孤立するような場合には、自衛隊の災害派遣要請を行い、対応していただくこととしている。現在、毛布や食料等の備蓄物は指定緊急避難所(主に振興センター)に備蓄しているが、例えば道路寸断等で孤立した地域が発生した場合には、市が備蓄物資を届けることは難しくなることから、事前に配備しておくことも必要ではないかと考えており、今後はそうした心配のある地域は防災危機管理課に相談いただければ、配置の場所や必要数等を協議させていただきたいと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について①-2	台温泉のあたりは行き止まりの地域である。自然災害、火災等が発生した場合は逃げ道がない状況である。これを踏まえて、市としてはどのような対策を考えているのか。	昨年の台風19号の際には、土砂災害の危険があるとして、台温泉の宿泊者に避難していただいたほうがいいのではないかと状況になった。花巻温泉で受け入れ可能と書いていただいたので、台温泉の旅館の方々に伺ったところ、もう休んでいるので出たくないという宿泊者の声もあり、結局は花巻温泉に輸送することはなかった。現在、温泉旅館、ホテルとの間で、いざという時の避難について協定を結ぼうと、6月頃から話し合いを始めている。それによって体制は整うが、難しいのは、明るいうちに避難してほしいと出すことができればよいが、暗くなってから避難が必要になった場合である。また、大々的にしてしまおう、台温泉の風評につながる可能性もあるため、簡単にはできないだろう。どれだけの危険があるかを見極めながら、いざという時には人命優先でお願いすることは考えていきたい。	昨年の台風19号の際には、土砂災害の危険があるとして、台温泉の宿泊者に避難していただいたほうがいいのではないかと状況になった。花巻温泉で受け入れ可能と書いていただいたので、台温泉の旅館の方々に伺ったところ、もう休んでいるので出たくないという宿泊者の声もあり、結局は花巻温泉に輸送することはなかった。令和2年9月30日付で「災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定」を、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と締結した。これによって体制は整ったが、難しいのは、明るいうちに避難してほしいと避難情報を出すことができればよいが、暗くなってから避難が必要になった場合である。また、大々的にしてしまおう、台温泉の風評につながる可能性もあるため、簡単にはできないだろう。どれだけの危険があるかを見極めながら、いざという時には人命優先でお願いすることは考えていきたい。
1	R2.8.28	市政懇談会	湯本	消防本部	警防課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について①-3	台温泉のあたりは行き止まりの地域である。自然災害、火災等が発生した場合は逃げ道がない状況である。これを踏まえて、市としてはどのような対策を考えているのか。	宿泊施設で火災が発生した場合に備え、宿泊者の安全を守るため、各旅館、ホテルにおいて従業員が迅速、的確な通報・避難誘導・初期消火の行動がとれるよう定期的に消防訓練を実施している。 消防本部では、防火、避難誘導体制を構築するため、宿泊施設に対する立入査察を行い、火災を出さないよう防火管理の徹底と消防用設備の維持管理などについて毎年防火指導を行っている。万が一、宿泊施設で火災が発生した場合は、消防隊は警防計画に基づき、消火活動と並行し宿泊者の避難状況の確認を実施し、逃げ遅れがいる場合は人命救助最優先の活動を行う。	宿泊施設で火災が発生した場合に備え、宿泊者の安全を守るため、各旅館、ホテルにおいて従業員が迅速、的確な通報・避難誘導・初期消火の行動がとれるよう定期的に消防訓練を実施している。 消防本部では、防火、避難誘導体制を構築するため、宿泊施設に対する立入査察を行い、火災を出さないよう防火管理の徹底と消防用設備の維持管理などについて毎年防火指導を行っている。万が一、宿泊施設で火災が発生した場合は、消防隊は警防計画に基づき、消火活動と並行し宿泊者の避難状況の確認を実施し、逃げ遅れがいる場合は人命救助最優先の活動を行う。
2	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について②-1	避難する時はどのような情報で、どの程度になったら避難勧告するのか。 区長になって知ったのだが、区長には防災無線が配布されるが、先日大迫の情報が流れた際、湯本は雨が降っておらず、なぜ土砂災害の警報が来るのかと思った。 狭い台温泉の地域に土砂災害が発生するような大雨がいつどのように来るのか、それをどう判断するのか、そのあたりの根拠を教えていただきたい。	先日大迫で土砂災害の警戒情報が発表され、ラジオが自動起動したことについては、岩手県で全体向けに発表している内容であり、そのためどうしても発表する単位が大きくなっている。岩手県の土砂災害警戒情報システムという、インターネットでも公開されており、どなたでもご覧いただけるものがあるが、このシステムで土壌に蓄積した雨量とこれから降る量を予測して一定の量に達すると、土砂災害が発生する危険性が高まると判断する。また、市では気象台とやり取りをし、どれぐらいの雨量で何時間降り続くかを加味し、概ね3時間以内に土砂災害が発生する危険性が高まっていると判断した場合には、場所を限定して警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始の発令をしている。	先日大迫で土砂災害の警戒情報が発表され、ラジオが自動起動したことについては、岩手県で全体向けに発表している内容であり、そのためどうしても発表する単位が大きくなっている。岩手県の土砂災害警戒情報システムという、インターネットでも公開されており、どなたでもご覧いただけるものがあるが、このシステムで土壌に蓄積した雨量とこれから降る量を予測して一定の量に達すると、土砂災害が発生する危険性が高まると判断する。また、市では気象台とやり取りをし、どれぐらいの雨量で何時間降り続くかを加味し、概ね3時間以内に土砂災害が発生する危険性が高まっていると判断した場合には、場所を限定して警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始の発令をしている。 (令和3年5月20日より、「警戒レベル3高齢者等避難」に名称が改められた。)
2	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について②-2	避難する時はどのような情報で、どの程度になったら避難勧告するのか。 区長になって知ったのだが、区長には防災無線が配布されるが、先日大迫の情報が流れた際、湯本は雨が降っておらず、なぜ土砂災害の警報が来るのかと思った。 狭い台温泉の地域に土砂災害が発生するような大雨がいつどのように来るのか、それをどう判断するのか、そのあたりの根拠を教えていただきたい。	防災ラジオについては、全市で一つのものであり、それぞれの地区ごとに起動することができないため、了承いただきたい。 避難準備、高齢者等避難開始の発令をする際、洪水の場合と土砂災害の場合とは異なるのだが、我々としては、できるだけ明るいうちにしたいと思っている。気象台、岩手河川国道事務所と連絡を取り合い、そこで雨の予想、ダムの水量の状況をみながら検討している。洪水については、北上川の水量とこれからの雨量を予想して、2時間後にはこれだけの水量となるということを予想する。今年7月に大迫に出した土砂災害の警報については、気象台や県、岩手河川国道事務所にも相談して出したが、実際にはそこまで必要なかったかもしれない。しかし、今回は道路に土砂が落ちたりしたため、災害復旧のために補正予算をとった。予想が必ず当たるとは限らないが、そのような情報をとりながら思い切って判断をしている。	防災ラジオについては、全市で一つのものであり、それぞれの地区ごとに起動することができないため、了承いただきたい。 避難準備、高齢者等避難開始の発令をする際、洪水の場合と土砂災害の場合とは異なるのだが、我々としては、できるだけ明るいうちにしたいと思っている。気象台、岩手河川国道事務所と連絡を取り合い、そこで雨の予想、ダムの水量の状況をみながら検討している。洪水については、北上川の水量とこれからの雨量を予想して、2時間後にはこれだけの水量となるということを予想する。今年7月に大迫に出した土砂災害の警報については、気象台や県、岩手河川国道事務所にも相談して出したが、実際にはそこまで必要なかったかもしれない。しかし、今回は道路に土砂が落ちたりしたため、災害復旧のために補正予算をとった。予想が必ず当たるとは限らないが、そのような情報をとりながら思い切って判断をしている。
3	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について③	私がお聞きしたかったのは、花巻市が独自で判断するための施設、例えば雨量計を市独自で山間地域に設置する等の計画があるのかということ。県や国で何か所か雨量計を設置してはいるものの、ほんの一部である。橋で構に水位計を設置しているところは、インターネットで見ようとしても時間がかりかなかなか見られない。少なくとも、市で台温泉や山間部にある程度の間隔で雨量計を設置して、1時間当たり何ミリ以上であればどうするかなどの基準を設けた方が、市独自の対策がより速やかにできるのではないかとと思うのだが、そのあたりのことは考えておられないのか。	雨量については、狭い範囲で相当正確に出ており、気象台もそれを見ながら判断している。そういう意味では、雨量計を新たに設置したとしても、おそらくそれ以上の精度が上がることはない。また、我々が独自にそういうことを判断する能力は残念ながらない。国も県も市町村が判断するようにと言っているのもので、最終的には市の判断となるが、判断するために必要な情報は専門家の意見を聞くことがいりばんである。	雨量については、狭い範囲で相当正確に出ており、気象台もそれを見ながら判断している。そういう意味では、雨量計を新たに設置したとしても、おそらくそれ以上の精度が上がることはない。また、我々が独自にそういうことを判断する能力は残念ながらない。国も県も市町村が判断するようにと言っているのもので、最終的には市の判断となるが、判断するために必要な情報は専門家の意見を聞くことがいりばんである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
4	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について④	自然災害の際には早めに非難を考えているとのことであったが、それについてはぜひ間違いないようにやっていただきたい。 台温泉だけのことではないと思うが、抜け道をなんとかしようという考えはないか。	抜け道については、地形的に難しい。トンネルを掘ればいいのかもしれないが、例えば、花巻大曲線の1,000mのトンネル工事が始まったが、これには30億円かかる。随分長い間、西和賀町と一緒に要望していたが、ようやく国が50%出すことを決めてくれた。県も財政的に余力はなく、国もご存じのとおり財政状況であり、交付金が増える可能性はあまりないため、地形を見てこの場所にトンネルを掘ることは見込みがないと思う。大迫も奥地で行き止まりの地域がある。本当に頭の痛い問題だが、こうした地域については、ソフト面で少しでも安全を守っていきかなければと考えている。	抜け道については、地形的に難しい。トンネルを掘ればいいのかもしれないが、例えば、花巻大曲線の1,000mのトンネル工事が始まったが、これには30億円かかる。随分長い間、西和賀町と一緒に要望していたが、ようやく国が50%出すことを決めてくれた。県も財政的に余力はなく、国もご存じのとおり財政状況であり、交付金が増える可能性はあまりないため、地形を見てこの場所にトンネルを掘ることは見込みがないと思う。大迫も奥地で行き止まりの地域がある。本当に頭の痛い問題だが、こうした地域については、ソフト面で少しでも安全を守っていきかなければと考えている。
5	R2.8.28	市政懇談会	湯本	消防本部	警防課	台温泉における自然災害あるいは火災発生時の市の対応について⑤	火災についてだが、消防団があつていろいろ活動をしているが、台温泉で火災があった場合に近隣の方が心配して一般車両が何台も入っていくと消防車両が入れなくなってしまう。消防団では日頃、そのような場合には一般車両の進入を止めるのが消防団の仕事ではないかという話をしている。正解だと思うのだが、ただし、拘束力はないだろう。消防団でそのような活動をしてもいいのだろうか。	一般の火災時においても、消防団の方に交通整理をしていただいているところはある。交通規制もそうだが、消防隊から警察官に交通整理を依頼する場合もあるが、時間帯によっては早く到着したときに警察官も到着しているとは限らず、そうしたときに消防団の方が自発的に行ったとしても、それは消防活動として可能なことと考えている。	一般の火災時においても、消防団の方に交通整理をしていただいているところはある。交通規制もそうだが、消防隊から警察官に交通整理を依頼する場合もあるが、時間帯によっては早く到着したときに警察官も到着しているとは限らず、そうしたときに消防団の方が自発的に行ったとしても、それは消防活動として可能なことと考えている。 【令和2年8月28日実施済み】
6	R2.8.28	市政懇談会	湯本	商工観光部	商工労政課	花巻第2工業団地について①-1	第2工業団地は開設されてからかなり期間もたっているが、まだ空き地が見える。現状はどうなっているのか、また、今後の見通しを伺いたい。	花巻第2工業団地は、全14区画(45.8ha)中、11区画(37.5ha)が分譲済みであり、分譲率81.9%となっている。残る3区画(8.3ha)への企業誘導については、県と連携した誘致活動に加え、立地企業との懇談会や企業訪問等の様々な機会をとらえて紹介する市独自の取組も並行して実施している。現在、県や企業からの照会等のある区画があるが、コロナ禍により国内全体の経済活動が停滞しており、状況を見ながら対応していきたいと考えている。 なお、コロナ禍やそれに伴う企業動向を踏まえつつ、第2工業団地に既に立地している企業に関係する企業や県で誘致を推進する自動車や半導体関係の企業の誘致を軸に、今後も粘り強く取り組んでまいりたい。	花巻第2工業団地の未分譲地については、所有者である岩手県土地開発公社や岩手県と情報交換しながら誘致活動を行っているなかで、輸送用機械器具製造業や食品製造業、運輸業などの企業に検討いただいているところであり、今後も、岩手県等と連携し、誘致に取り組んでいく。
6	R2.8.28	市政懇談会	湯本	商工観光部	商工労政課	花巻第2工業団地について①-2	第2工業団地は開設されてからかなり期間もたっているが、まだ空き地が見える。現状はどうなっているのか、また、今後の見通しを伺いたい。	昨年、5haほど欲しいという話があつて、県経由で紹介したのだが実現しなかった。その理由の1つは該当の土地に水路が通っていること、もう1つは(株)ネクサスの上の方が土砂災害特別警戒区域になっており、土砂が落ちた場合に該当の土地の一部にかかることである。その後も話はあるのだが、コロナの関係でストップしている状況である。コロナの関係で企業自体の業績がどうなるかという問題もあり、現時点では様子を見ているという状況である。しかし、見込みはあると思っており、花巻市としてできることはしたい。 半導体については、キオクシアが10月に上場するというところである。キオクシアは業績が良く、第2工場建設の可能性は高いと見ているが、これは北上市となるだろう。サービス型の機械補修をするような企業はあるが、部品会社というのがあまりなく、例えば金ヶ崎にはアイシンやデンソーのような大企業があるが、このような大きな企業が出てくる可能性は少ないとみている。	花巻第2工業団地の未分譲地については、所有者である岩手県土地開発公社や岩手県と情報交換しながら誘致活動を行っているなかで、輸送用機械器具製造業や食品製造業、運輸業などの企業に検討いただいているところであり、今後も、岩手県等と連携し、誘致に取り組んでいく。
7	R2.8.28	市政懇談会	湯本	地域振興部	地域づくり課	自治公民館への検温器の配布について①	コロナの問題であるが、非常事態宣言が解除され、振興センター等も開放されて様々な会議が行われている。そうした会議に入る前に、検温をしているのだが、市で各集落の公民館に検温器を配布していただけないか。	公民館でも感染防止対策をとっていただきたく、地域における自治公民館利用についての指針を紹介するなどしている。感染防止対策の1つとして「検温」が挙げられ、自治公民館の皆さんに体温計についてアンケートでお聞きした。自治公民館であれば、主に近所の方々が集まることが想定され、各自、自宅で検温していただき、判断していただくことも考え、優先度が低くなったということもある。できれば、地区内で事前の検温の体制を整えていただければありがたい。	公民館でも感染防止対策をとっていただきたいと考え、地域における自治公民館利用についての指針を紹介するなどしている。感染防止対策の1つとして「検温」が挙げられ、自治公民館の皆さんに体温計についてアンケートでお聞きした。自治公民館であれば、主に近所の方々が集まることが想定され、各自、自宅で検温していただき、判断していただくことも考え、優先度が低くなったということもある。できれば、地区内で事前の検温の体制を整えていただきたい。
8	R2.8.28	市政懇談会	湯本	地域振興部	地域づくり課	自治公民館への検温機の配布について②	これからはインフルエンザの時期にもなってくる。そうすると誰が罹患しているかは分からないので、その会場で検温すればいいのではないかとと思う。無理なお願いかもしれないが、予算化を検討していただきたい。	9月の補正予算で、指定緊急避難場所についてはそろえることとし、32箇分の予算化をしている。単体ではそれほど高くないので、コミュニティ会議の予算などで確保していただければありがたい。状況によっては考慮の余地があると思うが、今現在ではほかに使うべきものがあると考えている。ご要望は承った。	9月補正予算で、非接触型体温計を指定緊急避難場所については整備している。単体ではそれほど高くないので、コミュニティ会議の予算などで確保していただければありがたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
9	R2.8.28	市政懇談会	湯本	教育部	文化財課	文化財の修復にかかる補助について①	市指定文化財の白山神社の大日如来坐像が平成18年に県の指定文化財に昇格し、それから14年たっているわけだが、2、3年前頃から仏像の表面の剥落が非常に激しくなっている。以前から風雨にさらされた事例があったとみられ、虫食いやカビの発生があり、後頭部から肩、背中にかけての状況がひどくなっている。2年ほどくらいかけて関係機関の学者の方に調査をしていただいたが、緊急に全面解体修理に取り組む必要があるとの判断であった。昨年9月ごろから補修に向けた会を立ち上げ、運動を続けている。市と県の教育委員会に状況を説明し補助をお願いしてきたが、県ではやりますと答えてくださった。総事業費1,600万円程の見込みだが、県ではそのうち2分の1を負担していただけるとのことである。花巻市では条例がなく、補助金を出す根拠がないとのことであるが、私共としては、市から全体の4分の1の補助をいただき、残り4分の1は地元で負担をして、何とか早期に修理をしたい。市の指定文化財でもあるので、補助する条例を整備していただきたい。 合併時には住民のサービスに係る問題については高いところと合わせるという話を何度も聞いた。例えば、東和町では合併前までは4分の1を補助し、文化財の修理等が行われたという。しかし合併後はそれがなくなり、文化財の修復作業が滞っているとの話も聞いた。合併協議の際に住民に約束したように、サービスの高いほうに合わせるということでは解決していただきたい。	そのお話は把握していなかったので、担当課に確認する。条例がなければつくればよいのだが、市の財政も苦しい状況にある。担当課に確認したうえで、連絡させていただく。 一(文化財課) 現在は、国及び県指定文化財の所有者が有形文化財を修理する場合、市において国・県補助への上乗せ補助の制度はないが、国・県指定であるという、文化財的価値の重要性に鑑み、市としての支援も必要であると考えことから、新たな補助制度の創設を検討している。	国・県指定文化財の所有者が有形文化財を修理する場合、市において国・県補助への上乗せ補助の制度はなかったが、国・県指定であるという文化財的価値の重要性に鑑み、現行の補助制度を見直し、新たに「花巻市文化財保存事業費補助金交付要綱」を制定、国・県指定文化財を補助対象に加えるとともに、補助対象経費や補助額の拡充を行った。 新たな補助制度では、県指定有形文化財の修理を県補助を受けて行う場合、事業に要する経費から県補助等を控除した額の1/2以内の額(ただし、1件1年度につき200万円を限度とする。)を補助するもの。 令和3年度は、補助金4,388千円を予算措置済。 【令和3年4月1日から施行予定】
10	R2.8.28	市政懇談会	湯本	教育部	文化財課	文化財の修復にかかる補助について②	岩手県も財政的に非常に苦しく、こしばくらは県の補助は出ていないと聞いていたため、それを何とか突破するべく交渉に行った結果、やりますとの返事であった。その過程の中では、一度に補助額全額を交付すべきかという話があり、こちらとしては3年の事業であり、3分の1ずつ3年かけて出していいただければとお話したところ、それであれば、広く該当させることができるとのことであった。市でも4分の1の400万円を補助していただけるのであれば、3年に分けて出していいただければと思っているので、その点も含めてよろしく願いたい。	これだけ聞くと、3年かけての事業であれば出せるのではないかなと思う。ただ、今後同様のケースが多数出てくると財政的にも厳しいということはあると思う。岩手県は花巻市より財政状況が厳しい中で、それでも補助するというのは正直驚きであるが、そうした状況であってもやるべきことという判断なのかという印象を受けた。いずれにしろ、調べて検討させていただきたい。	市の予算の範囲内で、毎年度の補助申請により、修理が完了するまでが補助事業期間となる。 【令和3年4月1日から補助金交付要綱施行予定】
11	R2.8.28	市政懇談会	湯本	商工観光部	観光課	コロナ禍における観光対策について	全国でGoToトラベルをやっているが、コロナ感染者の少ない北東北3県でのGoToトラベルをやってはどうかと思う。市内の観光客は東北が多い状況で九州などからはあまり来っていないので、東北で回したほうがいいのではないかな。花巻市で実施している温泉施設の助成は非常によいが、使い勝手が悪い。県が動かなければ、観光地である花巻市が男湯や湯池など様々なところと組んで、使い勝手のいいクーポンをつくり、GoToトラベルのクーポンと併用できれば、北東北3県はもっと動くのではないかなと思う。	花巻市の助成は6、7月に4千万の予算でスタートしたが、非常によく使っていたいたので、1億2、3千万ほどになった。利用者は圧倒的に市外の県民の方が多い。市民の利用については、4千円のうちの2千円は県から補助が来るが、市外の方の場合は花巻市で4千円全額負担しているものであり、負担が非常に大きい。おっしゃったようなことを実施すると、おそらく秋田や青森から観光客が来る。しかし、市の負担は非常に大きくなる。GoToトラベルはつい最近までかなり混乱したが、ようやく使えるようになった。現在はGoToトラベルと市の補助、県の地元割クーポンを使うことで通常の半額以下で宿泊できる。負担は大きいですが、9月中は助成をして温泉を支援したいと考えている。まずは市内の方に利用していただき、そして県内の方に利用していただきたい。	市内温泉宿泊施設等事業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日から開始した。その後、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見直しを図り、令和3年3月末まで実施した。令和2年度の実績は、621,529千円。 感染拡大が比較的に少ない北東北三県を対象に実施することにより宿泊客の増加は見込まれると考えられるが、市の財政負担が非常に大きくなることから、現状では実施は難しいと考えている。 国は、GoToトラベル事業について「感染が落ち着いた地域に限り、部分再開を目指す」、また、「宿泊割引を実施する自治体への財政援助も選択肢」と述べたとの報道があり、令和3年度において、宿泊者数等の推移及び国の施策などを勘案しながら検討を行う。 ※国のGoToトラベル事業は、令和2年7月22日から実施されたが、首都圏を中心とした緊急事態宣言に伴い、12月28日以降一時停止となっている。
12	R2.8.28	市政懇談会	湯本	健康福祉部	健康づくり課	新型コロナウイルス感染症の検査体制等について	コロナの感染者は今少ないが、今後増加したときに、検査や病床の問題は大丈夫なのか。	県の検査は非常に件数を増やしている。それとは別に花巻市では花巻・遠野地域外来・検査センターを開設し、水曜と土曜に最大6人検査できる体制をつづけている。これには花巻市医師会、総合花巻病院に全面的に支援いただいているもの。唾液の検査のため、鼻腔検査よりは危険が少ないものの、検査には危険がある。その中で医師約40名から協力いただけることになり、交代で検査していただいている。総合花巻病院の看護師にはその助手をしていただき、市の保健師も出て実施しているものである。このセンターの開設にあたっては、保健所、医師会、総合花巻病院で準備会議を幾度も開いて検討した。施設が完成してから手順の確認などで研修、訓練を重ねてようやく開設したもの。今後、インフルエンザ等が出てくる時期にもなり、そうすると検査数を増やすことも考えなければならないが、今後話し合っていく。あとは県の帰国者・接触者外来については、やはりその機能を増やしていただかなくてはと思う。皆さんの協力がないとこの検査体制の強化はできないが、なるべくやっていきたいと考えている。	花巻市では花巻・遠野地域外来・検査センターを開設し、水曜と土曜に最大6人検査できる体制を作っていたが、令和2年11月からは市内でPCR検査や抗原検査が受検できる診療・検査医療機関が増え、センターの受検者が少なくなったため、令和3年4月1日から休止することとし、今後は感染状況を見ながら検査の再開を判断することとしている。感染症の専門病床の確保や軽症者の宿泊療養施設等については県が中心となって進めているが、陽性となった方は全員、入院あるいは宿泊療養施設への入所ができており、今後、感染の状況に応じてさらに確保していくと聞いている。市としては、今後、県や保健所、医師会等と連携を密にしながら、感染予防対策に取り組んでいく。
13	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	指定緊急避難場所について①-1	この地区の避難所開設は振興センターであるが、広間は2階であるので、早々に来る高齢者はつらい。体育館があるが、そこも開設できるようにしてもらえないか。	おっしゃるとおり湯本振興センターは2階が広間のため、階段を上がなければならない。避難時にかかわらず、高齢者や障がいをお持ちの方にとっては大変なことと思う。今年のコロナの状況もあり、現在市では段ボールベッドを1,000台購入することを目指している。段ボールベッドは寝るためのものだけではなく、座るものとしての活用としても重要な役割と考えている。高齢者や障がいをお持ちの方だけでなく、妊産婦など、振興センターの2階に上がることが難しい方のことも考慮し、隣の体育室の利用も考えていかなければならないと思う。	おっしゃるとおり湯本振興センターは2階が広間のため、階段を上がなければならない。避難時にかかわらず、高齢者や障がいをお持ちの方にとっては大変なことと思う。今年のコロナの状況もあり、現在市では段ボールベッドを1,000台購入することを目指している。段ボールベッドは寝るためのものだけではなく、座るものとしての活用としても重要な役割と考えている。高齢者や障がいをお持ちの方だけでなく、妊産婦など、振興センターの2階に上がることが難しい方のことも考慮し、隣の体育室の利用も考えていかなければならないと思う。 体育室及び2階和室等について現地調査を実施し、振興センターの方から現状の利用状況等を聞き取りしうえて、現在、避難場所としての活用について検討している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
13	R2.8.28	市政懇談会	湯本	総合政策部	防災危機管理課	指定緊急避難場所について①-2	この地区の避難所開設は振興センターであるが、広間は2階であるので、早々に来る高齢者はつらい。体育館があるが、そこも開設できるようにしてもらえるか。	例えば、新堀は指定緊急避難場所がなく、先月、石島谷東部改良区の事務所を利用していただくことになったが、新堀地域は洪水になると1,000人規模の避難が必要となるため、そこだけでは足りず、八重畑小学校を使用することについて話し合いを進めるところである。指定緊急避難場所は基本的に各地区1か所であるが、こういった地域もあるので例外も生じる。湯本地区において、想定される避難者の人数を見た時に振興センターでは狭すぎるということであれば、指定緊急避難場所を体育室にすることもあり得る。市の正職員は600人ほどいるが、子どもがいったり、親の介護等が必要な職員を除くと、災害時に従事できる職員の人数は限られる。29か所の指定緊急避難場所に2人ずつ配置することになっているが、いざという時には足りないので、初期段階で4人程度を配置して落ち着いたら減らすということも検討しているが、交代要員を含めると1か所につき6人から8人ほどの職員が必要となり、また、本庁舎には対応のために50人ほどつめることになる。これらを考慮すると指定緊急避難場所を増やすことは簡単にはできない。先ほど申し上げたように温泉に協力いただくことも考えている。 体育室の方が良いかどうかについては、皆さんと話し合った上でとなるが、可能性としてはあると思う。	例えば、新堀は指定緊急避難場所がなく、先月、石島谷東部改良区の事務所を利用していただくことになったが、新堀地域は洪水になると1,000人規模の避難が必要となるため、そこだけでは足りず、八重畑小学校を使用することについて話し合いを進めるところである。指定緊急避難場所は基本的に各地区1か所であるが、こういった地域もあるので例外も生じる。湯本地区において、想定される避難者の人数を見た時に振興センターでは狭すぎるということであれば、指定緊急避難場所を体育室にすることもあり得る。市の正職員は600人ほどいるが、子どもがいったり、親の介護等が必要な職員を除くと、災害時に従事できる職員の人数は限られる。29か所の指定緊急避難場所に2人ずつ配置することになっているが、いざという時には足りないので、初期段階で4人程度を配置して落ち着いたら減らすということも検討しているが、交代要員を含めると1か所につき6人から8人ほどの職員が必要となり、また、本庁舎には対応のために50人ほどつめることになる。これらを考慮すると指定緊急避難場所を増やすことは簡単にはできない。先ほど申し上げたように温泉に協力いただくことも考えている。 体育室の方が良いかどうかについては、皆さんと話し合った上でとなるが、可能性としてはあると思う。 体育室及び2階和室等について現地調査を実施し、振興センターの方から現状の利用状況等を聞き取りしうえて、現在、避難場所としての活用について検討している。
1	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	総合政策部	防災危機管理課	稗貫川の洪水浸水想定区域について	亀ヶ森地区は稗貫川の中流地域にあり、早池峰ダムのお陰で人家まで巻き込むような洪水はないとは思っているが、最近の豪雨災害等を見ると大変心配である。ハザードマップには洪水による浸水想定区域が示されていないが、2年前に稗貫川も水位周知河川に指定されたことから、浸水想定区域の検討は進められているのか取り組み状況を伺いたい。	稗貫川の浸水想定区域については、現在、岩手県において令和3年3月末までに設定する作業が進められていると伺っている。市のハザードマップへの反映については、県の公表を受けて令和3年度の可能な限り早い時期に改定し、全戸配布したいと考えている。	稗貫川の浸水想定区域については、岩手県において令和3年3月末までに設定する作業が進められていると伺っていたところだが、作業の遅れにより令和3年度(令和3年4月以降)に繰り越された。市のハザードマップへの反映については、県の公表を受けて令和3年度の可能な限り早い時期に改定し、全戸配布したいと考えている。
2	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	大迫地域振興課	亀ヶ森小学校閉校後の利活用について①	市として小学校閉校後の施設を利活用する構想や計画はあるか。	現段階では市として具体的な構想や計画はない。 9月25日(金)に亀ヶ森地区と内川目地区のコミュニティ会議の代表者と行政区長にお集まりいただき、亀ヶ森小学校及び内川目小学校閉校後の学校施設等の利活用に係る懇談会を開催し、両校の学校施設等の現状を説明しているが、今後はそれぞれの地区ごと、場合によっては大迫地域の方々とも意見交換をしながら亀ヶ森小学校の学校施設の利活用について協議し進めてまいりたいと考えている。	内川目及び亀ヶ森両小学校閉校後の利活用策については、令和2年9月25日(金)に内川目地区及び亀ヶ森地区のコミュニティ会議の代表者と行政区長にお集まりいただき今後の利活用に係る懇談会を開催し、両校学校施設等の現状について説明した。その後両地区の意向を提出いただいたほか、市役所各課の意向調査を行い調査した結果、亀ヶ森小学校については1階を亀ヶ森振興センターとして、屋内運動場(体育館)を社会体育館として、グラウンドは地域住民におけるスポーツ活動等に利用することとして方針を決定した。
3	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	教育部	教育企画課	亀ヶ森小学校閉校後の利活用について②	閉校後の施設の利活用について、亀ヶ森地域で相談した上で提案することができる場合、国の補助金や起債償還などの関係で、使途が限定されることはないか。	亀ヶ森小学校は平成10年度に国の補助金(公立学校施設等整備費補助金)と起債(義務教育施設整備事業債)を活用し、約10億円ほどかけて建築された。校舎棟は平成10年6月建築、翌年3月に体育館を整備。校舎の構造は鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積2,406㎡、体育館は鉄筋コンクリート造、延床面積957㎡、市内の学校では築22年という比較的新しい学校であり、立派な状況で保たれている。 国の補助を受け整備した学校施設を学校教育以外の用途に転用する場合は、国の財産処分手続きにより文部科学大臣の承認が必要となるが、国ではこの廃校施設の有効活用を促進する場合、無償による転用で、補助事業完了後10年以上経過しているなど一定の要件を満たしている場合には、廃校施設の転用時期の2か月前までに国へ報告書を提出することで承認され、その場合補助金の返還は必要ない。 また、起債については、令和6年までの償還期間となっているが、施設の転用は可能とされており、その場合の繰上償還の必要もない。 校舎の利活用の参考事例として、東和地区の例を紹介する。小学校6校が統合し東和小学校となり、校舎6校が閉校となった。それぞれ地域の振興センターや社会体育館、取り壊し更地となった例、取り壊し後にNPOの介護施設に活用した例あり。参考としていただきたい。	亀ヶ森小学校は平成10年度に国の補助金(公立学校施設等整備費補助金)と起債(義務教育施設整備事業債)を活用し、約10億円ほどかけて建築された。校舎棟は平成10年6月建築、翌年3月に体育館を整備。校舎の構造は鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積2,406㎡、体育館は鉄筋コンクリート造、延床面積957㎡、市内の学校では築22年という比較的新しい学校であり、立派な状況で保たれている。 国の補助を受け整備した学校施設を学校教育以外の用途に転用する場合は、国の財産処分手続きにより文部科学大臣の承認が必要となるが、国ではこの廃校施設の有効活用を促進する場合、無償による転用で、補助事業完了後10年以上経過しているなど一定の要件を満たしている場合には、廃校施設の転用時期の2か月前までに国へ報告書を提出することで承認され、その場合補助金の返還は必要ない。 また、起債については、令和6年までの償還期間となっているが、施設の転用は可能とされており、その場合の繰上償還の必要もない。
4	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	大迫地域振興課	亀ヶ森小学校閉校後の利活用について③	令和3年3月に閉校する学校施設を、別目的で利活用できる時期についての考えはあるか。 今の学校施設は大変きれいに管理されていることから、閉校後においても引き続き施設内外の管理をしてほしい。	利活用の時期については、現段階では市として方向性が定まっていないことから未定。活用策が定まった段階で決めていきたい。 施設の管理については、施設の利用目的が決まった後に協議、検討していく。	亀ヶ森小学校の利活用策については、地域の意向を集約し1階を亀ヶ森振興センター、屋内運動場(体育館)を社会体育館、グラウンドについては地域住民におけるスポーツ活動等に利用することとして方針を決定したが、利活用の時期については、今後用途変更及び改修工事の必要があることから、令和4年度中には供用開始ができるよう進めていく。 閉校後の施設内外の管理は地域振興課に行う。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
5	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	教育部	こども課	大迫小学校統合に伴う「学童クラブ」の検討状況について①~1	亀ヶ森地区には学童クラブがなく、これまで週1回の放課後児童教室(ダルトン)に参加しているが、新年度から小学校統合に伴い大迫地区の早池峰学童クラブへ加入を希望する児童が増えると思われる。 内川目や亀ヶ森の児童の加入に伴う指導員の確保はされているか。 また、教育委員会では保護者に対し説明や意見交換の場を設けているか。	花巻市内には19の学童クラブがあり、1単位大体40人としているが、大きい学童では130人のところもある。利用している児童数は4月時点で1,161人、小学生の4人に1人が利用している状況。 学童クラブの運営は地域や保護者、法人で組織する運営協議会が主体となっており、市が委託する形で実施していただいている。各運営協議会で予算を持ち、支援員を雇用し開所日数や保育料等を設定し運営していただいている。 大迫地域の3小学校統合に伴い、来年度以降早池峰学童クラブの利用者の増加が見込まれることから、教育委員会では本年6月に3小学校の1年生～5年生及び大迫保育園、亀ヶ森保育園の3・4・5歳児の保護者へ利用希望等のアンケートを実施。その結果、令和3年4月時点の早池峰学童クラブの利用希望児童数は33名(うち亀ヶ森地域の利用希望者は4名)と令和2年5月現在の利用児童数19名と比較し、14名増加する見込み。 施設については、早池峰学童クラブが使用している大迫小学校敷地内の「はやちね生き活き交流館」は2階建ての建物で、学童クラブの活動に供することができる有効面積は、1階が約85平方メートル、2階が約20平方メートル、合計105平方メートルある。市の条例で定める学童クラブに必要な面積は、児童1人につき1.65平方メートルとなっており、来年度利用希望見込み児童数33名に対する1人当たりの施設の面積は最大3.18平方メートルとなり、学童クラブの活動場所としては十分に確保できることから、教育委員会では今後もこの施設を使用する考え。一方で、はやちね生き活き交流館は学童クラブの占有施設ではないことから、学童で使用する備品の管理や設備の使い勝手による不便も生じていることを学童クラブ関係者から伺っている。施設所管の大迫総合支所とも協議しながら、可能な範囲で改善を図ることについて検討していく。	大迫地域の3小学校統合に伴い、来年度以降早池峰学童クラブの利用者の増加が見込まれることから、教育委員会では令和2年6月に3小学校の1年生～5年生及び大迫保育園、亀ヶ森保育園の3・4・5歳児の保護者へ利用希望等のアンケートを実施。その結果、令和3年4月時点の早池峰学童クラブの利用希望児童数は33名(うち亀ヶ森地域の利用希望者は4名)と令和2年5月現在の利用児童数19名と比較し、14名増加する見込みのみを、長期休みなどの利用児童数が11名であり、今後新たな利用希望にも対応が可能である。 施設については、早池峰学童クラブが使用している大迫小学校敷地内の「はやちね生き活き交流館」は2階建ての建物で、学童クラブの活動に供することができる有効面積は、1階が約85平方メートル、2階が約20平方メートル、合計105平方メートルある。市の条例で定める学童クラブに必要な面積は、児童1人につき1.65平方メートルとなっており、来年度長期休みのみを含めた利用予定児童数32名に対する1人当たりの施設の面積は最大3.28平方メートルとなり、学童クラブの活動場所としては十分に確保できることから、教育委員会では今後もこの施設を使用する方針である。 はやちね生き活き交流館は学童クラブの占有施設ではないが大迫総合支所と協議し、学童クラブとしての設備を充実することし、今年度、出入口扉、下駄箱及びロッカーの設置、照明LED化、2階専用事務室フロアリング化の修繕を行い、児童用机、事務用机及び椅子、事務用書庫等の備品購入を行った。 放課後児童支援員の確保については、利用見込みの増加に対応するため、早池峰学童クラブにおいて令和2年12月に新たに4名の有資格者と1名の事務員を雇用し、受け入れ体制を整えた。また、保護者に対しては、令和2年11月に学童クラブより内川目・亀ヶ森小学校児童の保護者及び就学児健診の際に保育園等児童の保護者へ説明を行っている。 【令和3年3月までに実施済み】
5	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	教育部	こども課	大迫小学校統合に伴う「学童クラブ」の検討状況について①~2	亀ヶ森地区には学童クラブがなく、これまで週1回の放課後児童教室(ダルトン)に参加しているが、新年度から小学校統合に伴い大迫地区の早池峰学童クラブへ加入を希望する児童が増えると思われる。 内川目や亀ヶ森の児童の加入に伴う指導員の確保はされているか。 また、教育委員会では保護者に対し説明や意見交換の場を設けているか。	学童クラブの運営体制については、早池峰学童クラブ運営委員会と教育委員会との間で意見交換会を本年度2回開催している。2回目の意見交換会には、大迫地域3小学校のPTAの代表者にも出席いただき、代表者の皆様からは統合後の学童クラブの保育料の改定の可能性や小規模の学童クラブであっても保育のサービスの充実を望むこと、内川目、亀ヶ森地区の児童を含めた利用を希望する児童を受入れていただける体制の確保などの御意見等を頂戴し、運営委員会からも学童クラブが安全で保護者が安心して利用できる環境を整えていく必要があり、開所時間の拡充などを図るため、放課後児童支援員の増員や運営体制の改善等について検討していきたいとの発言があった。 来年度からの学童クラブの開所日数、開所時間、放課後児童支援員の確保や保育料のあり方などの課題について、現在、運営委員会とこども課の間で打合せを重ねており、運営委員会では利用希望児童を受け入れるための放課後児童支援員の確保や開所時間等の充実が図られるよう検討を進めていると伺っている。 保護者の皆様への説明の場を設けることについては、これらの運営体制の見通しが立ち次第、運営委員会において、11月以降就学児健診の場などの機会をとらえて説明会を行う予定であることを伺っている。	学童クラブの運営体制については、早池峰学童クラブ運営委員会と教育委員会との間で本年度意見交換会及び打ち合わせを6回開催している。2回目の意見交換会には、大迫地域3小学校のPTAの代表者にも出席いただき、代表者の皆様からは統合後の学童クラブの保育料の改定の可能性や小規模の学童クラブであっても保育のサービスの充実を望むこと、内川目、亀ヶ森地区の児童を含めた利用を希望する児童を受入れていただける体制の確保などの御意見等を頂戴した。 来年度から体制を充実するため、令和2年12月から支援員4名と事務員1名を運営委員会において新たに雇用している。 保護者の皆様への説明の場を設けることについては、11月に内川目及び亀ヶ森小学校保護者へ市と運営委員会と合同で説明会を行い、新入生の保護者に対しては、就学児健診時に説明会を行った。 【令和2年12月までに実施済み】
6	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	農林部	農村林務課	獣害に対する市の対策について	今年は熊の被害が多発し、先日も内川目で人身被害があり全国ニュースになったが、熊に限らず、鹿やイノシシなど獣害に対する対策について、市として今後どうしていく考えが伺いたい。	熊の問題については、先日も内川目と太田で襲われ、どちらも農作業中の事故であった。以前は出会い頭で襲われたことが多かったが、後から襲われたり猟友会の方も襲われたりと熊の生態も変化してきている。 熊については、今年は既に10数頭も捕っているが、罠をかけて捕る方法が一番安全と考えている。都会の環境保護団体からはいろいろ言われるが、人命を守る上では捕ることは大事である。イノシシや鹿についても罠をかけることが大変重要。罠の免許を多くの皆さんに取っていただいて、罠をかけていく必要がある。 市としては、農水省の補助金(1頭当たり8,000円)に対し、上乗せ補助をしているが、市の予算を増やせば捕っていたらいいのかであれば増やすことも検討する。ただ、今現在では捕る人が少なく、お金の問題ではないのが実態。 花巻には二つの猟友会があり、鹿の駆除等について一緒に活動いただいており、少しずつ駆除等の活動する人員も増えてきている。 電気柵については、市の補助金をどんどん活用いただき設置してほしい。	熊の問題については、先日も内川目と太田で襲われ、どちらも農作業中の事故であった。以前は出会い頭で襲われたことが多かったが、後から襲われたり猟友会の方も襲われたりと熊の生態も変化してきている。 熊については、今年は既に10数頭も捕っているが、罠をかけて捕る方法が一番安全と考えている。都会の環境保護団体からはいろいろ言われるが、人命を守る上では捕ることは大事である。イノシシや鹿についても罠をかけることが大変重要。罠の免許を多くの皆さんに取っていただいて、罠をかけていく必要がある。 市としては、農水省の補助金(1頭当たり8,000円)に対し、上乗せ補助をしているが、市の予算を増やせば捕っていたらいいのかであれば増やすことも検討する。ただ、今現在では捕る人が少なく、お金の問題ではないのが実態。 花巻には二つの猟友会があり、鹿の駆除等について一緒に活動いただいており、少しずつ駆除等の活動する人員も増えてきている。 電気柵については、市の補助金をどんどん活用いただき設置してほしい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
7	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	総合政策部 建設部	防災危機管理課 道路課	豪雨被害による浸水域に 対しての対策について	亀ヶ森地域は、大雨が降ると3区の低地が広範囲に浸水し県道が通 行不能となり、6区～7区付近も土石流の被害が心配される。花巻方面 へ行く道路が寸断されてしまう。 100年や50年に一度の豪雨災害に備え、道路の嵩上げや堤防等計画 的に進めていく必要があるのではないか。検討いただきたい。	亀ヶ森3区の堤防については、以前から市より県土木センターへ要望 を提出している。それに対する県の捉え方は、民家が浸水するような場 所が優先されるとのことである。市内でも堤防ができていない箇所は、 北上川の沿線を含め多いため、県でも一度にはできないことから、危険 度を勘案しながら対応していくこと伺っている。 岩手県は復興にお金がかかり、国からの復興交付金を使い沿岸中心 に公共事業を行ってきた。その結果内陸については手薄になっているこ とは事実。今は復興交付金は沿岸の復興が終わったことでもらえなくな り、以前にあった社会資本整備総合交付金という補助金を復活するよう 運動をしているが非常に厳しい状況。 堤防の件は国の北上川の堤防整備も、八重畑や新堀においてもでき ておらず、人家がないところはどうしても後回しになっている。 稗貫川が周知河川となり、今度洪水浸水区域の指定がなされる。大 雨の際は稗貫川の水位については監視体制がとられ、必要な時に避難 準備高齢者等避難開始や避難勧告を発令できる体制は整えているた め、そういう意味では人命を守っていくため一生懸命させていただいて いる。	【道路課】 R3も県土木センターに引き続き要望を行う。 【防災危機管理課】 稗貫川が水位周知河川となり、今度、浸水想定区域の指定がなされ る。大雨の際は稗貫川の水位については監視体制がとられ、必要な時 に避難準備高齢者等避難開始や避難勧告を発令できる体制は整えら れつつあり、そういう意味では人命を守っていくため一生懸命させてい ただいている。
8	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	建設部	道路課	県道羽黒堂二枚橋線の道路 の改良について	花巻方面へ向かう際の道路について、石鳥谷町滝田の晴山農園さん と宇都宮さんの垣根を切っていただき大変通易くはなったが、道路の 取り付けが悪い。また、羽黒堂のT字路のあたりも冬期間の道路の凍結 による事故が絶えず、花巻北上方面へ通じる道路を確保する意味で拡 幅や見直しをしてほしい。	石鳥谷町滝田の県道羽黒堂二枚橋線については、勾配が急なことも あり冬道は危険であることはご承知のとおりである。 堰を撤去するなど改良しているということは、県において拡幅する等の 計画があつてのことと思われるが、以前から皆さんからの御意見をいた だいている箇所であると思われる。 一県土木センターへ確認したところ、歩道設置を計画しており、今年度 は堰の撤去を行ったとのこと。その旨、発言者へ連絡済。	県土木センターへ確認したところ、歩道設置を計画しており、今年度は 堰の撤去を行ったとのこと。その旨、発言者へ連絡済。
9	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	建設部	道路課	市道赤井森線の道路の改良 について	市道赤井森線は 亀ヶ森から紫波町に抜ける道路であり、SWS東日 本(株)大迫工場に紫波町から通動する方も多く大変重要しているが、 道幅が狭いことに加え、カーブが多く高低差もあるため大変見えにくく 危険である。 朝晩の通勤時、かなりのスピードで通行するため非常に危険なことか ら、道路の拡幅等改善していただきたい。 大きな地元の企業のため大事にしていかなければならないと思う。	市道赤井森線は、確かに幅員は狭く、紫波町と接しているため、当市 及び紫波町どちらにおいても改良が必要であることは感じていることと 思われる。 道路改良についての要望は、区長を通じ提出いただいているが、この 赤井森線に関する要望は恐らく出ていなかったと思われる。今後区長を 通じて要望が出された際は、市整体的に緊急度を勘案しながら整備し ていくこととなる。	区長を通じて要望が出された際は、市整体的に緊急度を勘案しながら 整備していくこととなる。
10	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	大迫地域振興課	亀ヶ森小学校閉校後の利活 用について④	亀ヶ森小学校の閉校後の利活用案として、例えば地元の唯一の誘致 企業であるSWS(株)大迫工場に、新たなものを生み出せるようなその 研究施設として活用していただくとか、あるいは、新たな醸造所、ワイナ リーに体育館や調理施設を使っていたくなど、新たななぶどう産業の振 興策に利用するなど、産業振興に活用してみてもどうか。	小学校の跡地の施設の利活用については、産業振興という選択肢も 一つの要素であり、非常にいいご意見をいただいたと思っている。地域 の皆さんと一緒に今後の方向性について考えていきたい。	小学校の跡地の施設の利活用については、産業振興という選択肢も 一つの要素であり、非常にいいご意見をいただいたと思っている。 亀ヶ森小学校の利活用策については、これまで亀ヶ森地区の意向を 伺いながら進めてきており、亀ヶ森地区コミュニティ会議において、アン ケートや懇談会にて出された様々な意見を集約いただき、市へ提出い ただいたものを市としては最大限尊重する形で方針を決定させていただいた。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
11	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	教育部 大迫総合支所	こども課 大迫地域振興課	大迫小学校への統合及び早池峰学童クラブの施設について	亀ヶ森地区からの動線を考えてとき、人の流れは自然に花巻方面へ向かって進んでいるが、大迫小学校との統合は亀ヶ森からの動線とは反対方向に向いており、様々な研究の上からすると、この問題はかなり無理があると言っていい。動線の進む方向に人が集まることから研究上明らかになっていることから、その点も含め、今後検討していく必要があると思われる。 また、仕事柄、大迫小学校に勤務していた経緯もあることから、早池峰学童クラブは学童施設としては非常に使い勝手が悪いと感じていた。当時は放課後学童で使用していても、地区の集まりがあるため十分な活動ができないこともあった。今も変わっていないとしたら、子供が安心して生活できる放課後の居場所としては適当であるか疑問。今日も南城学童クラブを拝見し、自分の居場所が確保でき、カバンを入れる場所もあり、自分の遊びたいものを持ってきて遊ぶことができる大変良い施設であったが、そういう意味で学童の施設としての改善を望む。	早池峰学童クラブについては、これまでの経過を見ると、施設としていくつかの団体が使用していることにより、様々なことがあったと思われる。 基本的には生涯学習施設であるため、合唱団体の方々には日祝日及び夜間にご利用いただいたり、保護者の勤務時間を勘案し保育時間の延長を検討いただいたり、自治公民館の活動は19時以降にしていたくなど、整理させていただいた。 3団体が同施設を使用する中で不便はあると思うが、どの団体からも学童にとっては非常に安全で良い場所であり、学童の使用を優先することの認識を持っていたいただいている。この施設を十分活用する形、備品等についても改善ができる部分については、逐次検討していくことで不便を感じないように進めていく考え。保護者の方々からの要望もいただきながら改善して参りたい。	【こども課】 早池峰学童クラブについては、これまでの経過を見ると、施設としていくつかの団体が使用していることにより、様々なことがあったと思われる。 基本的には生涯学習施設であるため、合唱団体の方々には日祝日及び夜間にご利用いただいたり、保護者の勤務時間を勘案し保育時間の延長を検討いただいたり、自治公民館の活動は19時以降にしていたくなど、整理させていただいた。 3団体が同施設を使用する中で不便はあると思うが、どの団体からも学童にとっては非常に安全で良い場所であり、学童の使用を優先することの認識を持っていたいただいている。この施設を十分活用する形、備品等についても改善ができる部分については、逐次検討していくことで不便を感じないように進めていく考え。 はやちね生き活き交流館は学童クラブの占有施設ではないが大迫総合支所と協議し、学童クラブとしての設備を充実することし、今年度、出入口扉、下駄箱及びロッカーの設置、照明LED化、2階専用事務室フロアリング化の修繕を行い、児童用机、事務用机及び椅子、事務用書庫等の備品購入を行い、放課後の子どもの生活の場としての環境の充実を図った。 【令和3年3月末実施済み】 【大迫総合支所】 早池峰学童クラブについては、これまでの経過を見ると、仲町自治公民館や生涯学習施設としていくつかの団体が使用していることにより、様々なことがあったと思われる。 基本的には生涯学習施設であるため、合唱等の団体の方々には日祝日及び夜間にご利用いただいたり、保護者の勤務時間を勘案し保育時間の延長をすることし、仲町自治公民館等の活動は19時以降にしていたくなど、調整させていただいた。 各団体が同施設を使用する中で不便はあると思うが、学校敷地内にあり、どの団体からも学童にとっては非常に安全で良い場所であり、学童の使用を優先することの認識を持っていたいただいている。この施設を十分活用するため、設備や備品等についても早池峰学童クラブと協議して改善した。保護者の方々からの意見もいただきながら進めて参りたい。
12	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	大迫地域振興課	亀ヶ森小学校閉校後の利活用について⑤	最近耳にする言葉に、テレワークや働き方改革、東京一極集中の是正であるとか、そういったものへの活用策として校舎の活用は即対応可能ではないか。 ぜひ検討いただきたい。	ご意見として伺う。	テレワークやサテライトオフィスなどの案については、市においても検討しており、令和3年度に定住推進課においてニーズ把握及び調査分析をする予定であることから、併せて小学校の活用についても定住推進課と連携し検討していく。
13	R2.9.29	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	大迫地域振興課	亀ヶ森小学校閉校後の利活用について⑥	小学校閉校後の利活用を考えるとときに、「おだやかな革命」というドキュメンタリー映画を紹介する。秋田、福島、岡山、岐阜4地区の取り組みが紹介されている。この映画を亀ヶ森で上映会を開き、これをヒントにし、どんなことができるか考えていきたい。	ご意見として伺う。	ご意見として伺う。
1	R2.10.1	市政懇談会	太田	総合政策部	防災危機管理課	想定外の降水量に対する花巻市の防災、水害等の対策について	近年50年に一度の洪水とか、線状降水帯とかの報道が多くなっており、想定外の大規模な水害が毎年各地で発生している。当地区のハザードマップを見ると、豊沢川流域の低地も浸水危険区域となっているが、浸水区域の見直しや浸水深の調査・検討などは行われているのか。北上川など国交省が管理する河川では危険水位などが設定され、避難の目安にしていると聞いている。私の住む行政区にある豊沢川の支流(三ツ沢川・瀬の沢川・寒沢川)にも橋にセンサーがありモニター管理していると思うが、その情報を防災ラジオ等どのように活用し、また、危険水位、避難の目安としているのか。 治水、水害対策等について、市のこれまでの対応や今後の考え方を伺いたい。	豊沢川は岩手県で管理しているが、現在、豊沢川流域に設定されている浸水想定区域は、国の管理する範囲(北上川との合流地点から豊沢橋付近まで)で、平成28年に1000年に1度の大雨を基準に設定されている。豊沢橋から上流は、現在は水位周知河川の指定がされていないことから、浸水想定区域の設定はされていない。市では毎年、県から水位周知河川の見直しについて意見を求められた際に、豊沢川を水位周知河川に指定するよう意見を提出しており、県が水位周知河川として指定し、浸水想定区を設定した場合は速やかにハザードマップに反映させ、該当地区の皆様に配布したい。現行のハザードマップ上で豊沢川流域を囲む青い影付きの線は、昭和22年のカスリン台風及び23年のアイオン台風による浸水区域を示した線であり、これらは現在、国が基準とする1000年に1度の大雨に対応したものでなく、昭和36年に豊沢ダムが完成していること等流域の状況も変わっていることから、あくまでも参考である。 川の水位の避難情報への反映については、現在、豊沢川では上根子橋と不動橋の観測所で水防団待機水位及び氾濫注意水位は設定されているが、水位周知河川に指定されていないため、避難の判断材料となる避難判断水位及び氾濫危険水位の設定はされていない。三ツ沢川、瀬の沢川、寒沢川に設置されている水位計は、県が令和元年度に運用開始した「危機管理型水位計」で、普段は1日1回、降雨により水位が一定以上になった際に1時間に1回の監視体制となる水位計である。県によるとあくまでもその個所の水位を表すもので、周辺の地形を考慮していないことから、この個所が何mになったら危険になるかは判断できないと伺っている。このことから豊沢川においては、北上川・猿ヶ石川・稗貫川のように水位と今後の雨量などによる判断ではなく、豊沢ダムの放流状況や今後の雨の状況を気象台とダム管理事務所と情報交換し、避難が必要と判断した場合は速やかに避難情報を発令することとしている。 三ツ沢川等の市内の各支流については、先ほどの危機管理型水位計や気象庁の洪水警報の危険度分布のサイトなどからも情報を得ているが、市内全ての河川を監視することは難しいため、現場を巡回される消防団や地域の方からの通報により必要に応じて対応してまいりたい。	豊沢川は岩手県で管理しているが、現在、豊沢川流域に設定されている浸水想定区域は、国の管理する範囲(北上川との合流地点から豊沢橋付近まで)で、平成28年に1000年に1度の大雨を基準に設定されている。豊沢橋から上流は、現在は水位周知河川の指定がされていないことから、浸水想定区域の設定はされていない。市では毎年、県から水位周知河川の見直しについて意見を求められた際に、豊沢川を水位周知河川に指定するよう意見を提出しており、県が水位周知河川として指定し、浸水想定区を設定した場合は速やかにハザードマップに反映させ、該当地区の皆様に配布したい。現行のハザードマップ上で豊沢川流域を囲む青い影付きの線は、昭和22年のカスリン台風及び23年のアイオン台風による浸水区域を示した線であり、これらは現在、国が基準とする1000年に1度の大雨に対応したものでなく、昭和36年に豊沢ダムが完成していること等流域の状況も変わっていることから、あくまでも参考である。 川の水位の避難情報への反映については、現在、豊沢川では上根子橋と不動橋の観測所で水防団待機水位及び氾濫注意水位は設定されているが、水位周知河川に指定されていないため、避難の判断材料となる避難判断水位及び氾濫危険水位の設定はされていない。三ツ沢川、瀬の沢川、寒沢川に設置されている水位計は、県が令和元年度に運用開始した「危機管理型水位計」で、普段は1日1回、降雨により水位が一定以上になった際に1時間に1回の監視体制となる水位計である。県によるとあくまでもその個所の水位を表すもので、周辺の地形を考慮していないことから、この個所が何mになったら危険になるかは判断できないと伺っている。このことから豊沢川においては、北上川・猿ヶ石川・稗貫川のように水位と今後の雨量などによる判断ではなく、豊沢ダムの放流状況や今後の雨の状況を気象台とダム管理事務所と情報交換し、避難が必要と判断した場合は速やかに避難情報を発令することとしている。 三ツ沢川等の市内の各支流については、先ほどの危機管理型水位計や気象庁の洪水警報の危険度分布のサイトなどからも情報を得ているが、市内全ての河川を監視することは難しいため、現場を巡回される消防団や地域の方からの通報により必要に応じて対応してまいりたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
2	R2.10.1	市政懇談会	太田	建設部	道路課	橋の長寿命化と土木施設整備に関する説明について	地区内の古い橋は長寿命化で対応するとのことだが、洪水等で万一壊れたら通行量の少ない橋は、廃止になるのではと心配している。市の考え方を伺いたい。 毎年行っている土木整備説明会は、コロナ禍で今年は開催されず、説明資料が区長宛に送付された。新人の区長も多いので、太田地区の現状や、要望に関する手引きなど別途説明会を開催していただけないか。	花巻市が管理する橋梁は1,005橋あり、5年に1度点検を行い、点検の結果から補修が必要と判断された橋梁については、花巻市橋梁長寿命化修繕計画により計画的に補修を実施している。また、洪水等で災害が発生して被災した橋梁については、基本的に災害復旧により補修等を行っているところである。市としては限りある財源のもと、管理する橋梁は少ないのが好ましいことから、利用状況を確認の上で地域住民の理解を得られた場合には、廃止も選択肢の一つになるものと考えている。 土木施設整備要望についての説明会は、例年、交付金の内示額が確定して6月議会で補正予算案を可決していただいたのち、6月下旬から7月に実施している。しかし、今年度は4月の臨時議会で補正予算案を可決していただいたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明会は開催せず、5月下旬に資料送付させていただいた。現在はコロナの対策についても見えてきており、しっかりと感染防止対策をした上で説明会を開催したいと考えている。区長会議など区長が集まる場を利用して説明を行うので、日時等の詳細については、別途道路課あてに相談いただきたい。	洪水等で災害が発生して被災した橋梁については、基本的に災害復旧により補修等を行っているところである。市としては限りある財源のもと、管理する橋梁は少ないのが好ましいことから、利用状況を確認の上で地域住民の理解を得られた場合には、廃止も選択肢の一つになるものと考えている。 来年度はしっかりと感染防止対策をした上で説明会を開催したいと考えている。 (参考：R2において太田地区から回答後に説明依頼は無し)
3	R2.10.1	市政懇談会	太田	建設部	道路課	松雲台橋の整備について	待望の道の駅はなまき西南がオープンした。道の駅に來た方が高村記念館に行くことや、スポーツキャンプ村に観戦に來たお客のバスが道の駅に寄ることも予想される。そうしたときに、松雲台橋を大型バスが通行するには狭いのではないかと。橋の上流は7m道路だが、橋は5m幅ですれ違うことができず、どちらかが必ず止まらなければならない。道路が7mで橋が5mというのはあり得ないのではないかと思う。	現在、松雲台橋は保守しており、今年度中には完了する見込みである。架け替えするとすると、数億円という非常に多額の費用がかかる。市内には千橋以上の橋があり、松雲台橋よりも通行量の多い橋はたくさんある。おっしゃることはよくわかるが、大型の車両が来る場合は片側一方ずつ通行していただきたい。また、下坂井・関上場線、松雲台橋の東側は今改良工事をしており、クランク状態のところが真っすぐ行くことができるようになる。そうするともう少し走りやすい道路になると考えている。西側には林があるため、見えにくいということがあれば、所有者にお願いして剪定していただくという対応もできる。更に、交通量が増加して危険が出てきた場合には看板設置等により安全な通行を促すなどの対応を進めていきたいと考えている。	松雲台橋は今年度中には補修完了する。架け替えするとすると、多額の費用がかかる。市内には千橋以上の橋があり、松雲台橋よりも通行量の多い橋はたくさんあることから事業実施は難しい。大型の車両が来る場合は片側一方ずつ通行していただきたい。 下坂井・関上場線、松雲台橋の東側を今年度改良工事をしており、クランク状態のところが真っすぐ行くことができるようになる。そうするともう少し走りやすい道路になると考えている。 西側には林があるため、見えにくいということがあれば、所有者にお願いして剪定していただくという対応もできる。 更に、交通量が増加して危険が出てきた場合には看板設置等により安全な通行を促すなどの対応を進めていきたいと考えている。
4	R2.10.1	市政懇談会	太田	健康福祉部	健康づくり課	新型コロナウイルス感染症に伴う医療体制の整備状況について	終息の見えない感染症の拡大が続いているが、花巻市や県央部の医療体制は十分に整えられているのか、現段階での医療体制の整備について説明してほしい。	県内では7月29日に1例目が発症し、9月4日の23例目以降は発生していない状況である。しかし、全国的には終息には至っていない状況である。花巻市においては感染者の発生は確認されていないが、感染が拡大した場合の医療体制の維持を図る必要があることから感染者・接触者外来のほかに、市として7月29日に市医師会等のご協力により「花巻・遠野地域外来・検査センター」を開所し、市内及び遠野市の登録医療機関からの紹介によるPCR検査を週2回実施している。当市を含む北上市、遠野市、西和賀町を圏域とする中部保健所管内では、北上市にも同様の検査センターが開所され、北上市及び西和賀町の登録医療機関からの紹介によるPCR検査を実施している。 感染症の専門病床の確保や軽症者の療養施設等については、県が中心となって進めているが、現在、県全体で病床数150床、軽症者の宿泊施設として85室確保されており、感染の状況に応じてさらに確保していくと聞いている。市としては、今後県や保健所、医師会等と連携を密にしなが	花巻市では花巻・遠野地域外来・検査センターを開設し、水曜と土曜に最大6人検査できる体制を作っていたが、令和2年11月からは市内でPCR検査や抗体検査が受検できる診療・検査医療機関が増え、センターの受検者が少なくなったため、令和3年4月1日から休止することとし、今後は感染状況を見ながら検査の再開を判断することとしている。感染症の専門病床の確保や軽症者の宿泊療養施設等については県が中心となって進めているが、陽性となった方は全員、入院あるいは宿泊療養施設への入所ができており、今後、感染の状況に応じてさらに確保していくと聞いている。市としては、今後県や保健所、医師会等と連携を密にしなが

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
5	R2.10.1	市政懇談会	太田	商工観光部	観光課	新型コロナウイルス感染症に伴う花巻市の経済への影響について①	温泉を含めた観光地への入出の減少、売上の減少はどのような状況か。市の対応も含めて概況について説明してほしい。	4月以降、温泉事業者や関係団体等と意見交換してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態措置による不要不急の外出の自粛等により、予約のキャンセルが相次ぐなど、宿泊客が多い大型連休中の休業をはじめ、修学旅行などの団体旅行のキャンセル、スポーツ大会等の中止による宿泊のキャンセル、インパウンドの激減などにより、宿泊客が大幅に減少し、企業経営に深刻な影響を与えているとことである。このようなことから、市内温泉宿泊施設事業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日から開始した。その後、感染拡大状況や当該事業の利用状況を確認しながら、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見直しを図ってきた。 宿泊者数の推移は、令和2年4月から7月の宿泊者数合計は、8万6千666人であり、前年と比較して17万4千707人減、率にして 66.8%の減となっている。さらに、インパウンド宿泊数は、令和2年4月から7月の宿泊者数合計は、15人であり、前年と比較して1万6千337人減、率にして99.9%の減であった。 9月の予約状況を温泉事業者に聞いたところ、市で実施している温泉宿泊施設等利用促進事業の対象を県民または県内の事業所に勤務している方とし、助成額を宿泊利用者1人あたり最大4千円としたこと、「GoToトラベル事業」が動きはじめていることにより、県内宿泊客の予約が非常に好調であると伺っている。なお、10月1日からは、岩手県の事業「岩手(しもと)に泊まるなら地元割クーポン」が3千円に増額されることから、宿泊の助成額を2千円に変更し、温泉宿泊施設等利用促進事業を引き続き実施している。	4月以降、温泉事業者や関係団体等と意見交換してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態措置による不要不急の外出の自粛等により、予約のキャンセルが相次ぐなど、宿泊客が多い大型連休中の休業をはじめ、修学旅行などの団体旅行のキャンセル、スポーツ大会等の中止による宿泊のキャンセル、インパウンドの激減などにより、宿泊客が大幅に減少(4月は前年同月比83%減、5月は同91%減)し、企業経営に深刻な影響を与えていることから、市内温泉宿泊施設事業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日から開始した。その後、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見直しを図り、令和3年3月末まで実施した。 宿泊者数の推移は、令和2年4月から令和3年3月の宿泊者数合計は約52万3千人であり、前年度と比較して約25万2千人減、率にして32.5%の減となっている。さらに、インパウンド宿泊数は、令和2年4月から令和3年3月の宿泊者数合計は、49人であり、前年と比較して約5万3千人減、率にして 99.9%の減であった。 このような状況下において、9月から11月は、当該利用対象を県民にしたことや、「GoToトラベル事業」の影響等もあり、前年同月を上回るの宿泊者数であった。 令和3年1月以降は感染拡大や首都圏を中心とした緊急事態宣言による「GoToトラベル事業」の一時停止により、宿泊状況が厳しい状況であったことから、令和3年2月20日から宿泊助成額を最大4,000円に拡充した。3月の宿泊者数客全体では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成31年3月比で80%を超えるまで急激に回復し、県内宿泊客者数は、同150%を超えており、3月の県民の宿泊状況は極めて好調であったところである。 県外からの宿泊客やインパウンドが激減するなか、一定規模の宿泊客を確保した点において事業効果は大変大きかったと考えている。また、温泉施設等の利用客が増えることにより、食材納入業者や物産業者など観光関連事業者への経済効果も大きかったと考えている。 令和3年度については、3月上旬に市内温泉事業者と意見交換した際に、市内温泉事業者から、GoToトラベル事業の再開時期が不透明であり、4月以降の予約は、例年と比較し動きが鈍く、観光宿泊需要の回復は厳しい状況であると伺ったことから、継続的な支援が必要であると判断し、当該事業を4月1日から5月9日までの期間、県民を対象に宿泊助成の金額を最大4,000円とし、当該事業を引き続き実施することとしたところである。 なお、国は、GoToトラベルについて「感染が落ち着いている地域に限り、部分再開を目指す」、また、「宿泊割引を実施する自治体への財政援助も選択肢」と述べたとの報道もなされているところであるが、5月10日以降の当該事業の実施については、宿泊者数等の推移及び国の施策などの実施状況等を勘案しながら検討する。
6	R2.10.1	市政懇談会	太田	生涯学習部	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症に伴う花巻市の経済への影響について②	高村記念館を含めた市の施設への入場者数への影響はどの程度か。市の対応も含めて概況について説明してほしい。	高村光太郎記念館等は、令和2年3月から5月まで休館し、6月1日から再開した。4月から8月の入館者数は昨年とを比較して67%減少している。花巻新渡戸記念館は81%減、宮沢賢治記念館は80%減という状況である。 入館者の減を取り戻すのは難しい状況にあるが、宮沢賢治記念館においては、9月に入ってから例年春から夏に多い児童生徒の修学旅行による入館が飛躍的に多くなっている。高村光太郎記念館への修学旅行はまだ1件であるが、9月に行った高村光太郎の父、高村光雲が作成した「細女命(うずめのみこと)」の展示の際には、例年より300人多い入館者があった。10月5日からはホームスパンの企画展示をする予定だが、そうした企画展示により新聞やテレビに取り上げられる機会を得て、少しずつ入館者を増やしていこうとしている。	高村光太郎記念館等は、令和2年3月から5月まで休館し、6月1日から再開した。入館者数は昨年と同時期を比較して41%減少している。また、花巻新渡戸記念館は60%減、宮沢賢治記念館は59%減、宮沢賢治童話村は52%減、宮沢賢治イーハトーブ館は45%減という状況である。 入館者の減を取り戻すのは難しい状況にあるが、各施設では企画展を開催し新聞やテレビに取り上げられる機会を得て、少しずつ入館者を増やしていこうとしている。

							年度末(3月末)の状況		
番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	
7	R2.10.1	市政懇談会	太田	農林部	農政課	新型コロナウイルス感染症に伴う花巻市の経済への影響について③	農畜産物の販売額への影響はどの程度なのか、市の対応も含めて概況について説明してほしい。	農畜産物の販売額への影響については、花きと牛肉への影響が大きくなっており、花巻農協の令和2年度の販売実績は、8月末時点で、花き販売額が約8,048万円で、前年同期に比べ14%減少し、特に春先の主力品種である「カンパニユ」は、前年同期に比べ25%減少した。また、黒毛和牛の枝肉販売額は、約2億3,000万円で29%減少したほか、子牛の平均販売単価についても前年を大きく下回っている。 市は、JAと連携して、国の「持続化給付金」や「経営継続補助金」を広報やホームページなどで周知するとともに、花きについては、市や関係団体で構成する花巻市農業振興対策本部が3月の市内中学校の卒業式においてカンパニユを贈呈し、イベント等の減少により需要が少なくなった花きの消費拡大を図った。また、市単独事業として、市内で生産された黒毛和種の子牛を肥育素牛として、市内の農家が自家保留または県内市場から導入し、市内の農場で肥育後に出荷する場合、当初予算で既に行っている1頭あたり4万円の助成(花巻産牛銘柄確立対策事業)に加えて、緊急的に5万円を助成し、併せて1頭あたり9万円を支援している。さらに、国が行う肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)が発動され生産費と販売金額の差額9割の交付を受けた農家に対し、本来農家が負担する残り1割を市が上乗せで支援している。 その他、肉用牛繁殖農家に対して黒毛和種の子牛を繁殖し、全農いわて中央家畜市場に出荷された牛のうち、「花巻市内から出荷された子牛の平均販売価格」が国が定める保証基準価格を下回った場合、1頭あたり3万円以内の額を支援する予定。 また、米の概算金額が1俵あたり800円下がるとされており、それにより市内の米の出荷量が約45万俵ほどとすれば約3億6,000万円ぐらい減る見込みがあり、これについても支援を検討している。	農畜産物の販売額への影響については、花きと牛肉への影響が大きくなっており、花巻農協の令和2年度(令和3年2月末)の販売実績は、花き販売額が約1億6,730万円で、前年同期に比べ10%減少し、特に春先の主力品種である「カンパニユ」は、前年同期に比べ25%減少となっている。また、黒毛和牛の枝肉販売額は、約5億1,650万円で38%減少したほか、子牛の平均販売単価についても前年を大きく下回った。 市は、JAと連携して、国の「持続化給付金」や「経営継続補助金」を広報やホームページなどで周知するとともに、花きについては、市や関係団体で構成する花巻市農業振興対策本部が令和2年3月の市内中学校の卒業式においてカンパニユを贈呈し、イベント等の減少により需要が少なくなった花きの消費拡大を図った。 また、市単独事業として、市内で生産された黒毛和種の子牛を肥育素牛として、市内の農家が自家保留または県内市場から導入し、市内の農場で肥育後に出荷する場合、当初予算で既に行っている1頭あたり4万円(市2万円、JA花巻2万円)の助成(花巻産牛銘柄確立対策事業：R2市実績180万円)に加えて、緊急的に5万円(花巻産牛銘柄確率確立緊急対策事業：R2実績800万円)を助成し、併せて1頭あたり9万円を支援した。さらに、国が行う肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)により生産費と販売金額の差額9割の交付を受けた農家に対し、本来農家が負担する残り1割を市が上乗せで支援した。(肉用牛肥育経営安定緊急対策事業：R2実績593万円)。 また、令和2年度米価が下落したため、主食用米を生産している農業経営体に対し、米出荷に係る検査料及び紙袋経費相当額(米30kgあたり1107円)を支援する「花巻米生産緊急支援事業」の実施について必要な経費を補正予算として、10月15日及び2月2日の臨時議会に提案し議決をいただき、総額1億96万円を農業経営体に交付した。 これらの支援の効果は、農家の生産意欲の維持と農業経営の安定化に繋がるものと考えている。
8	R2.10.1	市政懇談会	太田	総合政策部	秘書政策課	新型コロナウイルス感染症に伴う今後の花巻市の施策について	「with コロナ」の時代になったと言われていて、花巻市のハード、ソフト両面の施策を進めるうえで、新たな観点からの見直しや企画・立案も必要になると思うが、今後に向けた市の考え方について伺いたい。	新型コロナウイルス感染症への対応として、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(1,632,817千円)を活用し、感染予防や情報発信、雇用維持や生活困窮者への支援、地域経済の活性化等に取り組んでいる。今後、状況に応じた新たな施策が必要となると考えられ、迅速・柔軟な対応が求められるが、当該交付金だけでは不足する可能性がある。その場合は、本当に支援を必要とする人・事業所をより効果的に支援できる施策を検討の上、市の貯金にあたる財政調整基金を取り崩して実施することも念頭に進める。	新型コロナウイルス感染症への対応として、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染予防や情報発信、雇用維持や生活困窮者への支援、地域経済の活性化等に取り組んでいる。今後、状況に応じた新たな施策が必要となると考えられ、迅速・柔軟な対応が求められるが、当該交付金だけでは不足する可能性がある。その場合は、本当に支援を必要とする人・事業所をより効果的に支援できる施策を検討の上、市の貯金にあたる財政調整基金を取り崩して実施することも念頭に進める。 なお、令和3年3月、当市から岩手県市長会に対し、「国の令和3年度予算の新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用または補正予算の編成により、地方自治体の令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策費用の財源となる地方創生臨時交付金を早期に予算化し、示すこと」について岩手県市長会から東北市長会総会へ特別決議案として提出するよう提案を行ったところである。
9	R2.10.1	市政懇談会	太田	地域振興部	地域づくり課	地域づくり交付金の今後の見直しについて	今の仕組みが出来てから10年以上経過し、少子高齢化など社会環境も大きく変化している。また地域の役員の高齢化も進み、若手のなり手不足などの問題も以前より深刻化している。当振興会の活動・事業も環境変化に対応した新たな取り組みは必須だと考えているが、現時点では一発大逆転というようなアイデアもないので、まずは小さなことから始めて、それを積み上げていくなか考えている。地区内で活動している各種団体への補助金や、生涯学習に関する支援など交付金は有効に活用していると思っているが、マンネリ化を避けながら今後の事業の見直しを進めるうえで、交付金がいつまで続くのだろうかという一抹の不安がある。 市全体で2億円という交付金は、今後も継続すると思って良いのか、市の考え方を伺いたい。	市民主体の自立した地域社会を実現することを目的に、平成19年以降にそれぞれの地区でコミュニティ会議が設立され、現在27のコミュニティ会議がある。 地域づくり交付金は、地域が課題を解決しながら、自主的なまちづくりを推進する活動を支援するためにそれぞれのコミュニティ会議へ毎年度総額2億円を交付している。地域づくり交付金の算定方法は、均等割50%に世帯割35%と面積割15%を加えて算定しており、最も多い地区で12,080千円、最も少ない地区で4,390千円、平均で7,407千円となっており、太田地区は6,240千円となっている。 それぞれの地区においては、地区内の安心安全を守るための交通安全や防犯、防災にかかる取り組みから、地域内の環境整備や地域に根ざしたイベントや生涯学習活動、さらには地区内の自治会や各種団体への活動支援に至るまで、地域課題の解決と地域の活性化に資する取り組みを地域づくり交付金を活用しながら積極的に実践していただいている。 このように地域において有効に活用されている地域づくり交付金については、今後も継続して交付していきたいと考えているが、一方で人口減少や少子高齢化といった状況などを背景に、地域においては、担い手不足や役員の負担の増大、若者や女性の参画不足など、直面している課題に対して、地域の主体的な活動が持続的かつ積極的に取り組まれるよう、市では、コミュニティ会議の方々や区長会と協議しながら、地域の負担軽減や若者や女性を含め地域の方々が参画しやすい仕組みづくりに取り組んでいるところである。 地域づくり交付金の額については、今後もコミュニティ会議の方々のご意見も聞きながら検証を続けていくこととするが、現時点においては、現在の交付金の額を維持継続していききたいと考えている。	市民主体の自立した地域社会を実現することを目的に、平成19年度にそれぞれの地区でコミュニティ会議が設立され、現在27のコミュニティ会議がある。 地域づくり交付金は、地域が課題を解決しながら、自主的なまちづくりを推進する活動を支援するためにそれぞれのコミュニティ会議へ毎年度総額2億円を交付している。地域づくり交付金の算定方法は、均等割50%に世帯割35%と面積割15%を加えて算定しており、最も多い地区で12,080千円、最も少ない地区で4,390千円、平均で7,407千円となっており、太田地区は6,240千円となっている。 それぞれの地区においては、地区内の安心安全を守るための交通安全や防犯、防災にかかる取組から、地域内の環境整備や地域に根ざしたイベントや生涯学習活動、さらには地区内の自治会や各種団体への活動支援に至るまで、地域課題の解決と地域の活性化に資する取組を地域づくり交付金を活用しながら積極的に実践していただいている。 このように地域において有効に活用されている地域づくり交付金については、今後も継続して交付していきたいと考えているが、一方で人口減少や少子高齢化といった状況などを背景に、地域においては、担い手不足や役員の負担の増大、若者や女性の参画不足など、直面している課題に対して、地域の主体的な活動が持続的かつ積極的に取り組まれるよう、市では、コミュニティ会議の方々や区長会と協議しながら、地域の負担軽減や若者や女性を含め地域の方々が参画しやすい仕組みづくりに取り組んでいるところである。 地域づくり交付金の額については、今後もコミュニティ会議の方々のご意見も聞きながら検証を続けていくこととするが、現時点においては、現在の交付金の額を維持継続していききたいと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
10	R2.10.1	市政懇談会	太田	教育部	教育企画課	市内の県立支援学校について	太田地区には県立の支援学校があるが、市としてはどのような助成、支援をしているのか伺いたい。	県立学校であるため、市ではこれといった支援はない。卒業した方に対する支援はあるが、在学中は県で支援しているものである。	県立学校であるため、市ではこれといった支援はない。卒業した方に対する支援はあるが、在学中は県で支援しているものである。
11	R2.10.1	市政懇談会	太田	健康福祉部	障がい福祉課	授産施設を誘致することについて	支援学校の卒業生もたいがい出ている。子どもたちが就職できない状態にあるというような話を聞いている。ここで授産施設のようなものを誘致し、そしてその施設で教育、あるいは就職できるような指導をしていくということにやり組んでいただきたい。例えば太田地区には広大な農地があるので、農業を基盤とした授産施設で取り組み、それがうまくいって就職できるようになれば、グループホームのようなものも考えられ、この先人口も増えることにつながるのではないかと思う。	支援学校を出た方が仕事をする施設は市内各所にある。こぶし苑、ルンビニー、あけぼのをはじめ、各所で頑張っている。そうした中で今は働く場所が少ないという声は出ていないので、新たな施設が必要とされているようには見えない。そして、このような施設は基本的には法人が設置しており、市立という形では作っていない。 このような施設で働き、1か月約5万円程の収入があれば、国からの支援もあるの一人で十分生活できると言われているが、実はほとんどの施設では1か月働いて、利用者にお渡しできるのは1万円台であり、そういう苦しい中でみなさん頑張っていただいている。今年はコロナウイルスの関係があったため、市でもそうした施設からなるべく購入するべく、布製マスクをつくっていただいて購入するという支援をした。また、矢沢の社会福祉法人が花巻のワイン特区を使ってワイナリーを作った際には市でも支援をした。こちらでは農業もしながらりんごやぶどうを栽培し、それを加工して高く売って、利用者に対する毎月の支払い額を4、5万円にまで上げたいと頑張っている。 このように市でも支援をしているが、新たな施設をつくるという動きはない状況である。	障がいのある方が、一般就労に向けて訓練する場として、就労継続支援事業所がある。 就労継続支援事業所には、一般就労するために必要な知識や能力向上のための訓練を行い、最低賃金が保証されるA型事業所と一般就労が困難な方に、働く場を提供し、働いた分に対し、一定の工資を得るB型事業所がある。 支援学校では、就労希望者に対し、就労継続支援事業所等での就労体験をさせるなどした上で、それぞれの能力に応じて、進路を決定している。また、卒業の際には、本人、家族、支援学校、障がい福祉課等の担当者による移行支援会議を行い、その後の生活支援につなげている。 市内にはA型事業所が2か所、B型事業所が13か所あるが、中には、就労内容が主に農業であり、郊外で活動している事業所や就労継続支援事業所と地域・企業等が一体となって事業を展開し、農福連携を実践している事例もある。 就労継続支援事業所については、市が直接運営することはしていないが、今後も支援学校・就労継続支援事業所等と連携し、適切な就労支援に努めている。
12	R2.10.1	市政懇談会	太田	建設部	道路課	寒沢川付近の道路工事について	松雲台橋のところの道路で、クランクになっている個所の改良工事についてお話があったが、これは来年3月までの橋の補修工事が終わった後に実施するののか。	国の予算の関係もあるため、予定通りとなるかは別として、今年度は約160mの改良工事に着手するということで入札が執行され、これから工事が進んでいくものと理解している。引き続き令和3年度に改良工事を行い、令和4年度に舗装を仕上げて完了するという予定である。	国の予算の関係もあるため、予定通りとなるかは別として、今年度は約160mの改良工事に着手するということで入札が執行され、これから工事が進んでいくものと理解している。引き続き令和3年度に改良工事を行い、令和4年度に舗装を仕上げて完了するという予定である。
13	R2.10.1	市政懇談会	太田	健康福祉部	健康づくり課	新型コロナウイルスに感染した軽症者のための療養施設について	コロナウイルス対策関連で、東京都知事がホテルをいくつかおさえたというようなニュースを見る。これについては市ではなく、県が主導していることと思うが、岩手県の場合には、感染した軽症者がこうしたホテルに入るのは盛岡市内のホテルなのか、それとも県内にバランスよく配置しているのか。	新型コロナウイルス感染の軽症者のための療養施設は、おっしゃるように都道府県が主体として進めている。岩手県では今の時点で85室を用意しているということであるが、詳細は公表されていないため、市でも認知していない。しかし、広い岩手県内で例えば沿岸地域の方が盛岡までいかなければならないとすれば非常に不便であり、県ではその辺りを加味しながら確保を進めると考えている。ちなみに、感染が蔓延した場合には、300室まで増やすとの計画を伺っている。	新型コロナウイルス感染の軽症者のための宿泊療養施設は、都道府県が主体として進めている。岩手県では令和2年10月時点で85室を用意しているということであるが、詳細は公表されていないため、市でも認知していない。しかし、広い岩手県内で例えば沿岸地域の方が盛岡までいかなければならないとすれば非常に不便であり、県ではその辺りを加味しながら確保を進めると考えている。ちなみに、感染が蔓延した場合には、300室まで増やすとの計画を伺っている。
14	R2.10.1	市政懇談会	太田	健康福祉部	健康づくり課	インフルエンザ予防接種について		これからインフルエンザの流行期にもなるが、インフルエンザの流行期と新型コロナウイルス感染症が二重に発生した場合に非常に厳しい状況になることから、国からは重症化しやすい高齢者の方から先にインフルエンザの予防接種をはじめよう通知が来ている。花巻市では従来、高齢者の方々の予防接種の支援事業を行っており、だいたい10月20日過ぎころから接種を始めていたが、今年は10月1日から接種をはじめていただくよう、対象者に助成券を郵送したところである。対象者の方々には市内の医療機関でまずはインフルエンザの予防接種を早めに受けていただくようお願いしたい。	インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が二重に発生した場合に非常に厳しい状況になることから、国では、重症化しやすい高齢者の方から先にインフルエンザの予防接種を実施するよう通知があったところ。花巻市では従来から高齢者の方々の予防接種の支援事業を行っており、だいたい10月20日過ぎころから接種を始めていたが、今年度は10月1日から接種をはじめられるよう、対象者に助成券を郵送し、市内の医療機関においてまずはインフルエンザの予防接種を早めに受けていただくようお願いしたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.10.6	市政懇談会	内川目	総合政策部	秘書政策課	内川目地区の光ファイバーの整備状況について	内川目地区の光ファイバーの整備状況を伺いたい。 インターネット環境が整備されていることにより、少しでも人口減少に歯止めがかかると思われる。今後の内川目における花巻市の展望を伺いたい。	花巻市では、令和元年度に、国が行う高度無線環境整備推進事業において、民設民営による整備に対する支援が追加されたことに伴い、これまで光情報通信環境整備を花巻市と協議検討してきたNTT東日本から、この制度を活用した整備について提案があり、協議検討を進めてきた。NTT東日本から、整備を行う地域で一定の加入が見込めることが整備を行う前提条件として示され、アンケートの実施や仮申込書の提出を求められたことから、令和2年2月に内川目、外川目、田瀬地区の各世帯及び事業所に対し、インターネットサービスの利用意向についてアンケート調査を実施した。利用意向アンケートの結果、NTT東日本が求める一定の加入数270には足りなかったため、市としては国や県などの公共機関への利用意向の打診を考えていた。 しかし、その後、国が新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、情報通信基盤の整備を急務とする考えから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に、高度無線環境整備推進事業を含めたことに伴い、NTT東日本から、事業の実施にアンケートの実施や仮申込書の提出は不要である旨報告があった。 これにより、国の高度無線環境整備推進事業に採択されることを前提に、NTT東日本と協議を進め、令和2年第3回花巻市議会定例会において、民設民営による一部地域を除いた光情報通信環境整備に対する市の負担に関する補正予算が承認された。この事業は令和2年度中に着手し、花巻市議会の承認を経て事業の繰り越しを行い、令和3年度内に完了する見込みとしている。 一部地域を除きと話したが、内川目地区及び大迫地域全域については今回の事業の対象エリアとしている。また、一部地域を対象エリアとしないということではなく、NTT東日本独自の負担により整備される地区が市内に若干あるという意味であり、市民が居住する地域には光回線を整備することが前提となったもので本年度大きく方向性が変わった部分である。現時点ではそのような状況であることをご理解いただきたい。	民設民営による「高度無線環境整備推進事業を活用した光ファイバ等電気通信設備整備」に関する協定書」を市・NTT東日本で令和2年10月21日に締結、同日、事業主体であるNTT東日本が「高度無線環境整備推進事業」に公募申請を行った。その後、令和3年1月29日にNTT東日本へ交付決定通知がなされ、事業の繰越手続きも完了。現在、事業着手の準備を進めているところである。大迫地域を含む花巻市全域の事業完了は令和3年度末となっており、令和4年度中に花巻市全域で光情報通信サービスの利用が可能となる見込み。
2	R2.10.6	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスについて①	予約乗合バスの現在の利用状況を伺いたい。 利用者が乗降の際に転倒した経緯があり、安全確認を最優先にお願いしたい。 また、タクシーの利用が難しい状況にあり、運行していない日など緊急時の利用ができないことが心配である。そのほか次年度のスクールバスへの混乗は可能か伺いたい。	大迫地域予約乗合バスは、平成30年10月から、月・水・金の週3日、一回当たり400円(小学生、障がい者は150円)の利用料金で運行している。利用状況については、平成30年度は6か月間で延べ1,381人、令和元年度は延べ3,658人の利用者があった。今年度は4月～8月の5か月間で延べ1,236人の利用者数で、対前年比82.2%となっている。また、予約乗合バスは事前に利用登録が必要となるが、登録者数は運行開始時点の1,137名から、現在は1,427名と約300名増えており、地域別では、大迫地区92名、内川目地区550名、外川目地区528名、亀ヶ森地区257名となっている。実際に利用している人数は、大迫地区6名、内川目地区134名、外川目地区89名、亀ヶ森地区28名。利用者の傾向は、約91%が60歳以上の方で、そのうち約76%が女性である。行先で多いのは大迫診療センター、続いて大迫バスターミナルである。利用者の予約状況は当日予約する方の割合が5割と、石鳥谷・東和の約3割に比べ当日予約する方が多いのが特徴である。 利用者が乗降の際に転倒したことについて、運行事業者から確認したところ、該当する事案かどうか不明ではあるが、乗降の際に転んだため声かけをしたが、何も訴えることもなくそのまま乗降したことから、予約内容のとおり行先まで運行したという事案があったとのことだった。安全確認については、ドライバーからの声かけ、安全な場所での乗降、必要に応じてステップの設置を行っているところである。 平成31年1月から開始しているスクールバスの一般混乗については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、令和2年3月から休止しているが、スクールバスは6便あり、大迫地域での登録数は142人、本年2月までの運行期間中は、月平均の利用者数が、登校便9.5人、下校便3.1人となっている。本年4月からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息するまでの期間の時限措置としてスクールバス一般混乗制度登録者に対する通院支援制度を実施しており、通院支援の申請1回あたり12,000円のタクシー助成券を交付している。次年度のスクールバスへの混乗については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息した後に再開したいと考えているが、現時点では再開の目途が立っていない状況である。	大迫地域予約乗合バスは、平成30年10月から、月・水・金の週3日、一回当たり400円(小学生、障がい者は150円)の利用料金で運行している。利用状況については、平成30年度は6か月間で延べ1,381人、令和元年度は延べ3,658人の利用者があった。今年度は4月～3月の12か月間で延べ3,256人の利用者数で、対前年比 89.0%となっている。また、予約乗合バスは事前に利用登録が必要となるが、登録者数は運行開始時点の1,137名から、現在は1,434名と約300名増えており、地域別では、大迫地区91名、内川目地区554名、外川目地区528名、亀ヶ森地区261名となっている。実際に利用している人数は、大迫地区9名、内川目地区139名、外川目地区91名、亀ヶ森地区30名。利用者の傾向は、約89%が60歳以上の方で、そのうち約75%が女性である。行先で多いのは大迫診療センター、続いて大迫バスターミナルである。利用者の予約状況は当日予約する方の割合が5割と、石鳥谷・東和の約3割に比べ当日予約する方が多いのが特徴である。 利用者が乗降の際に転倒したことについて、運行事業者から確認したところ、該当する事案かどうか不明ではあるが、乗降の際に転んだため声かけをしたが、何も訴えることもなくそのまま乗降したことから、予約内容のとおり行先まで運行したという事案があったとのことだった。安全確認については、ドライバーからの声かけ、安全な場所での乗降、必要に応じてステップの設置を行っているところである。 平成31年1月から開始しているスクールバスの一般混乗については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、令和2年3月から休止しているが、スクールバスは6便あり、大迫地域での登録数は143人、本年2月までの運行期間中は、月平均の利用者数が、登校便9.5人、下校便3.1人となっている。令和2年4月からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息するまでの期間の時限措置としてスクールバス一般混乗制度登録者に対する通院支援制度を実施しており、通院支援の申請1回あたり12,000円のタクシー助成券を交付している。次年度のスクールバスへの混乗については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息した後に再開したいと考えているが、現時点では再開の目途が立っていない状況である。
3	R2.10.6	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスについて②	大迫はタクシーの台数が少ない。運転手不足が考えられるそうだが、二種免許の取得のために市としての対策や考えはないか。	現段階ではそういった計画はない。二種免許取得のための対策をしてタクシーの台数を確保することができるのであれば、検討の余地はあるが、タクシーの台数が少ないのは、運転手がいないだけではなく、経営が非常に厳しいのが現実としてある。 花巻市はタクシー会社とバス会社に対し、補助金を出し支援しているが、それでも赤字の状況は続いている。二種免許を支援すればタクシーの台数を確保できる状況ではないということである。	現段階ではそういった計画はない。二種免許取得のための対策をしてタクシーの台数を確保することができるのであれば、検討の余地はあるが、タクシーの台数が少ないのは、運転手がいけないだけではなく、経営が非常に厳しいのが現実としてある。 花巻市はタクシー会社とバス会社に対し、補助金を出し支援しているが、それでも赤字の状況は続いている。二種免許を支援すればタクシーの台数を確保できる状況ではないということである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
4	R2.10.6	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスについて③	予約乗合バスについて、利用者アンケートは取っているのか。良い面、悪い面あると思うが、利用者からの声を聴いた結果はあるものか伺いたい。 また、以前に乗合バスのタクシー業者の許可が遅れ、新聞に載った経緯があったと思うが、その際の市のチェックははかからなかったものか伺いたい。	アンケートについては今年2月に実施し、大迫地域は利用者185名のうち、149名からの回答(80.5%)をいただいている。 利用されている方の利用状況は、週1日以上利用されている方が4.06%、月2回から3回利用されている方が33.6%、その他は16.1%あり、月に2～3回利用されている方が多い。 運行日については、週に3日の場合は月・水・金を希望される方が多く、利用料金は9割の方から現行の400円でよいという回答をいただいている。 自由回答としては、運行日を増やしてほしいなどという意見もあるが、どちらかというと好意的な回答をいただいていると感じている。 乗合バスが無許可で運行された件については、通常、市で開催する交通会議で承認された後、その承認された旨を証明する書類を添付し運輸支局に書類を提出するよう指導しているが、運輸支局に提出されたかどうかの確認まではしておらず、今回は運行事業者から運輸支局への申請が出されていなかったもの、市としてのチェック機能は働いていなかったが、今回の件が発覚した後は、市として別にタクシーを契約し、利用者には不自由がないよう無償で代行運行させていたのだいた。利用者の方々にはご心配をおかけし申し訳なく思っている。	アンケートについては令和2年2月に実施し、大迫地域は利用者185名のうち、149名からの回答(80.5%)をいただいている。 利用されている方の利用状況は、週1日以上利用されている方が4.06%、月2回から3回利用されている方が33.6%、その他は16.1%あり、月に2～3回利用されている方が多い。 運行日については、週に3日の場合は月・水・金を希望される方が多く、利用料金は9割の方から現行の400円でよいという回答をいただいている。 自由回答としては、運行日を増やしてほしいなどという意見もあるが、どちらかというと好意的な回答をいただいていると感じている。 乗合バスが無許可で運行された件については、通常、市で開催する交通会議で承認された後、その承認された旨を証明する書類を添付し運輸支局に書類を提出するよう指導しているが、運輸支局に提出されたかどうかの確認まではしておらず、今回は運行事業者から運輸支局への申請が出されていなかったもの、市としてのチェック機能は働いていなかったが、今回の件が発覚した後は、市として別にタクシーを契約し、利用者には不自由がないよう無償で代行運行させていたのだいた。利用者の方々にはご心配をおかけし申し訳なく思っている。
5	R2.10.6	市政懇談会	内川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスについて④	予約乗合バスのアンケート結果について、我々にもいただくことは可能か。 今後利用する側としての対策は何か、本当に不便はないか検討するための資料として提供していただきたい。 また、無許可で運行していた件について、市としては確認することまでは求めていないと伺ったが、市民に対してこの件に関する経緯などは説明しているのか。	アンケート結果については、個人情報以外についてはお渡することは可能。 無許可で運行していた件についての住民に対する説明に関しては、記者発表後、新聞に掲載されたほか、市のホームページやSNSで公表した。 具体的に住民の方々にご不便をかける場合や長期に渡る場合については、各戸宛のチラシの配布等も考える必要があったと思われるが、利用に支障がないよう対応できていたこと、期間も1週間程度で解決したことからそれ以上の対応はしなかった。	アンケート結果については、個人情報以外についてはお渡することは可能である。 無許可で運行していた件についての住民に対する説明に関しては、記者発表後、新聞に掲載されたほか、市のホームページやSNSで公表した。 具体的に住民の方々にご不便をかける場合や長期に渡る場合については、各戸宛のチラシの配布等も考える必要があったと思われるが、利用に支障がないよう対応できていたこと、期間も1週間程度で解決したことからそれ以上の対応はしなかった。
6	R2.10.6	市政懇談会	内川目	商工観光部	企業立地推進室	働く場所の確保について	内川目地区の人口も1,000人を切ってしまう状況が現実となっており、人口減少、少子高齢化はどうしても避けられない。 大迫バイパスに今度ツルハドラッグができるようだが、働く人たちに意気込みを持って働ける場所、企業を誘致していただくことは考えてもらえないか。 働く場所を確保することにより、人口減少の歯止めになるのではないか。	花巻全体についていえば、昨年は社会増となり自然減は増えている。これは団塊の世代の方々が後期高齢者になることもあり、亡くなる方は増えているが、結婚する方が少なくな出生数が減っていることにある。全体的な傾向ではあるが、大迫はその傾向が極端である。 その中で社会増がなぜできたかという、昨年はキオクシアの影響が大きい。そのほか、市の補助金(子育て世帯住宅支援等)も好評で、花巻市は子育てしやすいといわれている。それらも含め昨年は社会増となったと思われる。 企業立地については、キオクシアと金ヶ崎の自動車工場の影響によるところが大きく、金ヶ崎の自動車工場はさらに伸びる可能性はあった。また花巻市に立地したい企業もあったが、コロナウィルスの影響でストップしている。しかし、まだ可能性はあると思っている。 キオクシアは半導体であることから、自動車と近い部品メーカーのような企業、下請企業が進出するということはないと考えている。第2工場をつくる話があったが、早くても来年度以降になると思われる。それができるとさらに1,000人規模で従業員を雇うことになることから、大迫からも通いやすくなると思う。 花巻市は工業団地の空きがないため新たに造らうとしており、用地を確保していきたいと考えている。 大迫に関していえば、新たな企業が立地することは難しいと思う。小さな企業が日本全国で新しく地方に工場を造るということはなかなかないと思わざるを得ない。 今、日本自体が物凄く落ちぶれており、1988年に日本は世界のGDPの16%を持っていたが、今は6%で1988年の3分の1となった。あと10年経つと3%になると言われている。3%の時代とは1855年のペリーが黒船で来日した時代であり、その状況に日本の経済力は今落ちているということである。 大迫は、やはり地場のぶどうやワインをがんばって振興していくということ、我々としてやるべきことだろうと思う。木材についても環境税が4,000万円ほど来ているが、これを利用しながら、皆さんに加工業等に取り組んでいただけるのであれば、市としては支援したいと思っている。	花巻全体についていえば、昨年は社会増となり自然減は増えている。これは団塊の世代の方々が後期高齢者になることもあり、亡くなる方は増えているが、結婚する方が少なくな出生数が減っていることにある。全体的な傾向ではあるが、大迫はその傾向が極端である。 その中で社会増がなぜできたかという、昨年はキオクシアの影響が大きい。そのほか、市の補助金(子育て世帯住宅支援等)も好評で、花巻市は子育てしやすいといわれている。それらも含め昨年は社会増となったと思われる。 企業立地については、キオクシアと金ヶ崎の自動車工場の影響によるところが大きく、金ヶ崎の自動車工場はさらに伸びる可能性はあった。また花巻市に立地したい企業もあったが、コロナウィルスの影響でストップしている。しかし、まだ可能性はあると思っている。 キオクシアは半導体であることから、自動車と近い部品メーカーのような企業、下請企業が進出するということはないと考えている。第2工場をつくる話があったが、早くても来年度以降になると思われる。それができるとさらに1,000人規模で従業員を雇うことになることから、大迫からも通いやすくなると思う。 花巻市は工業団地の空きがないため新たに造らうとしており、用地を確保していきたいと考えている。 大迫に関していえば、新たな企業が立地することは難しいと思う。小さな企業が日本全国で新しく地方に工場を造るということはなかなかないと思わざるを得ない。 今、日本自体が物凄く落ちぶれており、1988年に日本は世界のGDPの16%を持っていたが、今は6%で1988年の3分の1となった。あと10年経つと3%になると言われている。3%の時代とは1855年のペリーが黒船で来日した時代であり、その状況に日本の経済力は今落ちているということである。 大迫は、やはり地場のぶどうやワインをがんばって振興していくということ、我々としてやるべきことだろうと思う。木材についても環境税が4,000万円ほど来ているが、これを利用しながら、皆さんに加工業等に取り組んでいただけるのであれば、市としては支援したいと思っている。
7	R2.10.6	市政懇談会	内川目	建設部	道路課	市道黒沢矢柄線の道路整備の進捗状況について	市道黒沢矢柄線の道路整備は、ほぼ毎日大型ダンプが20～30台往復し、整備が終わらないうちに以前に整備した道路が壊れていくのではないかと感じるほど長かかっている。 いつまでに1次目の整備が終わるのか伺いたい。	市道黒沢矢柄線の改良舗装工事は、平成18年から実施しており、今年度も10/7から3/29までの間、170mの工事をする予定。それが完成すると2.5キロのうち1.9キロが終わることになる。残り約600mについては、用地買収、移転補償しながら改良と舗装の工事を進めていく。 この改良舗装工事については、地区懇談会からの要望の道路であり、市としても令和5年までに終わらせたい計画で進めている。 またこの線は、ダンプが通っている中でなかなか通行止めができない区間であり、そのため迂回路等皆さんのご協力を得ながら、できれば令和5年までに完成させたいと考えている。	予算次第ではあるが、令和5年度までに完成させたいと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
8	R2.10.6	市政懇談会	内川目	教育部	こども課	今後の内川目保育園の建物の計画について	内川目保育園がなくなったが、建物は現在もそのままである。建物は撤去する話も聞いたような気がするが、今後の計画はどうなっているのか。	内川目保育園の建物については、当初、撤去するということで進んでいたが、その後、個人が経営する事業者が活用したい意向を示されているということで教育委員会からは聞いている。結果についてはまだ聞いていないことから、仮に譲渡ということになれば撤去にはならないと思われる。 市としては、仮に建物が譲渡された場合、園庭の振興センター側の部分を可能であれば駐車場として活用したいという考えである。	内川目保育園の建物については、当初、撤去するということで進んでいたが、その後、個人が経営する事業者が活用したい意向があったため、公売することと進めている。 敷地は分割し、建物がある北側を公売用地とし、南側を内川目振興センター駐車場とする。 【公売は令和3年4月実施予定】
9	R2.10.6	市政懇談会	内川目	大迫総合支所	大迫地域振興課	内川目小学校の跡地の利活用について	内川目小学校が大迫小学校と統合された後の跡地の利活用について、市として何か考えはあるか。	内川目小学校跡地対策については、9/25に内川目地区のコミュニティの代表の方と区長さんにお集まりいただき、市としての活用策は持ち合わせていないことから、地域の方々が今後地域のために最善の活用策や要望等があればそれについて支所でも考えていきたい旨、皆様にご検討いただくことをお願いした。	内川目及び亀ヶ森両小学校閉校後の利活用策については、令和2年9月25日(金)に内川目地区及び亀ヶ森地区のコミュニティ会議の代表者と行政区長との懇談会の中で、両校学校施設等の現状について説明し、各地区における活用策について検討を依頼した。内川目小学校に係る内川目地区の意向としてはグラウンドを地域住民におけるスポーツ活動等に利用したいとしてご意見をまとめていただいた。校舎及び屋内運動場(体育館)については、地域での利用の意向は現時点ではなく、引き続き市内部を含め広く意見を伺いながら調整中である。
10	R2.10.6	市政懇談会	内川目	農林部 地域振興部 大迫総合支所	農政課 定住推進課 大迫地域振興課	遊休農地、耕作放棄地、空き家等の活用策について	人口減少に伴う遊休農地、耕作放棄地、空き家等の増加が心配されるが、対策はあるか。 例えば、生食用のぶどうの栽培者が減少傾向にあるため、大粒種のぶどうの栽培をそれらに活用できないものか。 また、第1次産業の減少について、本庁もそうだが総合支所として大迫地域をどうとらえているか。	遊休農地等については、農業委員会も農地バトロール等で現状把握しながらその利活用については、地域の方々にご活用いただきたいと考えてはいると思うが、ご発言のとおり、高価格なぶどうの品種を植えるということに魅力を感じ、地域の方はもとより、市外からもぶどう栽培を始めたいという方にご活用いただければ市としても非常にありがたいと考えている。今後ぶどう産業においても大粒種を高価格で買っていただけの品種について推進していく必要がある。 空き家の活用については、大迫町内でも空き家は確実に増えており、市としては空き家バンク制度を設け、市内外から花巻大迫に移住したい方に対し情報提供している。 大迫総合支所としては、これまでこのような人口減少等の課題を受け止めながら取り組んできたが、先ほどおっしゃったぶどうとワイン産業を進めつつ、ますます地域の方が元氣を持てるような、若い方が子育てしやすい環境を整えながら、大迫に長く住み続けていただけるよう、大迫地域の皆さんと意見交換をしながら今後も進めていく考えである。	【農政課、大迫地域振興課】 遊休農地等については、農業委員会も農地バトロール等で現状把握しながらその利活用については、地域の方々にご活用いただきたいと考えてはいると思うが、ご発言のとおり、高価格なぶどうの品種を植えるということに魅力を感じ、地域の方はもとより、市外からもぶどう栽培を始めたいという方にご活用いただければ市としても非常にありがたいと考えている。今後ぶどう産業においても大粒種を高価格で買っていただけの品種について推進していく必要がある。 空き家の活用については、大迫町内でも空き家は確実に増えており、市としては空き家バンク制度を設け、市内外から花巻大迫に移住したい方に対し情報提供している。 大迫総合支所としては、これまでこのような人口減少等の課題を受け止めながら取り組んできたが、先ほどおっしゃったぶどうとワイン産業を進めつつ、ますます地域の方が元氣を持てるような、若い方が子育てしやすい環境を整えながら、大迫に長く住み続けていただけるよう、大迫地域の皆さんと意見交換をしながら今後も進めていく考えである。 【定住推進課】 空き家についてであるが、移住定住を取り組む中で市内に定住した方を対象に住宅支援を行っており、その中で空き家バンクを設けている。空き家バンクは空き家の所有者と購入希望者とマッチングする仕組みであり、市外の購入希望者と成約した場合には空き家所有者に空き家バンク活用奨励金として10万円交付する。また、定住に向けた定住促進住宅取得補助金もあり、空き家のリフォームや引っ越し費用を支援して空き家の活用に努めているほか、新規就農を希望する場合は、県内外の方を支援の対象者としていることから、これらについて、引き続き、周知に努める。 なお、令和3年度からは、空き家を活用する市民等に対しても、補助を行い、空き家の活用を促進する計画である。【令和3年3月実施済】

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
10	R2.10.6	市政懇談会	内川目	農林部 地域振興部 大迫総合支所	農政課 定住推進課 大迫地域振興課	遊休農地、耕作放棄地、空き家等の活用策について	人口減少に伴う遊休農地、耕作放棄地、空き家等の増加が心配されるが、対策はあるか。 例えば、生食用のぶどうの栽培者が減少傾向にあるため、大粒種のぶどうの栽培をそれらに活用できないものか。 また、第1次産業の減少について、本庁もそつだが総合支所として大迫地域をどうとらえているか。	空き家バンクは花巻市は100件以上成約した。県内でも1番うまくいっている。県外の方であれば改修費に200万補助があることも要因かと思われる。内川目の古民家に魅力を感じ、住みたいと思う方もいると思う。そういった方々に対し情報発信をしていきたい。 花巻市で言うと、農地はあるがそこを耕作する人が足りていない。大迫も同じく、これだけ素晴らしいぶどうが出来たが、30年ほどずっと耕作面積が減り続けた。しかしここ3年間はようやく増えた。5人の若い人たちがぶどう畑を昨年耕作し始めたという話は、若い人たちが買えるようにしたということであり、それなりの成果は上がっている。地味であっても少しずつ耕作できなくなった農地を若い人達に引き取ってもらうことを今後も施策としてやっていきたい。 また、ワイン特区を作ったが、実際にワインを作りたい想いでぶどう畑を始める人がいて、今度ワイナリーを作るという人もいる。 ワインツーリズムで(株)エーデルワインだけでなく、大迫の中のワイナリーを回することで観光客が来る可能性がある。大迫はやっぱりワインの町だということになれば人が来る。よい連鎖で大迫に来たい人が増え、それを定住や観光に繋げていくことを今後やっていきたい。	【農政課、大迫地域振興課】 空き家バンクは花巻市は100件以上成約した。県内でも1番うまくいっている。県外の方であれば改修費に200万補助があることも要因かと思われる。内川目の古民家に魅力を感じ、住みたいと思う方もいると思う。そういった方々に対し情報発信をしていきたい。 空き家の活用については、大迫町内でも空き家は確実に増えており、市としては空き家バンク制度を設け、市内外から花巻大迫に移住したい方に対し情報提供している。 花巻市で言うと、農地はあるがそこを耕作する人が足りていない。大迫も同じく、これだけ素晴らしいぶどうが出来たが、30年ほどずっと耕作面積が減り続けた。しかしここ3年間はようやく増えた。5人の若い人たちがぶどう畑を昨年耕作し始めたという話は、若い人たちが買えるようにしたということであり、それなりの成果は上がっている。地味であっても少しずつ耕作できなくなった農地を若い人達に引き取ってもらうことを今後も施策としてやっていきたい。 また、ワイン特区を作ったが、実際にワインを作りたい想いでぶどう畑を始める人がおり、今年度ワイナリーを建設した。 ワインツーリズムで(株)エーデルワインだけでなく、大迫の中のワイナリーを回することで観光客が来る可能性がある。大迫はやっぱりワインの町だということになれば人が来る。よい連鎖で大迫に来たい人が増え、それを定住や観光に繋げていくことを今後やっていきたい。
11	R2.10.6	市政懇談会	内川目	財務部	資産税課	土地の権利関係について	先ほどの話の中で、土地の権利関係について、相続人が分からなくなる前に、相続登記をしないことを強制的に防止するというわけにはいかないものだろうか。 例えば、他から来る人に対して、何年間かは固定資産税を免除するような提供方法は無理だろうか。		【定住推進課】 空き家についてであるが、移住定住を取り組む中で市内に定住した方を対象に住宅支援を行っており、その中で空き家バンクを設けている。空き家バンクは空き家の所有者と購入希望者とマッチングする仕組みであり、市外の購入希望者と成約した場合には空き家所有者に空き家バンク活用奨励金として10万円交付する。また、定住に向けた定住促進住宅取得補助金もあり、空き家のリフォームや引っ越し費用を支援して空き家の活用に努めているほか、新規就農を希望する場合は、県内外の方を支援の対象者としていることから、これらについて、引き続き、周知に努める。 なお、令和3年度からは、空き家を活用する市民等に対しても、補助を行い、空き家の活用を促進する計画である。【令和3年3月実施済】
12	R2.10.6	市政懇談会	内川目	建設部	道路課	市道黒沢矢柄線の道路整備に係る迂回路について	市道黒沢矢柄線の道路整備に関し、迂回路を設定する際、雪が降らない期間であれば採石工場と交渉し、紫波方面への道路を利用してもらうことはできないか。	迂回路についての採石工場との協議は今後あると思われる。雪が降ってからの工事発注についても、発注の段取りもあるためやむを得ず遅くなっていると思われるが、併せて持ち帰らせていただき、担当課に伝える。	相続登記が行われないことによる所有者不明土地が全国的に発生しており、その解決は喫緊の課題ととらえている。 国では、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から、相続登記の義務化や遺産分割に期間制限を設けるなどとした民法と不動産登記法等の改正法案が今国会(第204回 常会)に提出され審議されており、市では、その国の動きを注視している。 また、市では、市街から転入された方に対して固定資産税を免除する制度はないが、市外や県外から転入される子育て世帯の方や新たに農業に従事する方など一定の条件を満たす方に対して、「花巻市定住促進住宅取得等補助金」(定住推進課)を制定し、本市への移住定住を支援しており、その補助対象経費の1つとして、1年間分の固定資産税相当額の半額を補助している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	教育部	教育企画課	矢沢小学校・中学校の改築について	矢沢小学校、中学校共に築40有余年経過している。矢沢小学校は近年、外壁塗装はしていただいたが、老朽化が激しく、大雨の際には雨漏りもみられ、長期休業明けには、水道から赤い水がみられるとも伺っている。中学校も同様に老朽化が進んでいる。子どもたちの教育環境を未来へつなげていくためにも、後者の課題は非常に重要で、小中一貫校導入の可能性を含めた施設整備について検討するというお話を伺っている。地域の実情を踏まえ、市当局の考え方や進捗状況についていた。	ご指摘のとおり、矢沢小学校、矢沢中学校とも老朽化が進んでいる。平成29年度に実施した専門家による定期点検において、両校とも、「特に外壁の劣化が著しい」との判定を踏まえ、令和元年度には両校で外壁の修繕工事を行い、また、矢沢中学校においては、校舎屋上の防水シートの劣化から、理科室などの特別教室を中心に雨漏りがあるため、本年度中にこの補修を予定している。 教育委員会では、今年度、花巻市学校施設長寿命化計画を策定し、今後、この計画に基づき、施設の計画的な維持管理を予定しているが、この計画に掲げる国の長寿命化改良事業を活用しての長寿命化改修については、建築後40年以上を経過し、改修後30年以上、当該校舎を使用することが条件となっている。このため、長寿命化の実施に当たっては、今後30年にわたる教育の方向性を十分に考えることが必要である。また、長寿命化は、改築に比べてコストを抑えられるが、それでも多額の費用を要し、これを同時に複数校で実施することは困難であるため、市内各地域の学校統合や小中一貫校導入の検討状況について、その推移を見通しながら計画していきたいと考えている。一方、平成31年度に策定した「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」においては、地域ごとの小・中学校の適正配置の基本的な考え方として、花巻地域では、学校統合の検討に併せて小中一貫校導入の検討も行うこととしている。昨年9月に開催された矢沢中学校PTAによる教育懇談会においては、「中学校だけではなく、小学校の校舎も老朽化が進んでいる状況で、2校とも改築もしくは長寿命化改修することを考える」と、小中一貫校の導入を検討することが必要ではないか」とのご意見をいただいている。また、昨年11月の矢沢地域振興会の要望の際にも、この話題を紹介し、「もう少し時間をかけてPTAと話し合いをしながら検討したい」旨を説明したところである。 将来的な教育環境の整備に当たって、まずは課題となっている小中一貫校についてメリットやデメリットなどをご理解をいただいた上で、老朽化の改善策も含め、引き続き保護者や地域のご意見を伺ってまいりたいと考えており、PTAには事務局を通じて開催を呼びかけているところ。	ご指摘のとおり、矢沢小学校、矢沢中学校とも老朽化が進んでいる。平成29年度に実施した専門家による定期点検において、両校とも、「特に外壁の劣化が著しい」との判定を踏まえ、令和元年度には両校で外壁の修繕工事を行い、また、矢沢中学校においては、校舎屋上の防水シートの劣化から、理科室などの特別教室を中心に雨漏りがあるため、昨年12月にこの補修を行っている。 教育委員会では、昨年10月に花巻市学校施設長寿命化計画を策定し、今後、この計画に基づき、施設の計画的な維持管理を予定しているが、この計画に掲げる国の長寿命化改良事業を活用しての長寿命化改修については、建築後40年以上を経過した施設を改修した後30年以上、当該校舎を使用することが条件となっている。このため、長寿命化改修の実施に当たっては、今後30年にわたる教育の方向性を十分に考えることが必要である。また、長寿命化改修は、改築に比べてコストを抑えられるが、それでも多額の費用を要し、これを同時に複数校で実施することは困難であるため、市内各地域の学校統合や小中一貫校導入の検討状況について、その推移を見通しながら計画していきたいと考えている。 一方、平成31年度に策定した「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」では、地域ごとの小・中学校の適正配置の基本的な考え方として、花巻地域では、学校統合の検討に併せて小中一貫校導入の検討も行うこととしている。令和元年9月に開催された矢沢中学校PTAによる教育懇談会においては、「中学校だけではなく、小学校の校舎も老朽化が進んでいる状況で、2校とも改築もしくは長寿命化改修することを考える」と、小中一貫校の導入を検討することが必要ではないか」とのご意見をいただいている。また、令和元年11月の矢沢地域振興会の要望の際にも、この話題を紹介し、「もう少し時間をかけてPTAと話し合いをしながら検討したい」旨を説明している。令和3年1月には、矢沢小・中学校PTAの合同による教育懇談会を開催し、県内の先進事例を交えての説明を行ったが、引き続き、勉強会等を重ねながら、導入の可能性を探ってまいりたい。
2	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	教育部	教育企画課	小中一貫校となった場合の学童クラブについて	矢沢学童クラブは現在118名の子どもがおり、市内の学童クラブで最も大きい。小中一貫校となった場合、学童クラブがどうなるかを考えたとき、現実的には矢沢小学校が移転することになるかと思うが、そうすると学童クラブも小中一貫校の敷地に隣接するような形でご配慮いただけるのか伺いたい。	学童クラブについては、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」の中の学校施設の改築等の基本ルールに記載しており、既存の学童クラブ施設が使用できなくなる等の支障が生じた場合、学童クラブの運営主体との協議により、必要に応じて、市が学校敷地内に単独施設として整備することを考えている。	学童クラブについては、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」の中の学校施設の改築等の基本ルールに記載しており、既存の学童クラブ施設が使用できなくなる等の支障が生じた場合、学童クラブの運営主体との協議により、必要に応じて、市が学校敷地内に単独施設として整備することを考えている。
3	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	市民生活部	生活環境課	岩手県化製油脂協同組合の悪臭問題について	高松第2行政区内に岩手県化製油脂が立地しているが、この地区内には障がい者の支援施設「やさわの園」やグループ関連施設もある。また、矢沢中学校、矢沢地区社会体育館、矢沢球場、子ども発達相談センター、花巻新渡戸記念館、矢沢地域福祉センターというような施設がある。かねてから臭いの問題があり、当時中学校では給食も食べられない状況であったと聞いたこともある。30年ほど前に矢沢中学校付近に移り住んだ方の、「とてもいい地域である。ただ臭いがなければ」と言った言葉が未だに頭に残る。近年は当時と比べると少なくなっていると感じるが、今年の夏は例年に比べて臭いを感じ、いつもは臭わないところまで感じられたと伺っている。県や花巻市として会社への指導がどのようになされているのか伺いたい。	岩手県化製油脂協同組合の事業活動に伴う悪臭発生については、平成28年度の夏期に悪化が認められたことから、市では立入検査や臭気測定を実施して悪臭発生の原因について検証し、悪臭発生が認められた施設について改善するよう市悪臭公害防止条例に基づく改善勧告を発令している。同組合では、改善計画に基づいて悪臭防止対策設備の設置工事については完了したものの、稼働の適正な調整が終わっていないことから悪臭が発生している状態であり、悪臭対策の専門知識がある悪臭公害対策技術参画から助言をいただきながら、現在も継続して指導を行っている。 具体には、通称ミート工場と呼んでいる鶏や豚の食肉残などを処理する工場における臭気対策として、オゾンによる処理設備・施設を導入し、生原料を一時保管し粉砕処理する部屋の中に設置したオゾンエアとオゾン水を噴霧し、原料から発生している臭気を分解する方法のほか、工場の中で発生した臭気を施設により強制的に回収してオゾン処理により臭気分解する方法を導入したが、オゾンの噴霧量の適正な調整ができていないことから、適正となるよう指導を行っているところである。また、処理ラインの1つについて、今春に新工場を建設・移設して稼働する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、稼働時期が延期となっている。新工場での処理が可能になると、設計から判断し臭気処理がより適正に行われるものと考えている。 市では、毎月、同組合から施設のメンテナンス確認票を作成させ、内容確認を行っているほか、苦情が複数寄せられた場合や対策の進捗の確認のため密に連絡を取り合っている。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により行っていないが、毎月、同組合との悪臭対策会議を開いて協議を行っているほか、年2～3回悪臭公害対策技術参画による立入検査を行い、指導を行っている。また、悪臭の苦情通報があった場合には、職員による巡回を行い、悪臭の飛散状況の確認に努めているほか、随時、臭気測定を実施し臭気処理が適正となっているか確認し、適宜必要な指導を行っている。 また、矢沢地域環境対策協議会の活動を支援するために、地域への情報提供費用などの経費に対し補助を行い、協議会と情報交換を行いながら悪臭発生の現状の把握を行い、改善に向けた業者に対する指導を行っている。 なお、今年度に限らず夏期における気温の上昇が、悪臭発生が増えている自然的要因として考えている。	岩手県化製油脂協同組合の事業活動に伴う悪臭発生については、平成28年度の夏期に悪化が認められたことから、市では立入検査や臭気測定を実施して悪臭発生の原因について検証し、悪臭発生が認められた施設について改善するよう市悪臭公害防止条例に基づく改善勧告を発令している。同組合では、改善計画に基づいて悪臭防止対策設備の設置工事については完了したものの、稼働の適正な調整が終わっていないことから悪臭が発生している状態であり、悪臭対策の専門知識がある悪臭公害対策技術参画から助言をいただきながら、現在も継続して指導を行っている。 具体には、通称ミート工場と呼んでいる鶏や豚の食肉残などを処理する工場における臭気対策として、オゾンによる処理設備・施設を導入し、生原料を一時保管し粉砕処理する部屋の中に設置したオゾンエアとオゾン水を噴霧し、原料から発生している臭気を分解する方法のほか、工場の中で発生した臭気を施設により強制的に回収してオゾン処理により臭気分解する方法を導入・設備を設置したが、オゾンの噴霧量の適正な調整ができていないことから、適正となるよう指導を行っているところである。また、処理ラインの1つについて、令和2年度に新工場を建設・移設して稼働する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、建設したものの試運転ができない状況が続いており、本格稼働時期が延期となっている。新工場での処理が可能になると、設計から判断し臭気処理がより適正に行われるものと考えている。 市では、毎月、同組合から施設のメンテナンス確認票を作成させ、内容確認を行っているほか、苦情が複数寄せられた場合や対策の進捗の確認のため密に連絡を取り合っている。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により行っていないが、毎月、市生活環境課では同組合との悪臭対策会議を開いて協議を行っているほか、年2～3回悪臭公害対策技術参画による立入検査を行い、指導を行っている。また、悪臭の苦情通報があった場合には、職員による巡回を行い、悪臭の飛散状況の確認に努めているほか、随時、臭気測定を実施し臭気処理が適正となっているか確認し、適宜必要な指導を行っている。 また、矢沢地域環境対策協議会の活動を支援するために、地域への情報提供費用などの経費に対し補助を行い、協議会と情報交換を行いながら悪臭発生の現状の把握を行い、改善に向けた業者に対する指導を行っている。 なお、今年度に限らず夏期における気温の上昇が、悪臭発生が増えている自然的要因として考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
4	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	健康福祉部	健康づくり課	花巻市のコロナ対策の現状と今後の方策について①-1	7月末以降、岩手県でも感染者が確認され、様々な事業・行事が引き続き中止、内容変更を余儀なくされている。幸いにも現在まで花巻市に感染者が出ておらず、市当局の指導の成果が出ているものかとも思われる。市として、感染防止にどのような具体的な対応を行っているのかを伺いたい。 矢沢地域振興会としても様々な事業が中止する中で、どのような対応をすべきか苦慮している。	市では令和2年2月28日に市長を本部長とし、花巻市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的な対応をとっている。これまで27回開催し、感染拡大防止を目的とした市の施設の利用制限や、市主催のイベントの中止、自治公民館の使用についてのガイドラインの策定や小中学校の休校やその対応、感染防止のための3密の防止など市民向けのお知らせなどについて協議している。この本部会議で決定した事項については迅速に、広報はなまきや全戸配布チラシ、市ホームページ、FMはなまき等を通じて皆様にお知らせしている。 公共施設の利用制限に関しては県内、近県等の状況により緩和や制限の徹底などを行えるよう想定し、市ホームページで公表しており、地域活動を行う上で参考としていただきたい。また、市内の福祉施設や観光宿泊施設における感染防止策の対応状況を把握するとともに、福祉施設や医療機関などのマスクや消毒用アルコールなどが入手困難な時期には、市が備蓄していた感染予防物資を施設に配布した。市内の小中学生並びに福祉施設の職員向けには布マスクを作成し配布も行った。 さらに、市の施設入り口にサーモカメラやタブレット型の体温計、カウンターへのアクリル板の設置やマスク非着用の方来行者へマスクを用意するなど公共施設における感染予防についても取り組んでいる。 医療体制については、花巻市・遠野市医師会、総合花巻病院に協力いただき、中部保健所の指導のもと7月末より花巻・遠野地域外来検査センターを設置し、PCR検査体制の充実を図っている。 今後は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行も懸念されるが、10月15日の臨時議会で、従来小学生の第1子に1,000円としていたインフルエンザ予防接種の助成額を未就学児や小学校の第2子以降と同様に3,000円に引き上げ、さらに、中学生と妊婦についても3,000円の接種助成を新たに対象とする補正予算案を議決いただいた。 インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の初期症状は区別が困難なため、医療機関の負担を避けるうえでもインフルエンザの拡大防止のため、ぜひ接種をお願いしたい。	市では令和2年2月28日に市長を本部長とし、花巻市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的な対応をとっている。令和3年3月末で39回開催し、感染拡大防止を目的とした市の施設の利用制限や、市主催のイベントの中止、自治公民館の使用についてのガイドラインの策定や小中学校の休校やその対応、感染防止のための3密の防止など市民向けのお知らせなどについて協議している。この本部会議で決定した事項については迅速に、広報はなまきや全戸配布チラシ、市ホームページ、FMはなまき等を通じて皆様にお知らせしている。 公共施設の利用制限に関しては県内、近県等の状況により緩和や制限の徹底などを行えるよう想定し、市ホームページで公表しており、地域活動を行う上で参考としていただきたい。また、市内の福祉施設や観光宿泊施設における感染防止策の対応状況を把握するとともに、福祉施設や医療機関などのマスクや消毒用アルコールなどが入手困難な時期には、市が備蓄していた感染予防物資を施設に配布した。市内の小中学生並びに福祉施設の職員向けには布マスクを作成し配布も行った。 さらに、市の施設入り口にサーモカメラやタブレット型の体温計、カウンターへのアクリル板の設置やマスク非着用の方来行者へマスクを用意するなど公共施設における感染予防についても取り組んでいる。 医療体制については、花巻市・遠野市医師会、総合花巻病院に協力いただき、中部保健所の指導のもと7月末より花巻・遠野地域外来検査センターを設置し、PCR検査体制の充実を図っていたが、PCR検査が可能な診療・検査医療機関の増加に伴い、検査件数が減少したことから令和3年4月1日から休止することとした。 また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、従来小学生の第1子に1,000円としていたインフルエンザ予防接種の助成額を未就学児や小学校の第2子以降と同様に3,000円に引き上げ、さらに、中学生と妊婦についても3,000円の接種助成を行った。2月には新型コロナウイルスワクチン接種の開始に向けて、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室を設置し、令和3年度において室員を増員し準備を進めている。
4	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	健康福祉部	健康づくり課	花巻市のコロナ対策の現状と今後の方策について①-2	7月末以降、岩手県でも感染者が確認され、様々な事業・行事が引き続き中止、内容変更を余儀なくされている。幸いにも現在まで花巻市に感染者が出ておらず、市当局の指導の成果が出ているものかとも思われる。市として、感染防止にどのような具体的な対応を行っているのかを伺いたい。 矢沢地域振興会としても様々な事業が中止する中で、どのような対応をすべきか苦慮している。	制度ができる都度、広報には掲載しているのでご覧いただきたい。 施設の利用については、今後、新型コロナウイルス感染症が拡大してきた場合にどうするかというのを4段階に分け、その状況に応じた施設の利用状況をまとめている。本日資料としてお配りしているのでこちらもご覧いただきたい。 また、感染拡大防止のための努力もさせていただいている。市内に感染者が出ないということは、市民のみなさんが本当に気を付けていらっしゃるということ。専門家の方がおっしゃるには、マスクをすることによって感染のリスクが相当減るという。新しいウイルスのため、わからないことも多いが、やはりマスクをしったり消毒をすることは非常に大きな効果となる。 当市では医師会や総合花巻病院等の協力を得て週2回、1日最大で6人の検査をしているが、今後インフルエンザの罹患が増え、PCR検査も増えるのではという懸念もあり、課題である。国では各医療機関で簡易検査を実施してもらう方針を出しているが、現在医師会の先生方に検討していただいている。 みなさんをお願いしたいことは、体調が悪くなった際にすぐに医療機関に行くのではなく、まず医療機関に電話で相談していただくということ。その上で医師の指示に従っていただきたい。また、高齢の方やお子さんはインフルエンザの予防接種を早めに受けていただきたい。妊婦の方にも補助を出すことにしたので、医師に相談の上で受けていただきたい。全員に補助が行き渡るわけではないが、今年度は例年からすると補助を拡大している状況である。	制度ができる都度、広報には掲載しているのでご覧いただきたい。 施設の利用について花巻市では、「新型コロナウイルス感染拡大による市関連施設の利用制限ガイドライン」を作成し、新型コロナウイルス感染症が拡大してきた場合にどうするかということをも4段階に分け、その状況に応じた施設の利用状況をまとめている。市のホームページに掲載されているので、ご覧いただきたい。 また、感染拡大防止のための努力もさせていただいている。市内に感染者が出て感染拡大がないということは、市民の皆さんが本当に気を付けていらっしゃるということ。専門家の方がおっしゃるには、マスクをすることによって感染のリスクが相当減るという。新しいウイルスのためわからないことも多いが、やはりマスクをしったり消毒をすることは非常に大きな効果となる。 当市では医師会や総合花巻病院等に協力を得て週2回、1日最大で6人の検査をしていた。令和2年11月からは市内医療機関において診療・検査医療機関として登録されている機関が増え、市が設置した検査センターでの検査件数が減少したため令和3年4月1日で休止することとしたところ。皆さんをお願いしたいことは、体調が悪くなった後すぐに医療機関に行くのではなく、まず医療機関に電話で相談していただくということ。そのうえで医師の指示に従っていただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
5	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	健康福祉部 商工観光部	健康づくり課 商工労政課 観光課	花巻市のコロナ対策の現状と今後の方策について②-1	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域経済が疲弊している現状であるが、国はもちろん、市でもいろいろな対策をとっていることと思う。我々も温泉に行ったりと様々な恩恵を受けている。そうした支援策の実績、どの程度効果があり、金額にするとどの程度の支出になっているのか伺いたい。	担当部が異なるため詳しくは申し上げられないが、地場の商店の活性化を目的としてPaypayを使用して消費していただくとポイントが付与されるという取組を行っている。これは8、9月の2か月実施し、全体で2億8,000万円程の売り上げとなり、ポイント還元は4,600万円ほどという実績があがっている。これについては12月から再度実施したいと考えている。また、高齢の方など、電子決済に慣れていない方のためにはなまき小判を配布させていただいたところ。 また、GoToキャンペーンの中で国や県での補助があるが、市でも併せて温泉等宿泊施設を利用する際の助成を行った。	【商工労政課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内飲食店、小売業、サービス業などを支援するため、PayPayを活用した最大20%のポイント還元するキャンペーンを、令和2年8月1日から9月30日まで実施し、また、2回目のキャンペーンを令和2年12月1日から令和3年3月31日まで実施した。 1回目の実績としては、決済金額2億7,977.7万円、ポイント還元額4,565.6万円。 2回目の実績は決済金額11億6222.1万円、ポイント還元額1億9670.1万円となり、多くの方に市内の地場のお店で利用していただいた。 新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度においてもPayPayのキャンペーンを実施する予定としている。 また、スマートフォンお持ちでない方への対応として、70歳以上の方24,912人に「はなまき小判」2千円分をお配りした。49,824千円分が配布され、43,763千円分が利用された(換金率87.8%)。 事業継続の下支え支援として、家賃補助と飲食店等へ経営支援金の給付を行った。 家賃補助は令和2年4月から9月を対象、令和2年10月から令和3年2月までを対象に2回実施した。 1回目の実績は271件30,830千円を補助、2回目の実績は236件35,791千円を補助している。 飲食店等経営支援金は、令和2年11月から令和3年1月の売上を対象にし、飲食店354店舗と自動車運転代行業10事業者に対し各50万円、合計1億8,200万円を給付した。 資金繰り支援としては、国の無利子・無保証料の融資が実施される間の緊急支援として、市中小企業振興融資を令和2年4月1日から5月1日まで、国と同様の取り扱いとし、102件9億92.5万円の融資を実行した。また、県制度融資への新たな補給制度を設け、様々な状況に対応できるよう融資メニューの拡大に取り組んだ。 【観光課】 4月以降、温泉事業者や関係団体等と意見交換してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態措置による不要不急の外出の自粛等により、予約のキャンセルが相次ぐなど、宿泊客が多い大型連休中の休業をはじめ、修学旅行などの団体旅行のキャンセル、スポーツ大会等の中止による宿泊のキャンセル、インバウンドの激減などにより、宿泊客が大幅に減少(4月は前年同月比83%減、5月は同91%減)し、企業経営に深刻な影響を与えていたことから、市内温泉宿泊施設事業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日から開始した。その後、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見直しを図り、令和3年3月末まで実施した。 宿泊者数の推移は、令和2年4月から令和3年3月の宿泊者数合計は約52万3千人であり、前年度と比較して約25万2千人減、率にして32.5%の減となっている。さらに、インバウンド宿泊数は、令和2年4月から令和3年3月の宿泊者数合計は、49人であり、前年と比較して約5万3千人減、率にして99.9%の減であった。 このような状況下において、9月から11月は、当該利用対象を県民にしたことや、「GoToトラベル事業」の影響等もあり、前年同月を上回るの宿泊者数であった。 令和3年1月以降は感染拡大や首都圏を中心とした緊急事態宣言による「GoToトラベル事業」の一時停止により、宿泊状況が厳しい状況であったことから、令和3年2月20日から宿泊助成額を最大4,000円に拡充した。3月の宿泊者数全体では、コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成31年3月比で80%を超えるまで急激に回復し、県内宿泊者数は、同150%を超えており、3月の県民の宿泊状況は極めて好調であったところである。 県外からの宿泊客やインバウンドが激減するなか、一定規模の宿泊客を確保した点において事業効果は大変大きかったと考えている。また、温泉施設等の利用客が増えることにより、食材納入業者や物産業者など観光関連事業者への経済効果も大きかったと考えている。 令和3年度については、3月上旬に市内温泉事業者と意見交換した際に、市内温泉事業者から、GoToトラベル事業の再開時期が不透明であり、4月以降の予約は、例年と比較し動きが鈍く、観光宿泊需要の回復は厳しい状況であると同ったことから、継続的な支援が必要であると判断し、当該事業を4月1日から5月9日までの期間、県民を対象に宿泊助成の金額を最大4,000円とし、当該事業を引き続き実施することとしたところである。 なお、国は、GoToトラベルについて「感染が落ち着いている地域に限り、部分再開を目指す」、また、「宿泊割引を実施する自治体への財政援助も選択肢」と述べたとの報道もなされているところであるが、5月10日以降の当該事業の実施については、宿泊者数等の推移及び国の施策などの実施状況等を勘案しながら検討する。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
5	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	商工観光部 健康福祉部	商工労政課 観光課 地域福祉課	花巻市のコロナ対策の現状と今後の方策について②-2	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域経済が疲弊している現状であるが、国はもちろん、市でもいろいろな対策をとっていることと思う。我々も温泉に行ったりと様々な恩恵を受けている。そうした支援策の実績、どの程度効果があり、金額にするとどの程度の支出になっているのか伺いたい。	10万円の特別定額給付金の給付があった際、花巻市には国から95億円のお金が来た。これは市税の総額に匹敵するほどの金額である。経済活性化のためには国のこの施策は正しかったと思うが、市では財政が破たんしてしまうため同じことはできない。市としては、本当に困っている方、事業の継続ができない可能性のある方等を重点的に支援するべく地方創生臨時交付金を使っていると考えている。全国的に観光施設が立ち行かなくなるのではと言われ、実際に、花巻温泉郷では4、5月は前年の1、2割程にまで落ち込んだ。7月から宿泊、日帰りに対する補助を始め、9、10月は前年を超えるほどの状況にまで持ち直している。みなさんに楽しんでいただくことももちろんだが、いちばんは困っている温泉郷の事業維持のために実施したものである。Paypayも同様に大手や全国チェーンではなく地場の事業者のために実施したもの。12月から翌年3月まで再度実施するので、皆さんにはぜひ地元のお店で消費していただきたい。そのほか、事業者に対する家賃補助や、コロナウィルスの影響で収入が減り、お金に困っている方に対する貸付の制度もある。周りで困っている方がいたらぜひ、お伝えいただければありがたい。	【商工労政課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内飲食店、小売業、サービス業などを支援するため、PayPayを活用した最大20%のポイント還元するキャンペーンを、令和2年8月1日から9月30日まで実施し、また、2回目のキャンペーンを令和2年12月1日から令和3年3月31日まで実施した。 1回目の実績としては、決済金額2億7,977.7万円、ポイント還元額4,565.6万円。 2回目の実績は決済金額1億6222.1万円、ポイント還元額1億9670.1万円となり、多くの方に市内の地場のお店で利用していただいた。 新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度においてもPayPayのキャンペーンを実施する予定としている。 また、スマートフォンお持ちでない方への対応として、70歳以上の方24,912人に「はなまき小判」2千円分をお配りした。49,824千円分が配布され、43,763千円分が利用された(換金率87.8%)。 事業継続の下支え支援として、家賃補助と飲食店等へ経営支援金の給付を行った。 家賃補助は令和2年4月から9月を対象、令和2年10月から令和3年2月までを対象に2回実施した。 1回目の実績は271件30,830千円を補助、2回目の実績は236件35,791千円を補助している。 飲食店等経営支援金は、令和2年11月から令和3年1月の売上を対象にし、飲食店354店舗と自動車運転代行業10事業者に対し各50万円、合計1億8,200万円を給付した。 資金繰り支援としては、国の無利子・無保証料の融資が実施される間の緊急支援として、市中小企業振興融資を令和2年4月1日から5月1日まで、国と同様の取り扱いとし、102件9億92.5万円の融資を実行した。 また、県制度融資への新たな補給制度を設け、様々な状況に対応できるよう融資メニューの拡大に取り組んだ。
5	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	農林部	農政課	花巻市のコロナ対策の現状と今後の方策について②-3	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域経済が疲弊している現状であるが、国はもちろん、市でもいろいろな対策をとっていることと思う。我々も温泉に行ったりと様々な恩恵を受けている。そうした支援策の実績、どの程度効果があり、金額にするとどの程度の支出になっているのか伺いたい。	今年は予想通り米の値段が下がり、60kg当たり800円下がった。米農家の方々に来年度以降も作付けしていただくため、わずかであるが、30kg当たり107円の検査料等の補助をさせていただくこととした。問題は来年度以降であり、40万トンも毎年余ってしまうとんでもない。抜本的な考え方をしなければならぬと国にも伝えているが、なかなか良いアイデアがない。しかし、花巻の農業を守るために、今後も働きかけていく。	今年は予想通り米の値段が下がり、60kg当たり800円下がった。米農家の方々に来年度以降も作付けしていただくため、わずかであるが、30kg当たり107円の検査料等の補助をさせていただくこととした。問題は来年度以降であり、40万トンも毎年余ってしまうとんでもない。抜本的な考え方をしなければならぬと国にも伝えているが、なかなか良いアイデアがない。しかし、花巻の農業を守るために、今後も働きかけていく。
6	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	教育部	教育企画課	矢沢小学校の赤い水が出る水道について	先ほど、中学校の雨漏りの件で4月をめどに補修に入るという話であったが、小学校の赤い水の出る水道管については、工事予定などたっているのか。手洗い、うがいが推奨されている中で、赤い水が出るのはまずいのではないかと。	毎年、学校施設の修繕等についての要望調査をして、教育委員会でその内容を確認して順次修繕を行っている。矢沢小学校の水の着色については、週始めや朝一に出る状況であり、現時点では最初しばらく水を流していたので、その後できれいになった水を使っていたかどうかを願っている。全体的に改善するためには、すべての配管を取り換える必要があり、例えば長寿命化の工事に併せた実施でないと難しく、施設整備の方向性が決まった時点で手を入れざるを得ない状況である。	毎年、学校施設の修繕等について要望調査を行い、教育委員会でその内容を確認し順次修繕を行っている。矢沢小学校の水の着色については、週始めや朝一に出る状況であり、現時点では最初しばらく水を流していたので、その後できれいになった水を使っていたかどうかを願っている。 なお、今後は、赤水対策として水飲み系統の水道直結化とあわせて給水管の配管替え等の設備改修について検討を進めることを考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
7	R2.10.22	市政懇談会	矢沢	教育部	こども課	学童クラブ支援員への慰労金の支給について	国の緊急事態宣言があった際、国では医療従事者や看護師で、10日間勤務された方に慰労金が支給されると聞いた。そうした仕組みを市でも考えてもらいたい。学童クラブの場合、緊急事態宣言の際、学校の休校があり、学童クラブは朝から開所し、その際は、支援員の先生方もかなりの重労働である中、一生懸命保育をしていただいた。全国の自治体ではそうした学童クラブの先生方に慰労金を支払っている自治体もあり、そうしたことを花巻市でも考えていただきたいと思う。	医療従事者への慰労金の支払いを国で実施しているということもあり、現在、学童クラブの全国的な組織において、同様に学童クラブの支援員にも慰労金の支払いを考えていただきたいとの要望活動を行っていることは承知している。市としては、医療従事者等と同様に原則的に国から支払われるべきと考えられており、市で独自に行うのではなく、全国組織としての動きを注視したい。	医療従事者への慰労金の支払いを国で実施しているということもあり、現在、学童クラブの全国的な組織において、同様に学童クラブの支援員にも慰労金の支払いを考えていただきたいとの要望活動を行っていることは承知している。市としては、医療従事者等と同様に原則的に国から支払われるべきとの考えのもと、全国市長会を通じて国への提言を行っているところであり、国の動向を注視したい。
1	R2.10.27	市政懇談会	花西	生涯学習部	生涯学習課	市民の家の今後について①	市民の家は公共の場として、サークルなど様々な活動で市民に親しまれてきたが、昨年10月から耐震強度の問題で使用禁止になっている。その後1年たつが、今のような状態になっているのか情報が伝わっていないため、伺いたい。地元としては、市民の家を保存し、なおかつ以前のように使用できるように再建してほしいと思っている。	皆さんにはご迷惑ご心配をおかけしている。昭和3年に花巻川口町の役場として現在の市役所の場所に建設されたのち、昭和45年に現在の場所へ移築し、地域の生涯学習施設として現在まで利用されてきた。昨年度の耐震診断で倒壊する可能性が高いとの診断を受け、昨年10月から閉鎖している。耐震補強工事するための調査の結果、全体で約1億5千万かかるとのことであり、市では4つの案を提示して皆さんからご意見をお聞きしたいと考えている。1つ目は耐震補強をして現在と同じ内観・外観とする復元。2つ目は改修して外観のみ見学できるようにする改修工事。3つ目は耐震補強し、外観・内観は変わるが内部も使用できるようにする改修工事。4つ目は調査・記録後に解体するというもの。検討案の1から3まではいずれも詳細調査費5百万円、設計等委託費約1千5百万円、耐震補強工事費約1億5千万円ほどを要し、復元のためには費用が高額になる可能性が高い。検討案2、3についてもそれぞれ別途改修費がかかる。検討案4の解体の場合は調査費百万円、設計等委託費約5百万円、解体工事費約1千4百万円ほどが見込まれる。これらについて、皆さんにご意見をお聞きしながら進めたいと考えている。	市民の家は、昭和3年に花巻川口町の役場として現在の市役所の場所に建設されたのち、昭和45年に現在の場所へ移築し、地域の生涯学習施設として現在まで利用されてきた。令和元年度に実施した耐震診断で耐震構造指標が0.13lsで「倒壊する可能性が高い」との診断を受け、令和元年10月から休館している。耐震診断の際に、耐震補強の簡易設計を行っているが、耐震構造指標を1.0ls以上の「震度6強の地震に対して倒壊または崩壊する可能性が低い」とする水準で耐震補強を行うためには、概算で約1億5千万程度費用がかかる。このような状況については、令和2年10月27日に花西地区市政懇談会において花西地区と材木町の皆さまに説明したが、市民の家は当時の様相をうかがい知ることができる建物であることから、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会の皆さまからは、現在の雰囲気を残して古い部材を使いながら、会議等でも利用できる施設等へ改築できないか検討調査するよう要望が出されており、令和2年度においては、市内の建築設計事務所に業務委託により使用可能な部材等の調査を行ったところであり、結論として「ほとんどが再活用できない状態である。耐震化を含めた改修をして利用できるようにするためには、ほとんどの部材を新しい材料で施工する必要がある等、実質的には新たな建築物を建設する結果となる。以上により、市民の家の部材を活用して、建築物を残すことは実質的に不可能である。」という結果であった。令和3年度には、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会等の皆さまに調査結果をお伝えしご意見をお聞きしながら進めたいと考えている。
2	R2.10.27	市政懇談会	花西	生涯学習部	生涯学習課	市民の家の今後について②	皆さんに意見を聞くというのは、花巻市民ということか。それとも材木町の住民ということか。その辺がしっかりすれば、結果は出ると思う。	材木町の皆さんにも考えているが、市全体の生涯学習施設ということから、そのほかにもご意見をお聞きしていきたい。	市民の家は、昭和3年に花巻川口町の役場として現在の市役所の場所に建設されたのち、昭和45年に現在の場所へ移築し、地域の生涯学習施設として現在まで利用されてきた。令和元年度に実施した耐震診断で耐震構造指標が0.13lsで「倒壊する可能性が高い」との診断を受け、令和元年10月から休館している。耐震診断の際に、耐震補強の簡易設計を行っているが、耐震構造指標を1.0ls以上の「震度6強の地震に対して倒壊または崩壊する可能性が低い」とする水準で耐震補強を行うためには、概算で約1億5千万程度費用がかかる。このような状況については、令和2年10月27日に花西地区市政懇談会において花西地区と材木町の皆さまに説明したが、市民の家は当時の様相をうかがい知ることができる建物であることから、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会の皆さまからは、現在の雰囲気を残して古い部材を使いながら、会議等でも利用できる施設等へ改築できないか検討調査するよう要望が出されており、令和2年度においては、市内の建築設計事務所に業務委託により使用可能な部材等の調査を行ったところであり、結論として「ほとんどが再活用できない状態である。耐震化を含めた改修をして利用できるようにするためには、ほとんどの部材を新しい材料で施工する必要がある等、実質的には新たな建築物を建設する結果となる。以上により、市民の家の部材を活用して、建築物を残すことは実質的に不可能である。」という結果であった。令和3年度には、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会等の皆さまに調査結果をお伝えしご意見をお聞きしながら進めたいと考えている。
3	R2.10.27	市政懇談会	花西	生涯学習部	生涯学習課	市民の家の今後について③	材木町の住民からすれば、絶対にお願したい。反対する人は誰もいない。	検討案すべての詳細調査をするのは少々難しいが、狙いを定めて詳細調査することについては、ある程度可能と思う。詳細調査をしなれば、復元や、改修にどれくらいかかるか分らない。現時点で予算はないため、議会の承認を得る必要がある。しかし、2、3倍かけて、今のものと違う建物になってしまうのであれば、個人的にはやめたほうがよいと思う。いずれ、この調査をしてほしいとおっしゃっていただければ対応したい。	市民の家は、昭和3年に花巻川口町の役場として現在の市役所の場所に建設されたのち、昭和45年に現在の場所へ移築し、地域の生涯学習施設として現在まで利用されてきた。令和元年度に実施した耐震診断で耐震構造指標が0.13lsで「倒壊する可能性が高い」との診断を受け、令和元年10月から休館している。耐震診断の際に、耐震補強の簡易設計を行っているが、耐震構造指標を1.0ls以上の「震度6強の地震に対して倒壊または崩壊する可能性が低い」とする水準で耐震補強を行うためには、概算で約1億5千万程度費用がかかる。このような状況については、令和2年10月27日に花西地区市政懇談会において花西地区と材木町の皆さまに説明したが、市民の家は当時の様相をうかがい知ることができる建物であることから、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会の皆さまからは、現在の雰囲気を残して古い部材を使いながら、会議等でも利用できる施設等へ改築できないか検討調査するよう要望が出されており、令和2年度においては、市内の建築設計事務所に業務委託により使用可能な部材等の調査を行ったところであり、結論として「ほとんどが再活用できない状態である。耐震化を含めた改修をして利用できるようにするためには、ほとんどの部材を新しい材料で施工する必要がある等、実質的には新たな建築物を建設する結果となる。以上により、市民の家の部材を活用して、建築物を残すことは実質的に不可能である。」という結果であった。令和3年度には、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会等の皆さまに調査結果をお伝えしご意見をお聞きしながら進めたいと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
4	R2.10.27	市政懇談会	花西	生涯学習部	生涯学習課	市民の家の今後について④	材木町公園は馬面電車、サイクリングロードもあり、町役場として何らかの観光資源として利用できないかと思っているので、何とかお願いしたい。	説明した4案のうち、1つ目は全部復元して、今に限りなく近い形とするもの。検討案2は中は使えなくなってしまう。それでは意味がないというのであれば、検討案3の外観・内観が変わってしまうが、中を利用できるというもの。それら1つ1つで調査に5百万円かかる。どれくらいまでやってほしいという意見があれば、今ではなくても構わないので検討いただきたい。 また、公民館としての施設をということであれば、本来、それぞれの自治会で建てているものであることについてはご理解いただきたい。その上で、こういう理由から残すべきだというような、発展的なご意見をいただければと思っている。	市民の家は、昭和3年に花巻川口町の役場として現在の市役所の場所に建設されたのち、昭和45年に現在の場所へ移築し、地域の生涯学習施設として現在まで利用されてきた。令和元年度に実施した耐震診断で耐震構造指標が0.131sで「倒壊する可能性が高い」との診断を受け、令和元年10月から休館している。耐震診断の際に、耐震補強の簡易設計を行っているが、耐震構造指標を1.01s以上の「震度6強の地震に対して倒壊または崩壊する可能性が低い」とする水準で耐震補強を行うためには、概算で約1億5千万程度費用がかかる。 このような状況については、令和2年10月27日に花西地区市政懇談会において花西地区と材木町の皆さまに説明したが、市民の家は当時の様相をうかがい知ることができる建物であることから、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会の皆さまからは、現在の雰囲気を残して古い部材を使いながら、会議等でも利用できる施設等へ改築できないか検討調査するよう要望が出されており、令和2年度においては、市内の建築設計事務所に業務委託により使用可能な部材等の調査を行ったところであり、結論として「ほとんどが再活用できない状態である。耐震化を含めた改修をして利用できるようにするためには、ほとんどの部材を新しい材料で施工する必要がある等、実質的には新たな建築物を建設する結果となる。以上により、市民の家の部材を活用して、建築物を残すことは実質的に不可能である。」という結果であった。令和3年度には、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会等の皆さまに調査結果をお伝えしご意見をお聞きしながら進めたいと考えている。
5	R2.10.27	市政懇談会	花西	生涯学習部	生涯学習課	市民の家の今後について⑤	復元という話があったが、現在の建物の材料で利用できるものは使用して、例えば半分程度に縮小したような形にはできないか。隣接の公園は立派に芝生を敷いていただき、馬面電車も塗り直して再現した。案内板も立派にできている。元の役場の建物であったということもあるので、ぜひ、縮小してもいいから再現をお願いしたい。	そのようなご意見をいただければ、それを含めて調査するにはいくらかかるのか計算して検討していくこととなるので、みなさんのご意見をいただきたい。	市民の家は、昭和3年に花巻川口町の役場として現在の市役所の場所に建設されたのち、昭和45年に現在の場所へ移築し、地域の生涯学習施設として現在まで利用されてきた。令和元年度に実施した耐震診断で耐震構造指標が0.131sで「倒壊する可能性が高い」との診断を受け、令和元年10月から休館している。耐震診断の際に、耐震補強の簡易設計を行っているが、耐震構造指標を1.01s以上の「震度6強の地震に対して倒壊または崩壊する可能性が低い」とする水準で耐震補強を行うためには、概算で約1億5千万程度費用がかかる。 このような状況については、令和2年10月27日に花西地区市政懇談会において花西地区と材木町の皆さまに説明したが、市民の家は当時の様相をうかがい知ることができる建物であることから、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会の皆さまからは、現在の雰囲気を残して古い部材を使いながら、会議等でも利用できる施設等へ改築できないか検討調査するよう要望が出されており、令和2年度においては、市内の建築設計事務所に業務委託により使用可能な部材等の調査を行ったところであり、結論として「ほとんどが再活用できない状態である。耐震化を含めた改修をして利用できるようにするためには、ほとんどの部材を新しい材料で施工する必要がある等、実質的には新たな建築物を建設する結果となる。以上により、市民の家の部材を活用して、建築物を残すことは実質的に不可能である。」という結果であった。令和3年度には、花西地区まちづくり協議会、材木町親和会、花巻史談会等の皆さまに調査結果をお伝えしご意見をお聞きしながら進めたいと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
6	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	町内会組織の一本化の推進について①	区長の仕事と町内会長の仕事が重複することが多くなっている。自治会は地域をどのようにしていくかということに取り組んでいるが、広報の配布や募金の依頼等がくると、実際には自治会の班長が担っている状況。地区によって組織の形は様々になっているようだが、行政区長と自治会長とを一本化していくことが必要ではないか。自治会や町内会は地方自治の最初の単位であると思っているので、大事に育てていただきたい。	市では、市内に223の行政区を設置し、各行政区ごとに区長を委嘱しており、地域と市のパイプ役として行政事務の円滑な遂行にご尽力いただいている。また、各地域においては、自治会、町内会、自治公民館など地縁コミュニティである自治組織が地域の方々の合意により組織され、地域の方々の交流など様々な活動に自主的に取り組まれているものと認識している。行政区と自治会等との現状は、行政区と自治会等の区域が一致している行政区は約7割、一致していない行政区が約3割であり、行政区長と自治会長の兼務状況については、花巻地域では、地域によって行政区長が自治会長を兼ねている地域とそうではない地域が混在している。東和地域では、ほぼ全員が行政区長と自治会長を兼ねており、逆に大迫と石鳥谷地域においては、行政区長が自治会長を兼ねていない状況。このように、それぞれの地域で、歴史や実情に応じた地域運営体制をとっていただいていることから、現時点においては、行政区長と自治会長を一本化にするという考えは持っていない。 行政区長の職務は、花巻市行政区設置規則第5条に規定するとおり、(1)市民への各種伝達に関すること、(2)文書、広報その他の印刷物の配布に関すること、(3)各種調査等の取りまとめに関すること、(4)公衆衛生に関する指導及び協力に関すること、(5)道路、河川等の保護協力に関すること、(6)区民から市への連絡及び要望に関すること、(7)その他市長において必要と認めること、とし、市とのパイプ役として重要な役割を担っていただいており、行政区長が職務を遂行するうえでは、広報等の配布をはじめ、区域内の要望のとりまとめなど、自治会組織との連携が不可欠と認識している。市では、行政区長の職務が多岐にわたり、その負担も大きい状況であると考え、行政区長への市からの依頼事項について、現在、検証を行っている。月2回の広報の配布やチラシ等の回覧、民生児童委員や保健推進委員など各種委員の推薦、各種団体の委員就任や各種行事への参加要請など、これらの検証を進めながら、行政区長の職務にかかる内容の見直しを行うなど、地域への負担軽減について具体的に取り組んでいくこととしている。今後、検討途中にあっても、区長の皆さんのご意見も伺いながら進めていく。	市では、市内に223の行政区を設置し、各行政区ごとに区長を委嘱しており、地域と市のパイプ役として行政事務の円滑な遂行にご尽力いただいている。また、各地域においては、自治会、町内会、自治公民館など地縁コミュニティである自治組織が地域の方々の合意により組織され、地域の方々の交流など様々な活動に自主的に取り組まれているものと認識している。行政区と自治会等との現状は、行政区と自治会等の区域が一致している行政区は約7割、一致していない行政区が約3割であり、行政区長と自治会長の兼務状況については、花巻地域では、地域によって行政区長が自治会長を兼ねている地域とそうではない地域が混在している。東和地域では、ほぼ全員が行政区長と自治会長を兼ねており、逆に大迫と石鳥谷地域においては、行政区長が自治会長を兼ねていない状況。このように、それぞれの地域で、歴史や実情に応じた地域運営体制をとっていただいていることから、現時点においては、行政区長と自治会長を一本化にするという考えは持っていない。 行政区長の職務は、花巻市行政区設置規則第5条に規定するとおり、(1)市民への各種伝達に関すること、(2)文書、広報その他の印刷物の配布に関すること、(3)各種調査等の取りまとめに関すること、(4)公衆衛生に関する指導及び協力に関すること、(5)道路、河川等の保護協力に関すること、(6)区民から市への連絡及び要望に関すること、(7)その他市長において必要と認めること、であり、市とのパイプ役として重要な役割を担っていただいており、行政区長が職務を遂行する上では、広報等の配布をはじめ、区域内の要望の取りまとめなど、自治会組織との連携が不可欠と認識している。行政区長の職務が多岐にわたり、その負担も大きい状況であると考え、市ではコミュニティ会議や区長会と協議しながら、区長を含めた地域の負担軽減について検討している。具体的には、回覧の月1回配布や推薦を依頼している各種委員の定数等の見直し、行事参加に係る出席依頼と案内の明確化、市民一斉清掃の実施回数についての各地域での決定など改善に向けて調整を始めている。
7	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	成り手がいない行政区長に対する支援について	区長は多種多様な業務がある中で、材木町は世帯も少なく、若い人もおらず、なり手がなかなかいない。仕事を軽くすることはそうできないと思うので、手当を厚くするなり、何らかのバックアップをしていただきたいと思う。	ご意見として伺う。	市では、区長の負担軽減について検討しており、手当などのバックアップについてはご意見として伺う。
8	R2.10.27	市政懇談会	花西	市民生活部 地域振興部	生活環境課 地域づくり課	市の一斉清掃に関わる業務の一本化について	市の一斉清掃についてだが、区長にも文書が届いているほかに、自治会にも文書が届く。花巻市公衆衛生組合かと思うが、状況報告は区長がし、作業については衛生組合長がやっている状態。こういうものを一本化できないのかと思う。	先ほど、区長の職務について市で見直しを行っているとの説明があったが、一斉清掃のやり方についても見直しの対象となっており、できるだけ作業を軽くしたいという方針で打ち合わせを行っている。	一斉清掃は、市と花巻市公衆衛生組合連合会との共催で実施しているものであり、清掃実施の報告等についてはこれまで行政区長に対応を依頼しているところである。 現在、行政区長の業務負担の軽減のため、一斉清掃に係る依頼事項の見直しを検討しており、実施報告等について各地区の公衆衛生組合長のご協力をいただくことが可能か公衆衛生組合連合会にも意見照会を行っているところである。 また、一斉清掃の実施回数及び実施日については、これまで地域の実情に応じて変更することを可能としていることから、実施の判断は地域で行うことができる旨改めて周知する予定としている。
9	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	町内会組織の一本化の推進について②	町内会組織の一本化とは、区長と町内会の役員を一本にするという意味か。		

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
10	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	町内会組織の一本化の推進について③	石神町では、区長は自治会の副会長のような形で会議に参加しているが、例えば、自主防災組織での活動が大変なのだが、そういった場合に一緒にやっていくことができればスムーズにできるという話があり、内部で検討している状況である。 自分は区長というのは行政連絡員という形のものだと思っている。それは自治会とは異なるもの。地方自治というのは、自治会という小さい単位を育てていくべきものだと思っているので、一本化していくことが大事ではないかということ。		市では、市内に223の行政区を設置し、各行政区ごとに区長を委嘱しており、地域と市のパイプ役として行政事務の円滑な遂行にご尽力いただいている。また、各地域においては、自治会、町内会、自治公民館等地縁コミュニティである自治組織が地域の方々の合意により組織され、地域の方々の交流など様々な活動に自主的に取り組まれているものと認識している。行政区と自治会等との現状は、行政区と自治会等の区域が一致している行政区は約7割、一致していない行政区が約3割であり、行政区長と自治会長の兼務状況については、花巻地域では、地域によって行政区長が自治会長を兼ねている地域とそうではない地域が混在している。東和地域では、ほぼ全員が行政区長と自治会長を兼ねており、逆に大迫と石鳥谷地域においては、行政区長が自治会長を兼ねていない状況。このように、それぞれの地域で、歴史や実情に応じた地域運営体制をとっていただいていることから、現時点においては、行政区長と自治会長を一本化にするという考えは持っていない。 行政区長の職務は、花巻市行政区設置規則第5条に規定するとおり、(1)市民への各種伝達に関すること、(2)文書、広報その他の印刷物の配布に関すること、(3)各種調査等の取りまとめに関すること、(4)公衆衛生に関する指導及び協力に関すること、(5)道路、河川等の保護協力に関すること、(6)区民から市への連絡及び要望に関すること、(7)その他市長において必要と認めること、であり、市とのパイプ役として重要な役割を担っていただいており、行政区長が職務を遂行する上では、広報等の配布をはじめ、区域内の要望の取りまとめなど、自治会組織との連携が不可欠と認識している。行政区長の職務が多岐にわたり、その負担も大きい状況であると捉え、市ではコミュニティ会議や区長会と協議しながら、区長を含めた地域の負担軽減について検討している。具体的には、回覧の月1回配布や推薦を依頼している各種委員の定数等の見直し、行事参加に係る出席依頼と案内の明確化、市民一斉清掃の実施回数についての各地域での決定など改善に向けて調整を始めている。
11	R2.10.27	市政懇談会	花西	農業委員会	農業委員会事務局	住宅地そばの耕作放棄地の適正管理について①-1	野田には10年以上前から耕作されず草木が伸びているところがあり、地域住民から虫の発生やタヌキ、キツネ、ハクビシン等を見かけるとい話がある。元々は農地だったらしいと聞いているが、このような放棄されている土地の適正管理について市から地主に働きかけていただくことができるか。 これらが進んでいくと、空き家問題にまで発展していくのではないかと考えており、そうしたことも含めて、今のうちに何らかの対応ができないかと思っている。	ご指摘の場所については、花巻地区担当の農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局職員が現地調査した結果、耕作放棄されていると判断したことから、農地法の規定に基づき、土地所有者に対し農地の利用意向調査書を送付した。10月26日に土地所有者の関係者から草刈りを行ったとの連絡があり、農業委員会事務局職員が現地を確認した。今後は、改めて土地所有者に対して、所有権や賃借権等の移転にかかる斡旋希望の有無などを確認し、仮に耕作再開の見込みがないと判断される場合は、草刈りを行うなどの適正な維持管理の継続をお願いする。 農地の維持管理に関する取扱いについては、農地(田・畑・採草放牧地)の地目の別、また、農業振興地域の地域内・地域外の違いによって、農地法上の対応が異なるものではない。農地の荒廃により、周囲に悪影響が及ぼされるような箇所が見受けられる場合には、農業委員会事務局に情報提供いただければ、現地調査のうえ土地所有者に対し農地の利用意向調査を行い、その結果を踏まえて、その後の対応などを検討する。 農地法では、「病害虫の発生や土石に類するものの堆積などの事由により、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。」と規定されているが、それ以外の場合、例えば今回の事案のように、住宅地の環境に支障が生じるなどの事由による対応については、あくまでも草刈りなどによる適正な維持管理をお願いするものであり、それを命ずるなどの強制力はないことをご理解いただきたい。	ご指摘の場所については、花巻地区担当の農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局職員が現地調査した結果、耕作放棄されていると判断したことから、農地法の規定に基づき、土地所有者に対し農地の利用意向調査書を送付した。10月26日に土地所有者の関係者から草刈りを行ったとの連絡があり、農業委員会事務局職員が現地を確認した。今後は、改めて土地所有者に対して、所有権や賃借権等の移転にかかる斡旋希望の有無などを確認し、仮に耕作再開の見込みがないと判断される場合は、草刈りを行うなどの適正な維持管理の継続をお願いする。 農地の維持管理に関する取扱いについては、農地(田・畑・採草放牧地)の地目の別、また、農業振興地域の地域内・地域外の違いによって、農地法上の対応が異なるものではない。農地の荒廃により、周囲に悪影響が及ぼされるような箇所が見受けられる場合には、農業委員会事務局に情報提供いただければ、現地調査のうえ土地所有者に対し農地の利用意向調査を行い、その結果を踏まえて、その後の対応などを検討する。 農地法では、「病害虫の発生や土石に類するものの堆積などの事由により、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。」と規定されているが、それ以外の場合、例えば今回の事案のように、住宅地の環境に支障が生じるなどの事由による対応については、あくまでも草刈りなどによる適正な維持管理をお願いするものであり、それを命ずるなどの強制力はないことをご理解いただきたい。
11	R2.10.27	市政懇談会	花西	市民生活部	生活環境課	住宅地そばの耕作放棄地の適正管理について①-2	野田には10年以上前から耕作されず草木が伸びているところがあり、地域住民から虫の発生やタヌキ、キツネ、ハクビシン等を見かけるとい話がある。元々は農地だったらしいと聞いているが、このような放棄されている土地の適正管理について市から地主に働きかけていただくことができるか。 これらが進んでいくと、空き家問題にまで発展していくのではないかと考えており、そうしたことも含めて、今のうちに何らかの対応ができないかと思っている。	農地以外の土地で、管理が行き届かず周辺に悪影響を及ぼしている旨、市民から相談を受けた場合、生活環境課では宅地や雑種地等の空地に関する相談に対応している。空家及び空家に付属するものについては、建築住宅課が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応している。 空家及び空家に付属するものを除く民有地における事案については、当事者間で解決することが原則。行政が直接解決する権限はないが、相談者が当該土地の所有者の連絡先等が分からず、かつ周辺の環境に明らかな支障を及ぼしていると認められる場合または健康被害を生じていると認められる場合は、法的な拘束力、強制力はないが、連絡が可能な土地所有者や管理者に対し、所有土地における適切な対応及び管理をお願いする文書を送付している。しかし、市から文書を送付しても対応されない場合もあり、文書による解決が困難な場合は、市の法律相談や裁判所の民事調停の利用について案内している。なお、市所有地に関連する同様の相談については、各所管部署において個別対応を行っている。	農地以外の土地で、管理が行き届かず周辺に悪影響を及ぼしている旨市民から相談を受けた場合、生活環境課では宅地や雑種地等の空地に関する相談の対応を行っている。空家及び空家に付属するものについては、建築住宅課が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応している。 空家及び空家に付属するものを除く民有地における事案については、当事者間で解決することが原則である。行政が直接解決する権限はないが、相談者が当該土地の所有者の連絡先等が分からず、かつ周辺の環境に明らかな支障を及ぼしていると認められる場合、または健康被害を生じていると認められる場合は、法的な拘束力、強制力はないが、連絡が可能な土地所有者や管理者に対し、所有土地における適切な対応及び管理をお願いする文書を送付している。しかし、市から文書を送付しても対応されない場合もあり、文書による解決が困難な場合は、市の法律相談や裁判所の民事調停の利用について案内している。なお、市所有地に関連する同様の相談については、各所管部署において個別対応を行っている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
12	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	花西地区社会体育館の整備について①	かなり古い話になるが、花西地区の体育館の整備については平成5年に要望書を出している。花西の7行政区の区長と中根子、熊野、新田等の区長を含めて14名の連名で提出したものの。この平成5年の時点で、市議会で採択をいただいたとある。この時の回答には社会体育館の整備については、中学校単位で設置しており、花西地区についても検討していく旨の記載がある。その後、花西まちづくり協議会ができてからの平成22年にも要望書を提出、また、平成28年にも要望書を提出している。平成28年の際には、上田市長に面会してお願いしたわけだが、過去に2度同様の要望を出しているのに、上田市長にそれが伝わっていなかった。 当時、総合花巻病院の移転に伴う構想や、図書館の整備など、市全体の中で検討していかなければならないとの話であったが、その後2、3年過ぎ、何らかの動きがあるのか伺いたい。時間が経過するほど候補となるような土地はなくなっていく。すぐに建設は無理だとしても、場所の検討だけでもしていただきたい。	花巻地域においては、概ね中学校区単位に地区社会体育館を設置しており、地域の方々の利用のほか、中学校の部活動にも利用されているが、花西地区と花巻中央地区からなる花巻中学校区には、地区社会体育館はないものの、市の中心部ということで市民体育館とまなび学園体育館があり、花巻中学校をはじめ市内中学校の部活動にも利用している。 花西地区の皆さんには、市民体育館やまなび学園の利用のほか、花巻中学校や若葉小学校の施設開放による利用もされていると思うが、実際には、市民体育館やまなび学園体育館の利用予約が多い状況にあることや小中学校の施設開放については、コロナ禍の現在は、一般の方々の利用が制限されていることから、ご不便をおかけしていることは承知している。 しかしながら、新たに地区社会体育館を建設することについては、公共施設全体の最適化という視点から施設の経量縮減が課題になっていることなどを鑑みると、現時点においては厳しい状況にあるということをご理解いただきたい。体育館の利用にあたって、花西地区全体にかかるような行事などについてご要望がある場合には、優先的に利用することについて配慮できるかどうか検討していきたい。 また、実際に利用に際し困っているサークルや団体の皆さまには、まなび学園のほか近隣の地区社会体育館の利用も考えていただきたい。	花巻地域においては、概ね中学校区単位に地区社会体育館を設置しており、地域の方々の利用のほか、中学校の部活動にも利用されているが、花西地区と花巻中央地区からなる花巻中学校区には、地区社会体育館はないものの、市の中心部ということで市民体育館とまなび学園体育館があり、花巻中学校をはじめ市内中学校の部活動にも利用いただいている。 花西地区の皆さんには、市民体育館やまなび学園の利用のほか、花巻中学校や若葉小学校の施設開放による利用もされていると思うが、実際には、市民体育館やまなび学園体育館の利用予約が多い状況にあることや小中学校の施設開放については、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般の方々の利用を制限したことから、ご不便をおかけしたことは承知している。 しかしながら、新たに地区社会体育館を建設することについては、公共施設全体の最適化という視点から施設の経量縮減が課題になっていることなどを鑑みると、現時点においては厳しい状況にあるということをご理解いただきたい。体育館の利用にあたって、花西地区全体にかかるような行事などについてご要望がある場合には、ご相談いただくこととした。 また、実際に利用に際し困っているサークルや団体の皆さまには、まなび学園のほか近隣の地区社会体育館の利用も考えていただきたい。
13	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	花西地区社会体育館の整備について②	申し上げたいのは、一度議会で採択されたものがしつかり申し送りされていなかったこと、また平成22年の要望も上田市長に伝わっていないということ。こういうことがあると、市長の信用にも関わるし、職員としても大事なことは引き継いでいくべきである。	私が知らなかったということについては、その場で間違ったことを申し上げたと思う。大変申し訳ない。その上で、前市長からの引き継ぎは1ページだけであったため、このようにことについては全く引き継ぎを受けていない。そうであっても、しっかり確認すれば職員は伝えてくれたであろう。市の職員が悪いというわけではないことについてはご理解いただきたい。	私が知らなかったということについては、その場で間違ったことを申し上げたと思う。大変申し訳ない。その上で、平成22年に「花西地区社会体育館の建設について」の要望を市が受けていたが、前市長からの引き継ぎは1ページだけであり、具体化したとの記録は引き継いでない。そうであっても、しっかり確認すれば職員は伝えてくれたであろう。市の職員が悪いというわけではないことについてはご理解いただきたい。 また、議会での請願採択については、平成4年11月に「花巻西地区社会体育館建設について」の請願が旧花巻市議会に提出され平成5年3月市議会において採択されており、会議録によると市の発展計画に掲載して検討していきたいという回答であることを確認している。しかしながら平成7年度までを計画期間とした花巻市発展計画、平成17年度までを計画期間とした花巻市新発展計画、平成17年に策定した新市建設計画において、花巻西地区社会体育館の建設についての記載はない。採択後の検討経過は確認できない状況であるが、当時において種々検討され、建設を見送る判断をしたものとの推測も成り立つところである。
14	R2.10.27	市政懇談会	花西	教育部	こども課	学童クラブについて	学童は現在、錦堂のところを使っている。コロナの関係で密接にならないようにということではあるが、以前の学童より狭いところに入っている状態。もう少しよい場所がないだろうか。または建設を早めに進めて、良い環境で子どもたちが楽しめるようにしていただきたい。	建設場所については、もう決まっている。早めに建設したいと考えている。	花巻学童クラブは、使用していた施設が耐震診断の結果、基準を満たしていないことが判明したため民間物件へ仮移転をしており、また、同じ若葉小学校区内にある、ひまわり学童クラブも使用している民間物件の老朽化が課題となっていたことから、2つの学童クラブを統合し若葉学童クラブとして、若葉小学校校庭の一部を学童クラブ用地として選定し、実施設計を行った。令和3年4月から施設整備を行うこととしており、早期の完成に努めてまいりたい。 【施設の移転は令和3年12月実施予定】
15	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	花西振興センターの今後の見通しについて	花西振興センターの今後の見通しについて伺いたい。いつまで現在のところにいなければならないか。いろいろな事業を実施したいが、部屋がない。文化会館も事前の申し込みでスケジュールが埋まっており、なかなか借用できない。	花西地区は人口も多く、他の地域とのバランスを考えても、地域の方が利用できるように集合施設の必要性は理解している。現在、新たな花巻図書館の準備に向けて検討を進めており、花西振興センターの移転先としては、図書館が移転した後の現図書館という考え方も検討していきたいと考えている。またそれについては地域の方々とお話ししていただければならない。	花西地区は人口も多く、他の地域とのバランスを考えても、地域の方が利用できるように集合施設の必要性は理解している。現在、新たな花巻図書館の準備に向けて検討を進めており、花西振興センターの移転先としては、図書館が移転した後の現図書館ということも検討していきたいと考えている。また、それについては地域の方々とお話ししていただければならないと考えている。
15	R2.10.27	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	花西振興センターの今後の見通しについて	花西振興センターの今後の見通しについて伺いたい。いつまで現在のところにいなければならないか。いろいろな事業を実施したいが、部屋がない。文化会館も事前の申し込みでスケジュールが埋まっており、なかなか借用できない。	花西振興センターについては、耐震の診断をした結果、市民の家ほどではないものの、震度6、7程度で倒壊する可能性が高いと診断されたため、安全のために急遽使用をやめ、そこで現在の場所に移っていた。当初、現図書館については、学童クラブが振興センターのどちらかで使用を考えていたが、学童クラブにも危険が生じる可能性があったため、子供たちの安全を考えて学童クラブを早めに建設することを決め、今進めている。これによって現図書館を学童クラブで使用する可能性がなくなったため、中の改修は必要であるが、おそらく振興センターで使用するようになるだろう。新花巻図書館の建設まで約6年ほど我慢していただくことになる。現在の場所では様々な行事ができない状況については、場合によっては文化会館の会議室等を優先的に予約できるようにして利用していただくということを検討できと思う。	旧花西振興センターの建物については、耐震診断調査の結果、震度6弱以上で倒壊する可能性があるとして診断されたため、安全のために急遽使用をやめ、花巻市総合福祉センターに移転している。当初、現図書館については、学童クラブが振興センターのどちらかで使用を考えていたが、花巻学童クラブについても耐震診断をした結果、構造上、危険であり、耐震性も弱いことから子供たちの安全を考え、買収物件に移転し、新たに建物を建設することを決め、今進めている。これによって現図書館を学童クラブで使用する可能性がなくなったため、現図書館が新図書館に移転したのち、建物内の改修を行ったうえで、花西振興センターとして使用する方向で地区の方々のご意見を伺いながら検討してい。花西地区まちづくり協議会の総会や行事等においては、これまでどおり文化会館の使用料を免除するので、ご利用いただきたいが、空きが少なくないなど利用申し込みが難しい場合は、ご相談いただくこととした。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.10.30	市政懇談会	新堀	健康福祉部	健康づくり課	新型コロナウイルス感染拡大防止に対する市の対応について①	新型コロナウイルス感染拡大により、国、県ではそれぞれ防止の対策を打ち出し、懸命に拡大を阻止、経済の停滞を最小限に食い止めようとしており、花巻市でも同じように対策を講じているが、花巻市における感染拡大防止対策の現状について伺いたい。	新型コロナウイルス感染症対策について、市では令和2年2月28日に市長を本部長とする花巻市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的に対応している。これまで27回(25回＋臨時2回)本部会議を開催し、感染拡大防止を目的とした市の施設の利用制限や市主催のイベントの中止、自治公民館の使用についてのガイドラインの策定、小中学校の休校やそれに伴う対応、3密の防止など市民向けのお知らせ等について協議し、実施している。この本部会議で決定した事項については迅速に、広報はなまきや全戸配布チラシの作成、市のホームページやFMIはなまきなどを通じて市民にお知らせしている。 なお、公共施設の利用制限に関しては、現在県内や近県等の状況により緩和や制限の徹底などを行えるよう想定している状況である。 そのほか、市内の福祉施設や観光宿泊施設における感染防止策の対応状況を把握するとともに、福祉施設や医療機関などのマスクや消毒用アルコールなどが入手困難な時期において感染予防物資について、市が備蓄していた物資を施設に配布したほか、市内の小中学生並びに福祉施設の職員向けに布マスクを作成し配布した。 さらに、医療体制については、花巻及び遠野市民を対象にPCR検査を行う地域外来検査センターを7月から設置し、花巻市・遠野市の両医師会及び総合花巻病院の協力並びに中部保健所の指導のもと運営している状況である。 これからインフルエンザの流行時期を迎えるが、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の初期症状は非常に似ており判別が難しく、医療機関が大変になると想定されることから、市では、予防が可能なインフルエンザの予防接種について、これまで小学生の第1子は千円としていた助成額を未就学児や小学生の第2子以降と同様に3千円に引き上げ、費用負担を減らし、接種率を上げること、さらに今まで補助の対象ではなかった中学生と妊婦についても新たに3千円を助成することとした。冬に向けての感染予防対策の強化に取り組んでいる状況である。	新型コロナウイルス感染症対策について、市では令和2年2月28日に市長を本部長とする花巻市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的に対応している。これまで37回(35回＋臨時2回)本部会議を開催し、感染拡大防止を目的とした市の施設の利用制限や市主催のイベントの中止、自治公民館の使用についてのガイドラインの策定、小中学校の休校やそれに伴う対応、3密の防止など市民向けのお知らせ等について協議し、実施している。この本部会議で決定した事項については迅速に、広報はなまきや全戸配布チラシの作成、市のホームページやFMIはなまきなどを通じて市民にお知らせしている。 なお、公共施設の利用制限に関しては、現在県内や近県等の状況により緩和や制限の徹底などを行えるよう想定している状況である。 そのほか、市内の福祉施設や観光宿泊施設における感染防止策の対応状況を把握するとともに、福祉施設や医療機関などのマスクや消毒用アルコールなどが入手困難な時期において感染予防物資について、市が備蓄していた物資を施設に配布したほか、市内の小中学生並びに福祉施設の職員向けに布マスクを作成し配布した。 さらに、医療体制については、花巻市・遠野市医師会、総合花巻病院に協力いただき、中部保健所の指導のもと令和2年7月末より花巻・遠野地域外来検査センターを設置し、PCR検査体制の充実を図っていたが、PCR検査が可能な診療・検査医療機関の増加に伴い、検査件数が減少したことから令和3年4月1日から休止することとした。 また、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の初期症状は非常に似ており判別が難しく、医療機関が大変になると想定されることから、市では、予防が可能なインフルエンザの予防接種について、これまで小学生の第1子は千円としていた助成額を未就学児や小学生の第2子以降と同様に3千円に引き上げ、費用負担を減らし、接種率を上げること、さらに今まで補助の対象ではなかった中学生と妊婦についても新たに一人当たり3千円を助成した。 令和3年2月には新型コロナウイルスワクチン接種の開始に向けて、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室を設置し、令和3年度において室員を増員し準備を進めている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
2	R2.10.30	市政懇談会	新堀	商工観光部	商工労政課 観光課	新型コロナウイルス感染拡大防止に対する市の対応について②-1	また、市内経済の動向について、国や県の対策により各産業の現状は総体的にどのようなになっているのか。さらに、市独自の対策による効果はどのような現状になっているのか。	長期化しているコロナ禍により多方面に影響が生じており、10月初めに花巻商工会議所が会員に対して実施したアンケートの回答では、68%の企業が経営に影響が生じていると回答している。 最も売上が減少した月の減少割合が5割以上の回答が53%と半数を超えており、経営に大きな影を落としている現状である。また、市が把握している範囲において国の雇用調整助成金を申請した市内事業所で解雇を行ったものは5事業所あり雇用面でも影響が生じている。 「市内事業者の景況感」についての項目では、業種によって若干温度差があるほか、同じ業種の中でも企業ごとに影響が大小あり、実情は様々である。 「今後の支援策の要望」の項目では、景気対策と売上向上対策という回答者が多く、今後も売上回復に資する施策が求められており、市では各事業所を順次訪問する中で状況把握や要望等を伺っているので、支援施策に反映していきたいと考えている。	【商工労政課】 花巻商工会議所において令和3年2月に「新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査」を実施し、会議所会員1,307事業所のうち542事業所から回答があった。 新型コロナウイルス感染症の影響があるとの回答割合として、飲食業と宿泊業は100%、小売業78%、製造業76%、卸売業73%など、全業種では69%となっている。 また、今後の売上が前年同期比30%以上減少する見込みの回答割合については、飲食業84%、宿泊業94%、その他の業種は30%～50%程度となっており、飲食業と宿泊業は、今後も影響が続くものと見込まれます。 PayPayを活用したポイント還元キャンペーンにおいては、ほとんどの業種が1回目のキャンペーンより売り上げを伸ばしているものの、飲食業は逆に減少している。 このように状況が著しく厳しい飲食業と自動車運転代行業には、事業継続の支援として支援金50万円を給付した。 また、飲食業以外への支援金の給付、再度のPayPayキャンペーンについては、令和3年度実施に向けて調整を行っている。 【観光課】 4月以降、温泉事業者や関係団体等と意見交換してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態措置による不要不急の外出の自粛等により、予約のキャンセルが相次ぐなど、宿泊客が多い大型連休中の休業をはじめ、修学旅行などの団体旅行のキャンセル、スポーツ大会等の中止による宿泊のキャンセル、インバウンドの激減などにより、宿泊客が大幅に減少(4月は前年同月比83%減、5月は同91%減)し、企業経営に深刻な影響を与えていたことから、市内温泉宿泊施設事業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日から開始した。その後、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見直しを図り、令和3年3月末まで実施した。 宿泊者数の推移は、令和2年4月から令和3年3月の宿泊者数合計は約52万3千人であり、前年度と比較して約25万2千人減、率にして32.5%の減となっている。さらに、インバウンド宿泊数は、令和2年4月から令和3年3月の宿泊者数合計は、49人であり、前年と比較して約5万3千人減、率にして99.9%の減であった。 このような状況下において、9月から11月は、当該利用対象を県民にしたことや、「GoToトラベル事業」の影響等もあり、前年同月を上回るの宿泊者数であった。 令和3年1月以降は感染拡大や首都圏を中心とした緊急事態宣言による「GoToトラベル事業」の一時停止により、宿泊状況が厳しい状況であったことから、令和3年2月20日から宿泊助成額を最大4,000円に拡充した。3月の宿泊者数全体では、コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成31年3月比で80%を超えるまで急激に回復し、県内宿泊者数は、同150%を超えており、3月の県民の宿泊状況は極めて好調であったところである。 県外からの宿泊客やインバウンドが激減するなか、一定規模の宿泊客を確保した点において事業効果は大変大きかったと考えている。また、温泉施設等の利用客が増えることにより、食材納入業者や物産業者など観光関連事業者への経済効果も大きかったと考えている。 令和3年度については、3月上旬に市内温泉事業者と意見交換した際に、市内温泉事業者から、GoToトラベル事業の再開時期が不透明であり、4月以降の予約は、例年と比較し動きが鈍く、観光宿泊需要の回復は厳しい状況であると伺ったことから、継続的な支援が必要であると判断し、当該事業を4月1日から5月9日までの期間、県民を対象に宿泊助成の金額を最大4,000円とし、当該事業を引き続き実施することとしたところである。 なお、国は、GoToトラベルについて「感染が落ち着いた地域に限り、部分再開を目指す」、また、「宿泊割引を実施する自治体への財政援助も選択肢」と述べたとの報道もなされているところであるが、5月10日以降の当該事業の実施については、宿泊者数等の推移及び国の施策などの実施状況等を勘案しながら検討する。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
2	R2.10.30	市政懇談会	新堀	商工観光部	商工労政課 観光課	新型コロナウイルス感染拡大 防止に対する市の対応につ いて②-2	また、市内経済の動向について、国や県の対策により各産業の現状 は総体的にどのようになっているのか。さらに、市独自の対策による効 果はどのような現状になっているのか。	市の取り組みについては、初めに実施した市の施策は、市内中小企 業等の事業継続には特に資金繰りと雇用の確保が重要との観点から、 国の融資制度が始まる前に、市独自の無利子・無担保・無保証料の融 資制度を実施し、かなりご利用をいただいた。その後、国の雇用調整助 成金の活用においても、市の上乗せ補助と社会保険労務士による相談 会を開催しながら助成金の申請につなげ、固定経費の確保策を講じた ところである。 国が実施している持続化給付金は、個人事業主に最大100万円、法 人に200万円という大きな金額を受け取れるが、オンラインによる申請 のため申請が難しい事業者に向けて、国が申請会場を設ける前から市 独自の相談会を実施し、申請のお手伝いを実施したほか、国のサポー ト会場が終了した後も引き続き、毎週水曜日商工会議所を会場に申請 のサポートをさせていただいている。 また、事業継続において固定経費の負担が大変との観点から、家賃 や地代を補助する家賃補助を県と共同で実施し、その後、国の家賃補 助が始まったが2/3補助なので、残りの1/3については市が補助する制 度も実施している。これもオンライン申請であることから、国のサポー ト会場の終了後、引き続き11月から12月にかけて、なはんプラザにおい て市がサポートする体制としている。 さらに、売上向上による事業継続も目指し、8～9月の2ヶ月間、キャッ シュレス決済事業者のPayPay(株)との共同で「がんばれ花巻！対象店 舗で最大20％戻ってくるキャンペーン」を実施し、市内773の多くの地場 企業に参加していただき、総額2億8千万円の決済金額となり、市内事 業者にかなり還元出できたほか、12月から3月まで第2弾も実施予定と している。 なお、キャッシュレス決済が難しい70歳以上の方々に対しては、プレミ アム付商品券「花巻小判」を1人当たり2千円相当を配布させていただ いたので、お使いいただき市内経済にご協力いただきたい。 国の施策を上手く使いながら経済を回し、売上向上に繋がるよう各種 施策を展開しているところである。	【商工労政課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内飲食店、小売業、サー ビス業などを支援するため、PayPayを活用した最大20％のポイント還元 するキャンペーンを、令和2年8月1日から9月30日まで実施し、また、2回 目のキャンペーンを令和2年12月1日から令和3年3月31日まで実施し た。 1回目の実績としては、決済金額2億7,977.7万円、ポイント還元額 4,565.6万円。 2回目の実績は決済金額11億6222.1万円、ポイント還元額1億9670.1万 円となり、多くの方に市内の地場のお店で利用していただいた。 新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度にお いてもPayPayのキャンペーンを実施する予定としている。 また、スマートフォン持ちでない方への対応として、70歳以上の方 24,912人に「はなまき小判」2千円分をお配りした。49,824千円分が配布 され、43,763千円分が利用された(換金率87.8%)。 事業継続の下支え支援として、家賃補助と飲食店等へ経営支援金の給 付を行った。 家賃補助は令和2年4月から9月を対象、令和2年10月から令和3年2月 までを対象に2回実施した。 1回目の実績は271件30,830千円を補助、2回目の実績は236件35,791 千円を補助している。 飲食店等経営支援金は、令和2年11月から令和3年1月の売上を対象に し、飲食店354店舗と自動車運転代行業10事業者に対し各50万円、合 計1億8,200万円を給付した。 資金繰り支援としては、国の無利子・無保証料の融資が実施される間 の緊急支援として、市中小企業振興融資を令和2年4月1日から5月1日 まで、国と同様の取り扱いとし、102件9億92.5万円の融資を実行した。 また、県制度融資への新たな補給制度を設け、様々な状況に対応でき るよう融資メニューの拡大に取り組んだ。 国の支援策であった持続化給付金、家賃支援給付金について、市独自 に申請サポート会場を設けてオンライン申請のサポートを実施した。
2	R2.10.30	市政懇談会	新堀	商工観光部	商工労政課 観光課	新型コロナウイルス感染拡大 防止に対する市の対応につ いて②-2	また、市内経済の動向について、国や県の対策により各産業の現状 は総体的にどのようになっているのか。さらに、市独自の対策による効 果はどのような現状になっているのか。	観光については、コロナ禍で修学旅行が一時的に止まり、大型連休中 の人の動きが無くて大変だったのも、6月から市内の温泉宿泊施設を利用 した方に宿泊助成を実施し、多くの方にご利用いただいている。 宿泊者数の推移を見ると、前年に比べて4月は83％の減少、5月は 90％以上落ち込み、かなり大きな影響を被った。そのような中、6月から 市の宿泊助成を実施し、6月が64％減まで若干持ち直し、7月も24.9％減 となり、助成金の効果があったが、8月はまた人が動かなくなったことか ら、9月は助成額をアップし、GoToトラベル事業や県の地元割クーポン の効果が現れ、9月は前年を上回る宿泊者数となって、温泉事業者にと っては相当良かったと感じている。 10月においても、先週10月20日時点で既に6万を超える予約があり、 9月に続き好調とのこと。1月31日まで継続して実施する予定なので、今 後忘年会新年会シーズンには、是非花巻市内の宿泊施設を利用し地 域経済の活性化にご協力いただきたい。 特に温泉施設の利用客が増えると、食材納入業者や物産業者、日々 の消耗品を供給している事業者等の関連する多くの事業者への経済効 果が大きいので、助成制度を活用し市内経済に貢献していただきたい。	【観光課】 4月以降、温泉事業者や関係団体等と意見交換してきたが、新型コロナ ウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態措置による不要不急の外出の 自粛等により、予約のキャンセルが相次ぐなど、宿泊客が多い大型連 休中の休業をはじめ、修学旅行などの団体旅行のキャンセル、スポー ツ大会等の中止による宿泊のキャンセル、インバウンドの激減などによ り、宿泊客が大幅に減少(4月は前年同月比83％減、5月は同91％減) し、企業経営に深刻な影響を与えていたことから、市内温泉宿泊施設事 業者などの支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設等を利用した場 合、費用の一部を助成する温泉宿泊施設等利用促進事業を6月1日か ら開始した。その後、助成額の拡大や、利用対象を県民にするなどの見 直しを図り、令和3年3月末まで実施した。 宿泊者数の推移は、令和2年4月から令和3年3月の宿泊者数合計は 約52万3千人であり、前年度と比較して約25万2千人減、率にして 32.5％の減となっている。さらに、インバウンド宿泊数は、令和2年4月か ら令和3年3月の宿泊者数合計は、49人であり、前年と比較して約5万3 千人減、率にして 99.9％の減であった。 このような状況下において、9月から11月は、当該利用対象を県民に したことや、「GoToトラベル事業」の影響等もあり、前年同月を上回るの 宿泊者数であった。 令和3年1月以降は感染拡大や首都圏を中心とした緊急事態宣言によ る「GoToトラベル事業」の一時停止により、宿泊状況が厳しい状況で あったことから、令和3年2月20日から宿泊助成額を最大4,000円に拡充 した。3月の宿泊者数全体では、コロナウイルス感染症の影響を受ける 前の平成31年3月比で80％を超えるまで急激に回復し、県内宿泊者数 は、同150％を超えており、3月の県民の宿泊状況は極めて好調であっ たところである。 県外からの宿泊客やインバウンドが激減するなか、一定規模の宿泊客 を確保した点において事業効果は大変大きかったと考えている。また、 温泉施設等の利用客が増えることにより、食材納入業者や物産業者など 観光関連事業者への経済効果も大きかったと考えている。 令和3年度については、3月上旬に市内温泉事業者と意見交換した際 に、市内温泉事業者から、GoToトラベル事業の再開時期が不透明で あり、4月以降の予約は、例年と比較し動きが鈍く、観光宿泊需要の回 復は厳しい状況であると伺ったことから、継続的な支援が必要であると 判断し、当該事業を4月1日から5月9日までの期間、県民を対象に宿泊 助成の金額を最大4,000円とし、当該事業を引き続き実施することとし たところである。 なお、国は、GoToトラベルについて「感染が落ち着いた地域に限り 、部分再開を目指す」、また、「宿泊割引を実施する自治体への財政 援助も選択肢」と述べたとの報道もなされているところであるが、5月10 日以降の当該事業の実施については、宿泊者数等の推移及び国の施 策などの実施状況等を勘案しながら検討する。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
2	R2.10.30	市政懇談会	新堀	農林部	農政課	新型コロナウイルス感染拡大防止に対する市の対応について②~3	また、市内経済の動向について、国や県の対策により各産業の現状は総体的にどのようなになっているのか。さらに、市独自の対策による効果はどのような現状になっているのか。	農畜産物の販売額への影響については、花きと牛肉への影響が大きくなっており、花巻農協の令和2年度の販売実績は、9月末時点で、花き販売額が約1億2,276万円で、前年同期に比べ12.5%減少し、特に春先の主力品種である「カンパニユラ」は、前年同期に比べ25%減少となっている。また、黒毛和牛の枝肉販売額は、約2億5,600万円で29%減少したほか、子牛の平均販売単価についても前年を大きく下回っている。 市は、JAと連携して、国の「持続化給付金」や「経営継続補助金」を広報やホームページなどで周知するとともに、花きについては、市や関係団体で構成する花巻市農業振興対策本部が3月の市内中学校の卒業式においてカンパニユラを贈呈し、イベント等の減少により需要が少なくなった花きの消費拡大を図った。 また、市単独事業として、市内で生産された黒毛和種の子牛を肥育素牛として、市内の農家が自家保留または県内市場から導入し、市内の農場で肥育後に出荷する場合、当初予算で既に行っている1頭あたり4万円の助成(花巻産牛銘柄確立対策事業)に加えて、緊急的に5万円を助成し、併せて1頭あたり9万円を支援している。さらに、国が行う肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)が発動され生産費と販売金額の差額9割の交付を受けた農家に対し、本来農家が負担する残り1割を市が上乗せで支援している。その他、肉用牛繁殖農家に対して、市内で生産された黒毛和種の子牛が市場上場される日の中央畜市場で「花巻市内から出荷された子牛の平均販売価格」が国が定める保証基準価格を下回った場合、1頭あたり3万円以内の額を支援することとしている。 令和2年度産米価の下落が見込まれるため、主食用米を生産している農業経営体に対し、米出荷に係る検査料及び紙袋経費相当額(米30kgあたり107円)を支援する「花巻米生産緊急支援事業」の実施について必要な経費を補正予算として、10月15日の臨時議会に提案し議決をいただいた。 これらの支援の効果は、農家の生産意欲の維持と農業経営の安定化に繋がるものと考えている。米については、米の概算金が大きく下回ったという事で非常に大きな影響があり、市は9,600万円を予算措置して対応できる体制を整えたところである。	農畜産物の販売額への影響については、花きと牛肉への影響が大きくなっており、花巻農協の令和2年度(令和3年2月末)の販売実績は、花き販売額が約1億6,730万円で、前年同期に比べ10%減少し、特に春先の主力品種である「カンパニユラ」は、前年同期に比べ25%減少となっている。また、黒毛和牛の枝肉販売額は、約5億1,650万円で38%減少したほか、子牛の平均販売単価についても前年を大きく下回った。 市は、JAと連携して、国の「持続化給付金」や「経営継続補助金」を広報やホームページなどで周知するとともに、花きについては、市や関係団体で構成する花巻市農業振興対策本部が令和2年3月の市内中学校の卒業式においてカンパニユラを贈呈し、イベント等の減少により需要が少なくなった花きの消費拡大を図った。 また、市単独事業として、市内で生産された黒毛和種の子牛を肥育素牛として、市内の農家が自家保留または県内市場から導入し、市内の農場で肥育後に出荷する場合、当初予算で既に行っている1頭あたり4万円(市2万円、JA花巻2万円)の助成(花巻産牛銘柄確立対策事業：R2市実績180万円)に加えて、緊急的に5万円(花巻産牛銘柄確率確立緊急対策事業：R2実績800万円)を助成し、併せて1頭あたり9万円を支援した。さらに、国が行う肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)により生産費と販売金額の差額9割の交付を受けた農家に対し、本来農家が負担する残り1割を市が上乗せで支援した。(肉用牛肥育経営安定緊急対策事業：R2実績593万円)。 また、令和2年度米価が下落したため、主食用米を生産している農業経営体に対し、米出荷に係る検査料及び紙袋経費相当額(米30kgあたり107円)を支援する「花巻米生産緊急支援事業」の実施について必要な経費を補正予算として、10月15日及び2月2日の臨時議会に提案し議決をいただき、総額1億96万円を農業経営体に交付した。 これらの支援の効果は、農家の生産意欲の維持と農業経営の安定化に繋がるものと考えている。
3	R2.10.30	市政懇談会	新堀	総合政策部 石鳥谷総合支所	防災危機管理課 地域振興課	大災害に備えた防災施設の整備(新堀地区)の考え方について①	最近、想定を超える大水害が全国的に発生しており、新堀地区では、今のところ発生してはいないものの1,000年に1度の水害を想定し避難場所を戸塚森森林公園管理棟から石鳥谷東部土地改良区に変更し、さらに収容人数の関係で、八重畑小学校も追加されるように配慮いただいている。新堀地区には、大規模な水害に避難場所として対応できる公共施設がないことから、この際、将来構想として多目的な防災施設を高台に整備する構想を打ち出してはどうか。	国交省岩手河川国道事務所が平成28年度に指定した1,000年に一度の浸水想定区域内には、新堀地区と八重畑地区合わせて1,800人程が該当する。 新堀振興センターが浸水想定区域内にあることから、洪水時の指定緊急避難場所は戸塚森森林公園管理棟としていたが、昨年の市政懇談会において、台風の際、避難経路で倒木があり、暗く危険だったとの話があったことから、コミュニティ会議や自主防災組織の会長と協議をさせていただき、また、石鳥谷東部土地改良区のご理解を賜り、8月から指定緊急避難場所を石鳥谷東部土地改良区に移した。 ただし、改良区で収容できる人数は33名(1人4㎡換算)で昨年の台風12号の避難者7名より多いが、やはり大規模な災害の場合には、改良区だけでは収容しきれないことが想定されることから、八重畑地区のコミュニティ会議や自主防災組織の了解を得て、八重畑小学校も追加し活用することとした。さらに、1,000年に1度の1,800人や100年に1度の1,300人もの避難者は到底収容しきれないので、そのような状況が想定される場合には、花巻地域ではあるが、例えば総合体育館や富士大学など多数を収容できる施設へ、バスを使って避難していただくという事を現在検討している。 市は気象台や北上川ダム統合管理事務所、四十田ダム、御所ダム等に連絡を取り、できるだけ早い段階で避難情報の発令を心掛けている。広報紙でお知らせしているが、避難先は指定緊急避難場所だけではなく、例えば親戚や友人宅など安全な場所がある場合には避難先の候補として加えていただきたいと考えている。 なお、避難に際し、八重畑小学校に逃げていただく場合にどのような伝達方法とするかなど、新堀地区の方々と話合いをしなければならぬ事項が沢山あると考えているので、今後もよろしく願います。	国交省岩手河川国道事務所が平成28年度に指定した1,000年に一度の浸水想定区域内には、新堀地区と八重畑地区合わせて1,800人程が該当する。 新堀振興センターが浸水想定区域内にあることから、洪水時の指定緊急避難場所は戸塚森森林公園管理棟としていたが、昨年の市政懇談会において、台風の際、避難経路で倒木があり、暗く危険だったとの話があったことから、コミュニティ会議や自主防災組織の会長と協議をさせていただき、また、石鳥谷東部土地改良区のご理解を賜り、8月から指定緊急避難場所を石鳥谷東部土地改良区に移した。 ただし、改良区で収容できる人数は33名(1人4㎡換算)で昨年の台風12号の避難者7名より多いが、やはり大規模な災害の場合には、改良区だけでは収容しきれないことが想定されることから、八重畑地区のコミュニティ会議や自主防災組織の了解を得て、八重畑小学校も追加し活用することとした。さらに、1,000年に1度の1,800人や100年に1度の1,300人もの避難者は到底収容しきれないので、そのような状況が想定される場合には、花巻地域ではあるが、例えば総合体育館や富士大学など多数を収容できる施設へ、バスを使って避難していただくという事を現在検討しており、地域のご意見を伺いながら避難方針の策定を進めていく。 市は気象台や北上川ダム統合管理事務所、四十田ダム、御所ダム等に連絡を取り、できるだけ早い段階で避難情報の発令を心掛けている。広報紙でお知らせしているが、避難先は指定緊急避難場所だけではなく、例えば親戚や友人宅など安全な場所がある場合には避難先の候補として加えていただきたいと考えている。 なお、避難に際し、八重畑小学校に逃げていただく場合にどのような伝達方法とするかなど、新堀地区の方々と話合いをしなければならぬ事項が沢山あると考えているので、今後もよろしく願います。

年度末(3月末)の状況									
番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	
3	R2.10.30	市政懇談会	新堀	総合政策部 石鳥谷総合支所	防災危機管理課 地域振興課	大災害に備えた防災施設の整備(新堀地区)の考え方について②	最近、想定を超える大水害が全国的に発生しており、新堀地区では、今のところ発生してはいないものの1,000年に1度の水害を想定し避難場所を戸塚森森林公園管理棟から石鳥谷東部土地改良区に変更し、さらに収容人数の関係で、八重畑小学校も追加されるように配慮いただいている。新堀地区には、大規模な水害に避難場所として対応できる公共施設がないことから、この際、将来構想として多目的な防災施設を高台に整備する構想を打ち出してはどうか。	高台へ新たな施設を整備してはとのご提言について、補足させていただいた。 花巻市の600以上ある公共施設については、「花巻市公共施設マネジメント計画」において、維持管理をしながら長寿命化を図り、より良い方法で効率的に市民の皆さんにお使いいただけるよう計画的・具体的にさせて頂いている。 新堀地区については、本日の会場である新堀振興センターや新堀小学校、隣接の新堀ふれあいセンターは指定避難所に指定しているものの浸水想定区域の中にあるため、指定緊急避難場所は石鳥谷東部土地改良区とさせていただいたほか、収容人数に限りがあるため八重畑小学校も加えさせていただいている状況。 石鳥谷地域の振興センターは、市内27の振興センターの中では比較的新しい建物であり、中規模または大規模な改修をしながら長寿命化を図り、まだまだ使用する施設と計画で定めており、新堀振興センターについても現時点において、将来の改修・改築についての計画は無い。しかし、遠い将来改築の時期を迎える時点においては、高台への移転という事も想定しながら、防災対策も兼ねる施設として検討・判断する必要があると考えている。 また、遠い将来としても、振興センターや小学校以外の別な目的で、高台に防災にも使える施設を建てる構想は持っていないが、新堀地区の皆さんとの話し合いは必要と考えている。 なお、有事の際、石鳥谷総合支所は石鳥谷地域の現地災害対策本部になるが、エリアメールやFMラジオ、消防団による巡回広報等で避難に関する情報をいち早く伝達しながら、安全な避難ができるように努める。	
4	R2.10.30	市政懇談会	新堀	農林部 地域振興部	農政課 定住推進課	高齢化、人口減少に伴う農業への対応について	当地区でも高齢化、人口減少により野菜栽培農家の減少、規模の縮小が見られ、花き、りんご栽培農家にもその傾向がでてきている。 水稲や麦は生産組織を立ち上げ、大規模化の方向、畜産は農家が固定し、多頭化飼育が進んでいる。 このような中で、定年を迎えた世代が専業農家になる形態や新たに就農したりする形態も期待されることから、今後、そうした世代の野菜栽培農家が健康を維持しながら持続可能な農業を営むため、労働体系や作目選定、収支把握等指針を示しながら、各農家に見合った作付体系を指導していくことも必要なのではないか。	就農を希望する方に対して、毎月1回、普及センターやJAなどの関係機関で新規就農相談を行っており、本人の意向を聞きながら、作物の選定や経営規模による標準的な収支、労働体系、営農に係る経費などについて、助言を行っている。また、50歳未満の新規就農者への支援としては、国の「農業次世代人材投資事業」で就農前の研修期間に最長2年間、最大で年150万円の資金を交付する「準備型」と営農定着に向け最長5年間、最大で年150万円の資金を交付する「経営開始型」で支援している。 さらに市単独事業として、年齢に関わらず、上限を80万円で交付を1回限りとする「農業用機械・資材費等の初期費用補助」、年間上限を5万円で交付金を5年とする「土地賃借料補助」、月額上限2万円で交付期間を2年以内とする「農業研修期間中の家賃補助」の支援を行っている。加えて、新規就農者に関わらず野菜栽培のうち、アスパラガス、きゅうり、ピーマン、ナス、トマトの新規導入や面積拡大する場合、支柱などの資材経費の一部を支援している。 その他に労働の集約化に向けスマート農業も進めており、大型トラクターやコンバイン等に付ける自動操舵のほか、今年度から市内企業で開発したロボット草刈り機も支援の対象にしている。また、防除関係では、背負って作業をするのが大変だという事でドローンの購入とドローンの免許取得に対しても支援を行い色々な方が農業を継続してできる体制を考えながら支援している状況である。 なお、市外から花巻に転入し就農する場合にも、住宅取得費に係る経費に対して最大200万円、さらに空き家バンクを利用したものは最大220万円を支援する「定住促進住宅取得等補助金」が活用できることから、農業しやすい環境を整えている。	【農政課】 就農を希望する方に対して、毎月1回、普及センターやJAなどの関係機関で新規就農相談を行っており、本人の意向を聞きながら、作物の選定や経営規模による標準的な収支、労働体系、営農に係る経費などについて、助言を行っている。また、50歳未満の新規就農者への支援としては、国の「農業次世代人材投資事業」で就農前の研修期間に最長2年間、最大で年150万円の資金を交付する「準備型」と営農定着に向け最長5年間、最大で年150万円の資金を交付する「経営開始型」で支援している。 さらに市単独事業として、年齢に関わらず、上限を80万円で交付を1回限りとする「農業用機械・資材費等の初期費用補助」、年間上限を5万円で交付金を5年とする「土地賃借料補助」、月額上限2万円で交付期間を2年以内とする「農業研修期間中の家賃補助」の支援を行っている。加えて、新規就農者に関わらず野菜栽培のうち、アスパラガス、きゅうり、ピーマン、ナス、トマトの新規導入や面積拡大する場合、支柱などの資材経費の一部を支援している。 その他に労働の集約化に向けスマート農業も進めており、大型トラクターやコンバイン等に付ける自動操舵のほか、今年度から市内企業で開発したロボット草刈り機も支援の対象にしている。また、防除関係では、背負って作業をするのが大変だという事でドローンの購入とドローンの免許取得に対しても支援を行い色々な方が農業を継続してできる体制を考えながら支援している状況である。 なお、市外から花巻に転入し就農する場合にも、住宅取得費に係る経費に対して最大200万円、さらに空き家バンクを利用したものは最大220万円を支援する「定住促進住宅取得等補助金」が活用できることから、農業しやすい環境を整えている。
								【定住推進課】 空き家についてであるが、移住定住を取り組む中で市内に定住した方を対象に住宅支援を行っており、その中で空き家バンクを設けている。空き家バンクは空き家の所有者と購入希望者とマッチングする仕組みであり、市外の購入希望者と成約した場合には空き家所有者に空き家バンク活用奨励金として10万円交付する。また、定住に向けた定住促進住宅取得補助金もあり、空き家のリフォームや引っ越し費用を支援して空き家の活用にも努めているほか、新規就農を希望する場合は、県内外の方を支援の対象者としていることから、これらについて、引き続き、周知に努める。 なお、令和3年度からは、空き家を活用する市民等に対しても、補助を行い、空き家の活用を促進する計画である。【令和3年3月実施済】	

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
5	R2.10.30	市政懇談会	新堀	教育部	教育企画課	小学校の統合について①	大迫地域では、亀ヶ森小学校と内川目小学校が来年4月から大迫小学校に統合することになったが、まさに少子高齢化により人口が減ることから止むを得ない措置ではなかったと思う。新聞紙上でも大迫の方々も納得してのことと感じた。 小学校を統合せざるを得ない状況が無い事を願うが、これからもおそらく市内で同様の状況が出て来ると思うが、どのような状況なのか簡単で良いので伺いたい。	教育委員会が答えるべき事だが本日は出席していないので、分かる範囲だけお答えする。 まず統合に関してはお金の問題ではない。教職員の給与は、市が独自に雇用しているふれあい共育推進員等40数人を除けば、県が出しているし、県は国からお金を貰っている。また、学校が減ると市が国から貰う地方交付税がその分減らされるため、市の財政が厳しいからといって学校を統合する必要は無い。 大迫の小学校統合も財政事情ではなく、内川目と亀ヶ森の児童が10人台になり、複式学級あるいは複式の形になると、子供達の教育の質が確保できないのではないかとという考え方から教育委員会が動いているもの。 児童が減少すると教員が減られるため、教育委員会ではいずれ統合せざるを得ないが、来年3月に統合する考えは無かった。話し合いに2年は要すると考え、ゆっくり話し合っていく考えを地元へ話したところ、保護者からはそのような状況であれば、早く統合して子供達の教育環境を良くして欲しいとの声が出てきた。 私と同じかその上の世代の方は、どちらかと言えば地元の小学校が無くなることについて、自分の母校が無くなることや子供の声が聞こえなくなる事を寂しい思い統合についてはあまり賛成した方がいないが、今回の場合、保護者の方々から子供のために早く統合した方が良いという声が上がリ、その意見を支援し動く方が良いとの結論に至り、非常に早い段階で統合が決まり、地域の方々には本当に感謝している。 今後の話としては、笹間第二小学校も生徒が減少し同じ様な状況であるため、子供達の教育環境を考えると教育委員会としては統合するべきではないかと考えている。	まず、統合に関してはお金の問題ではない。教職員の給与は、市が独自に雇用しているふれあい共育推進員等40数人を除けば、県が出しているし、県は国からお金を貰っている。また、学校が減ると市が国から貰う地方交付税がその分減らされるため、市の財政が厳しいからといって学校を統合する必要は無い。 大迫の小学校統合も財政事情ではなく、内川目と亀ヶ森の児童が10人台になり、複式学級あるいは複式の形になると、例えば、子ども達同士での意見交換を通じて多様な考えに触れることや団体競技に取り組むことなどが難しくなるため、子供達の教育の質が確保できないのではないかとという考え方から教育委員会が動いているもの。 児童が減少すると教員が減られるため、副校長が配置されないなど、学校運営に大きな支障をきたすことから、教育委員会ではいずれ統合せざるを得ないが、令和3年3月に統合する考えは無かった。話し合いに2年は要すると考え、ゆっくり話し合っていく考えを地元へ話したところ、保護者からはそのような状況であれば、早く統合して子供達の教育環境を良くして欲しいとの声が出てきて、1年という短期間で統合を成し遂げた。 私と同じかその上の世代の方は、どちらかと言えば地元の小学校が無くなることについて、自分の母校が無くなることや子供の声が聞こえなくなる事を寂しい思い統合についてはあまり賛成した方がいないが、今回の場合、保護者の方々から子供のために早く統合した方が良いという声が上がリ、その意見を支援し動く方が良いとの結論に至り、非常に早い段階で統合が決まり、地域の方々には本当に感謝している。 今後の話としては、笹間第二小学校も生徒が減少し、複式学級を有していることから、同じ様な状況であるため、子供達の教育環境を考えると教育委員会としては統合するべきではないかと考えている。
5	R2.10.30	市政懇談会	新堀	教育部	教育企画課	小学校の統合について②	大迫地域では、亀ヶ森小学校と内川目小学校が来年4月から大迫小学校に統合することになったが、まさに少子高齢化により人口が減ることから止むを得ない措置ではなかったと思う。新聞紙上でも大迫の方々も納得してのことと感じた。 小学校を統合せざるを得ない状況が無い事を願うが、これからもおそらく市内で同様の状況が出て来ると思うが、どのような状況なのか簡単で良いので伺いたい。	笹間第二の保護者を中心として、子供達の事を考えて統合するべきではないかという声が強くなってきていると感じている。教育委員会としては、絶対に統合するべきという立場ではなく、子供達の教育環境について保護者の方々と話し合いながら進めたいとの方向に間違いないが、時期等は分からない。 他の学校の統合については、教育委員会で話し合いを始めているが、具体的な内容や時期を決めている訳ではない。一番具体的な話に近くなっているのは、矢沢地区は矢沢小学校も矢沢中学校も現在2〜3クラスあることから、小中一貫校にしたらかどうかという話。校舎が古くなっているが、通常の建て替えには国の補助が出ない。しかし、小中学校が同じ敷地にある学校に建て替える場合は補助が出やすいこともあり、検討してみてもよいのではという意見が出ている。 なお、学年に1学級しかない学校が結構あるが、複式学級になるような場合には、小中一貫校にしてもあまり意味が無いので、もう少し広い観点から話し合いをしなくてはならない。2〜3年でまとまる話ではないので、地元の方々と一緒に話し合う中でどこかと統合するのが良いと考える場合は可能性があるかもしれない。 花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の中で石鳥谷地域の小学校統合の検討を進めるという考えを示された時に皆さん驚かれたと思うが、児童数の減少からおそらく将来的には1校に統合した方が良くいと教育委員会は考えたのだと思う。校舎のことも含めてじっくり話し合っていけば良いし、市から押し付ける話ではないと考える。	笹間第二の保護者を中心として、子供達の事を考えて統合するべきではないかという声が強くなってきていると感じている。教育委員会としては、絶対に統合するべきという立場ではなく、子供達の教育環境について保護者の方々と話し合いながら進めたいとの方向に間違いないが、時期等は分からない。 他の学校の統合については、教育委員会で話し合いを始めているが、具体的な内容や時期を決めている訳ではない。一番具体的な話に近くなっているのは、矢沢地区は矢沢小学校も矢沢中学校も現在2〜3クラスあることから、小中一貫校にしたらかどうかという話。校舎が古くなっているが、通常の建て替えには国の補助が出ない。しかし、小中学校が同じ敷地にある学校に建て替える場合は補助が出やすいこともあり、検討してみてもよいのではという意見が出ている。 なお、学年に1学級しかない学校が結構あるが、複式学級になるような場合には、小中一貫校にしてもあまり意味が無いので、もう少し広い観点から話し合いをしなくてはならない。2〜3年でまとまる話ではないので、地元の方々と一緒に話し合う中でどこかと統合するのが良いと考える場合は可能性があるかもしれない。 花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の中で石鳥谷地域の小学校統合の検討を進めるという考えを示された時に皆さん驚かれたと思うが、児童数の減少からおそらく将来的には1校に統合した方が良くいと教育委員会は考えたのだと思う。校舎のことも含めてじっくり話し合っていけば良いし、市から押し付ける話ではないと考える。
6	R2.10.30	市政懇談会	新堀	石鳥谷総合支所	石鳥谷地域振興課	道の駅「石鳥谷」施設再編について	道の駅「石鳥谷」は建物(伝承館)が移転して広くなりつつあるが、施設再編事業の進捗状況とこれからの方向について伺いたい。	国土交通省の絶大な理解・支援を頂き、国と一緒に整備を進めているところだが、完成時期は平成5年の道の駅指定から30年を迎える令和5年までに整備したいと考えている。 昨年度は、駐車場を広げるため現在の敷地から北側100メートル程の林野等を用地取得したが、これを国に譲りながら、その3分の2程度が駐車場になる予定である。 今年度は、市の施設である南部杜氏伝承館の配置を変えるため、りんどう亭大食堂の北側に曳家した。7月頃から開始し新しい基礎の上に乗せた状態まで進み、来年の春までには建物内部に鉄骨の部材を入れたりして補強しながら耐震化を進めているところである。 これまで伝承館があった場所には、小さく基数も少ない現在のトイレを国が大きなものに建て替える予定になっている。 駐車場が広くなるほか、施設の配置が北側から伝承館、大食堂、酒匠館、新しいトイレでコの字の形になり、スペースができるのでそこに芝生の広場を整備する計画である。天気の良い日には、芝生に寝転がって休憩できるほか、各種イベントも開催できるようになる。また、国道側から出入りし易いようにそれぞれの建物に出入口を3月までに整備する予定である。 食堂は大小2つあるが、大食堂の厨房を改修しながら集約し、大食堂で昼間も夜の宴会も対応する事になっている。空いた小さい食堂の場所には、別棟になっている産直を移し、酒匠館のレジでお土産と農産物や加工品と一緒に精算できるようにしし利便性を向上させる予定である。 建物の内部、外部の順に整備し、現在の産直施設も解体し、最後に駐車場の舗装と街灯等の設置をして、令和5年7月の完成を目指している。 来年度も建物の工事は続き、完成までまだ時間がかかるが、皆さんには期待して待っていただきたい。	国土交通省と連携して、平成5年7月のリニューアルオープンを目途として、それぞれの事業を計画的に進めている。 国の駐車場拡張用地として市が先行して取得した用地等は、国に譲渡することとし、一部は今年度売却し、残りは令和3年度に売却する予定である。 今年度は、市の南部杜氏伝承館をりんどう亭大食堂の北側に曳家するとともに、耐震化工事、出入口設置工事を実施したほか、内部の展示改修設計を実施しており、令和3年度にこの設計に基づいて展示改修業務を行うこととしている。 これまで伝承館があった場所には、令和3年度から国がトイレ及び情報発信施設を合築により建て替える予定になっている。 また、駐車場が広くなるほか、構内の施設配置は北側から伝承館、大食堂、酒匠館、新しい国のトイレ等でコの字の形となり間にスペースができることから、そこに芝生の広場を整備する計画としており、令和3年度から施工する予定である。 また、りんどう亭大食堂については、今年度、内部改修工事実施したほか、空調設備改修工事を実施中であり、さらに令和3年度には屋根の塗装改修工事を行うほか、酒匠館の内部改修工事と出入口設置工事を予定している。 なお、酒匠館内の食堂の場所には、別棟になっている産直を移転し、酒匠館のレジでお土産と農産物や加工品と一緒に精算できるようにして利便性を向上させる予定である。 このように、道の駅構内の建物は、内部、外部の順に改修整備し、現在の産直棟も解体し、最後に駐車場の舗装と街灯等の設置を進めている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	総合政策部	防災危機管理課	コロナ禍での避難所運営について①-1	新型コロナ感染対策を取りながら避難所を運営するうえでの課題として、令和2年7月豪雨で被害の大きかった熊本、福岡、大分、岐阜の4県の避難所を対象に行ったアンケートにおいて、三密対策を取った結果、避難者の受け入れを拒否せざるをえない避難所があったと思われる報道を目にした。 花巻市におけるコロナ禍での避難所運営に向けたマニュアルなどの整備状況についてお聞きしたい。 また、八重畑振興センターが避難所になった場合、避難者の受け入れ人数や避難スペースの配置、スタッフ等の配置はどのようになるのか。	災害の際に避難する施設等は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の2種類あり、指定緊急避難場所は、災害が発生又は発生する恐れがある時に最初に避難する場所。1日か2日程度の短期間生活する場で八重畑地区は「八重畑振興センター」を指定しており、また、指定避難所は、災害が過ぎた後、家屋が損壊するなどして自宅に居れない方が長期間避難生活を送る施設で「八重畑振興センター」と「八重畑小学校」を指定している。 指定緊急避難場所及び指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、国の通知や岩手県中部保健所の助言を参考にしながら、「指定緊急避難場所における感染症対策の指針」を本年6月に策定し、避難する住民と従事する市職員の感染対策及び体調不良者への対応のほか、必要な物品などを定めている。なお、この指針は、6月以降に出された国の通知や岩手県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」など新しい情報が入る都度、更新している。 この指針では、避難者の受付では体温測定を実施し、熱があるなど体調不良者は別室へ案内し、保健師が健康状態の確認を行うことになっている。保健師の派遣については、健康づくり課と連携体制を整えており、また、滞在中に体調不良になった場合は、必要に応じて救急搬送を依頼すること等を定めている。 さらに、避難者には「マスク着用」「手指消毒」「咳エチケット」「適切な距離を保つ」等の基本的感染予防を徹底させること、一般避難者と体調不良者がそれぞれの区域に立ち入らないこと、体調不良者の部屋に入った職員は靴の履き替えやマスク等を交換すること、屋内用テントやダンボールベッド使用の優先順位など実施すべき事項や施設を定期的に消毒し清潔を維持することについても定めている。	災害の際に避難する施設等は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の2種類あり、指定緊急避難場所は、災害が発生又は発生する恐れがある時に最初に避難する場所。1日か2日程度の短期間生活する場で八重畑地区は「八重畑振興センター」を指定しており、また、指定避難所は、災害が過ぎた後、家屋が損壊するなどして自宅に居れない方が長期間避難生活を送る施設で「八重畑振興センター」と「八重畑小学校」を指定している。 指定緊急避難場所及び指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、国の通知や岩手県中部保健所の助言を参考にしながら、「指定緊急避難場所における感染症対策の指針」を本年6月に策定し、避難する住民と従事する市職員の感染対策及び体調不良者への対応のほか、必要な物品などを定めている。なお、この指針は、6月以降に出された国の通知や岩手県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」など新しい情報が入る都度、更新している。 この指針では、避難者の受付では体温測定を実施し、熱があるなど体調不良者は別室へ案内し、保健師が健康状態の確認を行うことになっている。保健師の派遣については、健康づくり課と連携体制を整えており、また、滞在中に体調不良になった場合は、必要に応じて救急搬送を依頼すること等を定めている。 さらに、避難者には「マスク着用」「手指消毒」「咳エチケット」「適切な距離を保つ」等の基本的感染予防を徹底させること、一般避難者と体調不良者がそれぞれの区域に立ち入らないこと、体調不良者の部屋に入った職員は靴の履き替えやマスク等を交換すること、屋内用テントやダンボールベッド使用の優先順位など実施すべき事項や施設を定期的に消毒し清潔を維持することについても定めている。
1	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	総合政策部	防災危機管理課	コロナ禍での避難所運営について①-2	新型コロナ感染対策を取りながら避難所を運営するうえでの課題として、令和2年7月豪雨で被害の大きかった熊本、福岡、大分、岐阜の4県の避難所を対象に行ったアンケートにおいて、三密対策を取った結果、避難者の受け入れを拒否せざるをえない避難所があったと思われる報道を目にした。 花巻市におけるコロナ禍での避難所運営に向けたマニュアルなどの整備状況についてお聞きしたい。 また、八重畑振興センターが避難所になった場合、避難者の受け入れ人数や避難スペースの配置、スタッフ等の配置はどのようになるのか。	また、本指針で定めた感染症対策の具体的な手順については、花巻市医師会、花巻市歯科医師会及び花巻市薬剤師会の助言をいただきながら、指定緊急避難場所の開設・運用・閉鎖まで、市職員が現場で行動する内容をチェックリスト形式で作成した「避難所連絡員の行動チェックリスト」に手順を定めたほか、「指定避難所運営マニュアル」の見直しと新たに「指定緊急避難場所運営マニュアル」を作成した。これらのマニュアルでは、上記の感染症対策に加え、緊急的に短期間の避難を行う指定緊急避難場所では、熱があるなどの体調不良者を収容する療養室を設置すること、長期間の避難を行う指定避難所では「濃厚接触者」「発熱者」「要配慮者」「妊産婦」の専用の部屋を設けること、避難者の体調チェックを実施すること、特に体調管理については専門家である医師会と連携し協力をいただきながら取り組んでいくことなどを定めている。 避難者あるいは対応している市職員に新型コロナウイルス感染者が生じた場合の対応については、岩手県のガイドラインでは「感染者は軽度者であっても一般の避難所に滞在することは適当ではないため、市町村からの情報提供により「県が指定病院へ搬送」することになっている。したがって、感染者が生じた場合は、市が派遣した保健師・看護師等が県に連絡するとともに、濃厚接触者を特定し、避難所の場合は専用の部屋へ隔離し、指定緊急避難場所の場合はリストを作成して一般避難者と接触しないよう呼びかけることとしている。また、自宅療養者（軽度者）が避難してきた場合は、別室に隔離して一般避難者と接触しないようにした上で、保健師等が県に連絡して対応していただくこととしている。 八重畑振興センターを指定緊急避難場所または指定避難所として利用する際の収容可能人数は、新型コロナウイルスの感染拡大前は1人当たりの床面積の基準を3.3㎡としていたが、感染症対策に配慮した新たな基準の4.0㎡で計算すると、多目的ホールと大会議室を使用する前提で、これまでの166人から116人になる。また、この116人とは別に発熱・体調不良者が発生した際の療養室として、小・中会議室に20名分のスペースを確保している。なお、昨年の台風19号での八重畑振興センターへの避難者は8名であった。	また、本指針で定めた感染症対策の具体的な手順については、花巻市医師会、花巻市歯科医師会及び花巻市薬剤師会の助言をいただきながら、指定緊急避難場所の開設・運用・閉鎖まで、市職員が現場で行動する内容をチェックリスト形式で作成した「避難所連絡員の行動チェックリスト」に手順を定めたほか、「指定避難所運営マニュアル」の見直しと新たに「指定緊急避難場所運営マニュアル」を作成した。これらのマニュアルでは、上記の感染症対策に加え、緊急的に短期間の避難を行う指定緊急避難場所では、熱があるなどの体調不良者を収容する療養室を設置すること、長期間の避難を行う指定避難所では「濃厚接触者」「発熱者」「要配慮者」「妊産婦」の専用の部屋を設けること、避難者の体調チェックを実施すること、特に体調管理については専門家である医師会と連携し協力をいただきながら取り組んでいくことなどを定めている。 避難者あるいは対応している市職員に新型コロナウイルス感染者が生じた場合の対応については、岩手県のガイドラインでは「感染者は軽度者であっても一般の避難所に滞在することは適当ではないため、市町村からの情報提供により「県が指定病院へ搬送」することになっている。したがって、感染者が生じた場合は、市が派遣した保健師・看護師等が県に連絡するとともに、濃厚接触者を特定し、避難所の場合は専用の部屋へ隔離し、指定緊急避難場所の場合はリストを作成して一般避難者と接触しないよう呼びかけることとしている。また、自宅療養者（軽度者）が避難してきた場合は、別室に隔離して一般避難者と接触しないようにした上で、保健師等が県に連絡して対応していただくこととしている。 八重畑振興センターを指定緊急避難場所または指定避難所として利用する際の収容可能人数は、新型コロナウイルスの感染拡大前は1人当たりの床面積の基準を3.3㎡としていたが、感染症対策に配慮した新たな基準の4.0㎡で計算すると、多目的ホールと大会議室を使用する前提で、これまでの166人から116人になる。また、この116人とは別に発熱・体調不良者が発生した際の療養室として、小・中会議室に20名分のスペースを確保している。なお、昨年の台風19号での八重畑振興センターへの避難者は8名であった。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	総合政策部	防災危機管理課	コロナ禍での避難所運営について①-3	新型コロナウイルス感染症を取りながら避難所を運営するうえでの課題として、令和2年7月豪雨で被害の大きかった熊本、福岡、大分、岐阜の4県の避難所を対象に行ったアンケートにおいて、三密対策を取った結果、避難者の受け入れを拒否せざるをえない避難所があったと思われる報道を目にした。 花巻市におけるコロナ禍での避難所運営に向けたマニュアルなどの整備状況についてお聞きしたい。 また、八重畑振興センターが避難所になった場合、避難者の受け入れ人数や避難スペースの配置、スタッフ等の配置はどのようにするのか。	さらに、116人を超える避難者がある場合は、隣の指定避難所である八重畑小学校での受け入れを考えている。なお、八重畑小学校は、大規模な洪水が見込まれる場合、新堀地区の住民の避難先として使用することを10月5日に八重畑地区の各自主防災組織の代表者に説明し、ご了解いただいたところである。小学校の収容可能人数は332人だが、状況次第では新堀地区から避難された方々が使用することが想定されることから、そのような場合の避難先の確保について今後検討することとしている。 因みに、国土交通省岩手河川国道事務所が平成28年度以前に設定していた八重畑地区の浸水想定区域(100年に1度の大雨が降った場合)の影響範囲は400名弱、平成28年に設定した1000年に1度(2日間で264mmの雨量、流域のすべてのダムが緊急放流し洪水が発生)の場合は550人であり、新堀地区の方が避難しない場合であっても八重畑振興センターと八重畑小学校の収容可能人数の合計448人を超えるため、風雨が強くなる前に避難情報を出し早めの避難を促すとともに、北上川の西側で収容数に余裕がある市総合体育館などを避難先としてバスなどによる搬送を検討しているほか、市内の旅館やホテルを避難所として活用するため岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と9月30日に協定を締結したところであり、避難方法について地区の皆様と意見交換する場を設けたいと考えている。 指定緊急避難場所に従事する市職員は、夜間休日は2人、平日日中は1人としているが、コロナ禍の状況で体温測定、消毒や換気などを徹底する感染症対策を勘案すると体制に無理があることから、現在3名を増員して対応することを市役所内部で調整をしているところである。 いずれにしても、大規模な洪水が発生した場合の避難計画については、市が計画する避難方法のみならず、より安全な親戚・友人宅に避難する方法、さらに、新堀地区の方々が避難してくる場合の広報のあり方など、自主防災組織や住民の方々との話し合いが必要であると考えている。	さらに、116人を超える避難者がある場合は、隣の指定避難所である八重畑小学校での受け入れを考えている。なお、八重畑小学校は、大規模な洪水が見込まれる場合、新堀地区の住民の避難先として使用することを10月5日に八重畑地区の各自主防災組織の代表者に説明し、ご了解いただいたところである。小学校の収容可能人数は332人だが、状況次第では新堀地区から避難された方々が使用することが想定されることから、そのような場合の避難先の確保について今後検討することとしている。 因みに、国土交通省岩手河川国道事務所が平成28年度以前に設定していた八重畑地区の浸水想定区域(100年に1度の大雨が降った場合)の影響範囲は400名弱、平成28年に設定した1000年に1度(2日間で264mmの雨量、流域のすべてのダムが緊急放流し洪水が発生)の場合は550人であり、新堀地区の方が避難しない場合であっても八重畑振興センターと八重畑小学校の収容可能人数の合計448人を超えるため、風雨が強くなる前に避難情報を出し早めの避難を促すとともに、北上川の西側で収容数に余裕がある市総合体育館などを避難先としてバスなどによる搬送を検討しているほか、市内の旅館やホテルを避難所として活用するため岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と9月30日に協定を締結したところであり、避難方法について地区の皆様と意見交換する場を設けたいと考えている。 指定緊急避難場所に従事する市職員は、夜間休日は2人、平日日中は1人としているが、コロナ禍の状況で体温測定、消毒や換気などを徹底する感染症対策を勘案すると体制に無理があることから、支援員3名を増員して対応することとした。 いずれにしても、大規模な洪水が発生した場合の避難計画については、市が計画する避難方法のみならず、より安全な親戚・友人宅に避難する方法、さらに、新堀地区の方々が避難してくる場合の広報のあり方など、自主防災組織や住民の方々との話し合いが必要であると考えている。
2	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	総合政策部	防災危機管理課	避難情報を発令する区域の単位について	洪水のおそれがある場合などに市から自主防災組織に情報伝達があるが、避難を必要とする対象がコミュニティ地区単位となっている。川の直ぐ傍の地区もあれば、土砂崩れ等の危険地帯がある地区もあるなど、それぞれ特徴や違いがあるので、行政区単位での発令にできないものか伺いたい。	現時点では難しい。 防災危機管理課は9人位の体制で手分けして対応に当たっているが人が足りない。他の課に手伝わってもらうにも専門性が難しい。専門性の中でマニュアルに沿って気象台や国土交通省岩手河川国道事務所など関係機関に連絡し情報を集めている。例えば、北上川の場合、四十四田ダムや御所ダムの水位や紫波など上流の水位を確認し、2時間後の花巻市の水位が避難を開始する基準に達するかを見極めている。北上川の流域として状況を捉えているので、行政区単位での発令については対応できない。	現時点では難しい。 防災危機管理課は9人位の体制で手分けして対応に当たっているが人が足りない。他の課に手伝わってもらうにも専門性が難しい。専門性の中でマニュアルに沿って気象台や国土交通省岩手河川国道事務所など関係機関に連絡し情報を集めている。例えば、北上川の場合、四十四田ダムや御所ダムの水位や紫波など上流の水位を確認し、2時間後の花巻市の水位が避難を開始する基準に達するかを見極めている。北上川の流域として状況を捉えているので、行政区単位での発令については対応できない。
3	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	総合政策部	防災危機管理課	自治公民館を避難先として使用すること等について①-1	指定緊急避難場所に多くの住民がやみくもに集まってしまうと本当に避難しなければならない人が使えないと思う。一時的に自治公民館を活用することの指針があるのか伺いたい。 また、避難所に従事する市職員は3人が上限とのことだが、本部とのパイプ役が主な役割だと思う。10月26日のコミュニティ主催の防災訓練でダンボールベッドや屋内用テントの設置訓練をしたが、自主防災組織の仕事ではないだろうとの声もあった。ダンボールベッドや屋内用テントの組み立てなど、避難してきた住民や自主防災組織の役割などの指針があれば伺いたい。	洪水の浸水想定区域は川ごとに示されており、当然北上川の想定はできているが、北上川の支流についてはできない所が多い。猿ヶ石川の浸水想定区域はできているが、稗貫川については大迫と亀ヶ森で水位を観測できるようになっていて、大迫を基準にして県がこれから作るとのこと。稗貫川の浸水想定区域ができれば、稗貫川の洪水に備えた避難準備等の発令ができる様になるので、県に早く作ってもらいたいと考えている。 次に指定緊急避難場所に従事する市職員が3人では足りないという話はそのとおりだが、27箇所ある指定緊急避難場所に3人ずつで大体90人弱になり、さらに翌日の交替を含めると130から140人位になる。今後増員する予定だが、200人程度になる想定である。そのほか、災害時には、防災危機管理課は9人しかいないが、広報担当などの従事する職員は、本庁2階だけで40～50人、本庁全体では90～100人程度、支所にも何人かずつ配置すると市役所全体で300人を超える職員を配置しなくてはならない。これは洪水が発生してからではなく、避難勧告の前の避難準備・高齢者等避難開始の段階で集まらなくてはいけない。市の正職員は600人しかいないが、小さな子どもを持っていて家から離れられない人や介護をしている人、色々な事情で従事できない人が居るため、これ以上の人員を配置することは難しいことから、200以上ある自治公民館に市職員を配置するのは無理である。また、自治公民館を避難先とした場合にダンボールベッド、食糧、飲料水などの備蓄品を配達することは経験上難しいほか、自治公民館が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内など危険な所もあるし、十分な感染症対策ができない場合もあることから、自治公民館に避難するよう市が案内することはできない。ただし、危険な場所ではなく、自ら物資の調達や災害対応が可能であれば、事前に防災危機管理課と打ち合わせしていただきたい。 指定緊急避難場所での避難してきた住民の役割については、市職員3人だけでは十分ではないので、ダンボールベッドの組み立てなどを地域の方々を手伝っていただけるよう、打ち合わせや訓練をお願いする場合もある。	洪水の浸水想定区域は川ごとに示されており、当然北上川の想定はできているが、北上川の支流についてはできない所が多い。猿ヶ石川の浸水想定区域はできているが、稗貫川については大迫と亀ヶ森で水位を観測できるようになっていて、大迫を基準にして県がこれから作るとのこと。稗貫川の浸水想定区域ができれば、稗貫川の洪水に備えた避難準備等の発令ができる様になるので、県に早く作ってもらいたいと考えている。 次に指定緊急避難場所に従事する市職員が3人では足りないという話はそのとおりだが、27箇所ある指定緊急避難場所に2～3人ずつで大体70人弱になり、さらに翌日の交替を含めると130から140人位になる。なお、指定緊急避難場所の設置を迅速に行うため、初動の部分を担う職員を各避難場所に3名ずつ配置した。そのほか、災害時には、防災危機管理課は9人しかいないが、広報担当などの従事する職員は、本庁2階だけで40～50人、本庁全体では90～100人程度、支所にも何人かずつ配置すると市役所全体で300人を超える職員を配置しなくてはならない。これは洪水が発生してからではなく、避難勧告の前の避難準備・高齢者等避難開始の段階で集まらなくてはいけない。市の正職員は600人しかいないが、小さな子どもを持っていて家から離れられない人や介護をしている人、色々な事情で従事できない人が居るため、これ以上の人員を配置することは難しいことから、200以上ある自治公民館に市職員を配置するのは無理である。また、自治公民館を避難先とした場合にダンボールベッド、食糧、飲料水などの備蓄品を配達することは経験上難しいほか、自治公民館が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内など危険な所もあるし、十分な感染症対策ができない場合もあることから、自治公民館に避難するよう市が案内することはできない。ただし、危険な場所ではなく、自ら物資の調達や災害対応が可能であれば、事前に防災危機管理課と打ち合わせしていただきたい。 指定緊急避難場所での避難してきた住民の役割については、市職員3人だけでは十分ではないので、ダンボールベッドの組み立てなどを地域の方々を手伝っていただけるよう、打ち合わせや訓練をお願いする場合もある。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
3	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	総合政策部	防災危機管理課	自治公民館を避難先として使用すること等について①-2	指定緊急避難場所に多くの住民がやみくもに集まってしまうと本当に避難しなければならない人が使えないと思う。一時的に自治公民館を活用するなどの指針があるのが伺いたい。 また、避難所に従事する市職員は3人が上限とのことだが、本部とのパイプ役が主な役割だと思う。10月26日のコミュニティ主催の防災訓練でダンボールベッドや屋内用テントの設置訓練をしたが、自主防災組織の仕事ではないだろうとの声もあった。ダンボールベッドや屋内用テントの組み立てなど、避難してきた住民や自主防災組織の役割などの指針があれば伺いたい。	指定緊急避難場所における自主防災組織の役割については、安否確認や避難行動要支援者の誘導が主なものだが、避難先では市職員が足りない状況や長期に亘る場合にダンボールベッドや屋内用テントの組み立て、指定避難所の運営などを自主防災組織にお手伝いいただく必要があると考えている。 防災対策監の言ったとおりで、災害が一旦止んでも家に帰れず避難が長期に亘る場合に指定避難所に移行し滞在していただくことになるが、自主防災組織の役割が大きくなる。予め話し合うとしても、どの様な組織や運営体制にするか具体的な事項はその段階で相談しながらになると思う。 なお、災害発生時の避難先である指定緊急避難場所については、予め十分に話し合っておかないと自主防災組織の方々も動けないので、十分に話し合う必要があると考えている。	指定緊急避難場所における自主防災組織の役割については、安否確認や避難行動要支援者の誘導が主なものだが、避難先では市職員が足りない状況や長期に亘る場合にダンボールベッドや屋内用テントの組み立て、指定避難所の運営などを自主防災組織にお手伝いいただく必要があると考えている。 防災対策監の言ったとおりで、災害が一旦止んでも家に帰れず避難が長期に亘る場合に指定避難所に移行し滞在していただくことになるが、自主防災組織の役割が大きくなる。予め話し合うとしても、どの様な組織や運営体制にするか具体的な事項はその段階で相談しながらになると思う。 なお、災害発生時の避難先である指定緊急避難場所については、予め十分に話し合っておかないと自主防災組織の方々も動けないので、十分に話し合う必要があると考えている。
4	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	総合政策部	防災危機管理課	自治公民館への啓発や訓練用のダンボールベッド等の配布と災害時の通信網について	先日の八重畑コミュニティの防災訓練でダンボールベッドや簡易テントの組み立てを実際にやってみて参考になった。できれば各自治公民館にモジュール的にダンボールベッドやテントを1基ずつ配布して貰えないか。 震災時に通信網が途絶え大変な思いをしたが、現在の通信体制について教えていただきたい。	指定緊急避難場所へのダンボールベッドの備蓄は1000個を目標に配分中だが、自治公民館等については配布ではなく、先日のような防災訓練講話や一時的な貸出等で体験していただきたいと考えている。 震災時の通信体制については、防災ラジオで情報提供が可能であるほか、電話は指定緊急避難場所に設置する災害時特設公衆電話を使用することができる。 災害時特設公衆電話は、NTTが災害時に優先的に使える電話回線であり、避難所と振興センターにそれぞれ設置する事になっているもので、八重畑振興センターにも1台備蓄しており、避難所連絡員が設置することになっている。なお、この電話回線は発信のみで受信はできないが、自分の無事を連絡する等に使える。 このほかに振興センターでは公衆無線LANを提供しているほか、振興センターと本庁・総合支所間には無線で通信も可能である。様々な方法連絡手段を確保している。 指定緊急避難場所で個人の方が親戚等に連絡したい場合において制約があるかもしれないが、全く連絡ができず孤立することが無い体制にはなっている。 自治公民館での訓練への対応については、防災危機管理課が出向き一緒にできると良いのだが非常に忙しいので希望に沿えない場合もある。総合支所も含めて何らかの支援は考えるので問い合わせていただきたい。	指定緊急避難場所へのダンボールベッドの備蓄は1000個を目標に配分中だが、自治公民館等については配布ではなく、先日のような防災訓練講話や一時的な貸出等で体験していただきたいと考えている。 震災時の通信体制については、防災ラジオで情報提供が可能であるほか、電話は指定緊急避難場所に設置する災害時特設公衆電話を使用することができる。 災害時特設公衆電話は、NTTが災害時に優先的に使える電話回線であり、避難所と振興センターにそれぞれ設置する事になっているもので、八重畑振興センターにも1台備蓄しており、避難所連絡員が設置することになっている。なお、この電話回線は発信のみで受信はできないが、自分の無事を連絡する等に使える。 このほかに振興センターでは公衆無線LANを提供しているほか、振興センターと本庁・総合支所間には無線で通信も可能である。様々な方法連絡手段を確保している。 指定緊急避難場所で個人の方が親戚等に連絡したい場合において制約があるかもしれないが、全く連絡ができず孤立することが無い体制にはなっている。 自治公民館での訓練への対応については、防災危機管理課が出向き一緒にできると良いのだが非常に忙しいので希望に沿えない場合もある。総合支所も含めて何らかの支援は考えるので問い合わせていただきたい。
5	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	健康福祉部	国保医療課	医療費助成の申請手続きの簡素化について	重度心身障がい者等の医療費助成給付申請についてのお願だが、領収書を持って市役所の窓口で申請することになっているが、医療機関から市役所に申請書類を出していただけるように手続きを簡素化していただきたい。妊産婦や乳幼児の医療費助成もそうだと思うが、特に重度心身障がい者が医療機関へ行き更に市役所まで行くのは難儀だと思う。独居老人の場合はタクシーなど交通手段の自己負担も増えるので見直しをお願いしたい。	本人に申請書を持ってきたりいただかなくてはならない理由が分からないので、その理由を確認する必要があるが、特に理由がなければ、あらかじめ、市役所あての封筒をお渡ししておいて、それを受診した医療機関に出してもらうという方法は考えられる。それは、確認させていただいて、可能であれば、そういう対応も考えたい。担当部に話して、打合せをする。 →11/6国保医療課から電話で説明済 ・医療費助成の取りまとめを行っている岩手県国保連合会の医療費助成システムを改修することにより、来年度(できるだけ早い時期)からは、医療機関窓口で手続きできなかった重度心身障がい者医療費助成の受給者についても、医療機関窓口で手続きができるようになり、市役所窓口での手続きは必要なくなる。 ・市役所窓口での手続きの必要がなくなるまでの間は、これまでも受け付けている郵送での申請をご利用いただきたい。 ・乳幼児や妊産婦等の医療費助成の現物給付の受給者は、医療機関窓口で受給者証を提示するだけで、医療費助成の給付を受けられるため、市役所窓口で手続きすることはない。	本人に申請書を持ってきたりいただかなくてはならない理由が分からないので、その理由を確認する必要があるが、特に理由がなければ、あらかじめ、市役所あての封筒をお渡ししておいて、それを受診した医療機関に出してもらうという方法は考えられる。それは、確認させていただいて、可能であれば、そういう対応も考えたい。担当部に話して、打合せをする。 →11/6国保医療課から電話で説明済 ・医療費助成の取りまとめを行っている岩手県国保連合会の医療費助成システムを改修することにより、来年度(できるだけ早い時期)からは、医療機関窓口で手続きできなかった重度心身障がい者医療費助成の受給者についても、医療機関窓口で手続きができるようになり、市役所窓口での手続きは必要なくなる。 ・市役所窓口での手続きの必要がなくなるまでの間は、これまでも受け付けている郵送での申請をご利用いただきたい。 ・乳幼児や妊産婦等の医療費助成の現物給付の受給者は、医療機関窓口で受給者証を提示するだけで、医療費助成の給付を受けられるため、市役所窓口で手続きすることはない。 →県より情報提供(R3.3.18) ・R3.4からシステム改修、県民への周知を行い、R3.8.1運用開始の予定

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
6	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	石鳥谷総合支所	石鳥谷地域振興課	空き家の樹木と市道の管理について	所有者(相続人)は東京方面に居るようだが空き家になっている建物があり、敷地内の樹木が茂って道路を塞ぎ自動車のすれ違いができない状態になっている。石鳥谷総合支所に何とかならないか尋ねたが、民法上私有地の樹木を勝手に伐採することはできないと説明された。2回目の相談では所有者に手紙を出していただいたことまでは確認している。 竹も生えており、地域の方々は冬に雪が降った場合の心配をしているので、対策について伺いたい。	本来、所有者ではない者が勝手に伐採出来ないもので、所有者の住所が分かれば手紙を出して対処をお願いするのが良いと思う。本当に危険な状態であれば、木全体を切ることは難しいかもしれないが、緊急避難という事で最低限の枝を切る程度は可能かもしれない。 所有者と連絡が取れないのか、危険を排除する必要があるのかを確認しながら検討させていただきます。 一石鳥谷総合支所地域振興課対応 所有者と思われる方に2度にわたり文書で樹木剪定等の処理をお願いしていたが回答がなかったため、空き家の周辺住民からの聞き取り等により他の親族への連絡を試みたところ、樹木剪定の依頼文を通知した方から電話連絡があった。「道路通行に支障があることは認識しているが、通行不能とは思っていない。花巻市内の業者から除伐の見積書を徴したが、高額なので他の業者からの見積合わせて除伐を検討する」との回答があった。市としては、地域の方々からの要望もあり、樹木の張り出しが原因で仮に交通事故が発生した場合、樹木の所有者に責任が問われることを伝え、対処を促した。 12/4 電話で所有者に実施の時期を尋ねたところ、本人が年明けに除伐を行う予定である旨の回答があった。 12月中旬に降雪の影響を所有者に伝え、本人から業者に除伐を依頼。 12/24 現地調査により除伐が完了していることを確認し、その旨発言者にお伝えした。	所有者と思われる方へ、2度にわたり文書で支障木の枝剪定等をお願いしていたが回答がなかったため、空き家の周辺住民からの聞き取り等により他の親族への連絡を試みたところ、所有者から電話連絡があったので対処していただくようお願いした結果、12月24日、現地調査により剪定等が完了していることを確認し、その旨を発言された方にお伝えした。
7	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	生涯学習部	生涯学習課	新花巻図書館整備基本構想の進捗について①-1	昨今、新聞報道で図書館の構想の話が出ている。昔、花巻市生涯学習都市構想というものを作って花巻地区全体を生涯学がことができる市にしようという話もあったと思うが、今の図書館構想についてどのような進捗になっているのかお聞きしたい。	図書館整備の検討の経緯について説明すると、平成23年の段階で図書館を検討する委員会があり、どのような図書館を整備するか構想を作ったが、その時点では現在の総合花巻病院の所(旧厚生病院跡地)に整備しようと考えていた。しかし、土壌にヒ素が含まれていることが分かり、その除去費用が10億円位で、建物解体費用と合わせて15億円掛かることから頓挫した。 その後、花巻温泉病院が無くなるとの情報が有り、花巻病院を新しくきちんとしておかなければ、総合病院が無くなる恐れがあることから、花巻病院の建替移転を進めるために立地適正化計画を平成28年に策定した。この計画は、国の基準に沿って人口密度や公共交通を基に都市機能誘導区域を定めたが、議会への説明は3回、住民説明は40回位開催しながら、全国で3番目に策定した。都市機能誘導区域の範囲は、花巻駅の東側地域で1番遠い所は現在の花巻病院がある所であり、図書館や病院の移転に対し補助金が出るもの。新図書館は、市全体の中央図書館の位置付けではあるが、花巻地域の図書館でもあるので、街中が衰えないよう街中に補助金を貰いながら整備することをこの計画に謳った。 図書館の構想は、23年のアイデアをほぼ入れながら、例えば先人のための図書館、若い人たちの交流の場所、人の交流やバリアフリーなどの視点で、29年の段階では市民参画によるパブリックコメント、図書館協議会からご意見をいただきながら、都市機能誘導区域の中に作るとしたものである。 新図書館の場所は、立地適正化計画では、まなび学園周辺を想定していた。平成29年の段階では都市機能誘導区域内としており、その後、UR(都市再生機構)という政府の機構に花巻市が考えている場所を調査させ、平成30年6月頃に結果が示された。駅前スポーツ用品店の店舗や駐車場のある場所、まなび学園の現駐車場、営林署跡地などを想定していたが、検討する中で新図書館をまなび学園周辺に整備した場合は、学生などが歩いて行くのに10分位掛かるため、歩道も含めた新しい道路の整備を検討したが、道路が急こう配になる部分があるなどの不具合や時間も要することが確認されたため困難と判断し、幸橋を通る現道に歩道整備する方が時間的にも現実的と判断した。	図書館整備の検討の経緯について説明すると、平成23年の段階で図書館を検討する委員会があり、どのような図書館を整備するか構想を作ったが、その時点では現在の総合花巻病院の所(旧厚生病院跡地)に整備しようと考えていた。しかし、土壌にヒ素が含まれていることが分かり、その除去費用が10億円位で、建物解体費用と合わせて15億円掛かることから頓挫した。 その後、花巻温泉病院が無くなるとの情報が有り、花巻病院を新しくきちんとしておかなければ、総合病院が無くなる恐れがあることから、花巻病院の建替移転を進めるために花巻市立地適正化計画を平成28年に策定した。この計画は、国の基準に沿って人口密度や公共交通を基に都市機能誘導区域を定めたが、議会への説明は3回、住民説明は40回位開催しながら、全国で3番目に策定した。都市機能誘導区域の範囲は、花巻駅の東側地域で1番遠い所は現在の花巻病院がある所であり、図書館や病院の移転に対し補助金が出るもの。新図書館は、市全体の中央図書館の位置付けではあるが、花巻地域の図書館でもあるので、街中が衰えないよう街中に補助金を貰いながら整備することをこの計画に謳った。 図書館の構想は、24年10月に図書館整備市民懇談会から提出された花巻図書館への提言のアイデアをほぼ入れながら、例えば先人のための図書館、若い人たちの交流の場所、人の交流やバリアフリーなどの視点で、29年の段階では花巻市まちづくり基本条例に基づく市民参画ガイドラインに沿った市民参画によるパブリックコメント、市民説明会、図書館協議会からご意見をいただきながら策定した新花巻図書館整備基本構想の中で立地適正化計画の中で示す都市機能誘導区域の中に整備するとしたものである。 新図書館の場所は、花巻市立地適正化計画では、まなび学園周辺を想定していた。平成29年の新花巻図書館整備基本構想の段階では都市機能誘導区域内としており、その後、UR(都市再生機構)という政府の機構に花巻市が考えている場所を調査させ、平成30年6月頃に結果が示された。駅前スポーツ用品店の店舗や駐車場のある場所、まなび学園の現駐車場、営林署跡地、旧総合花巻病院跡地を想定していたが、検討する中で新図書館をまなび学園周辺に整備した場合は、学生などが歩いて行くのに10分位掛かるため、歩道も含めた新しい道路の整備を検討したが、道路が急こう配になる部分があるなどの不具合や整備に時間も要することが確認されたため新しい道路の整備は困難と判断し、幸橋を通る現道に歩道整備する方が時間的にも現実的と判断した。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
7	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	生涯学習部	生涯学習課	新花巻図書館整備基本構想の進捗について①-2	昨今、新聞報道で図書館の構想の話が出ている。昔、花巻市生涯学習都市構想というものを作って花巻地区全体を生涯学ぶことができる市にしようという話もあったと思うが、今の図書館構想についてどのような進捗になっているのかお聞きしたい。	前提として、現在の花巻図書館は花巻駅の西側に相当離れており、利用者は60～70代の方が圧倒的に多く、次いでお子さん連れの女性で、学生の利用は殆ど無い。60～70代の方の利用は大事だが、まなび学園周辺に整備すると利用者は現状に近くなると考え、もっと若い人達も簡単に行ける場所という点で市では駅前が良いと考えた。駅前に整備する場合、駅前の駐車場を潰すと駐車場が不足するため、スポーツ用品店の場所をお願いできないかと考えJRと話し合いをした。 平成30年12月議会の段階では、スポーツ用品店の名前は出さないようJRから要請があり、駅東口のJR所有地についてJRと交渉することを議会に説明し、新聞で大きく掲載され、翌年平成31年の施政方針においても同じ話をした際も新聞で結構大きく扱われた。平成31年1月の段階ではJR本社から賃貸借のOKが出ていなかったが暫く待って貸せるとの回答を得たので、令和元年12月議会の段階においてJR所有地を賃貸借できること、翌年1月29日には市議会の皆さまに賃貸住宅との複合化の話をした。その段階では、具体的な条件は全く決まっていなかったが、検討内容を話さないのは良くないと考え表明したものである。その時点で、そして現時点においてもだが、賃貸住宅も何戸作ったら良いのか、いくら掛かるのかも分からない。基本的に市の保証無しで民間が銀行からお金を借りて賃貸住宅を作ってもらう前提の話である。賃貸住宅を作るにあたって市が保証しないと言った場合には、他の出資や賃貸住宅の収入見込など事業計画がしっかりできあがっているか、その事業が儲かるかどうかを銀行が判断することになるので、具体的な話はできない状況である。 駅前への整備に反対の方の理由は、まなび学園の方が良い、駅前は良くない、土地の賃貸は良くない、賃貸住宅との複合は良くないなど様々である。 市としては、まなび学園周辺に整備した場合と駅前に整備した場合を比較検討してみないと何とも言えないと考えていて、JRとしても具体的な構想を説明しないと条件提示ができないという立場である。	前提として、現在の花巻図書館は花巻駅の西側に相当離れており、利用者は60～70代の方が圧倒的に多く、次いでお子さん連れの女性で、学生の利用は殆ど無い。60～70代の方の利用は大事だが、まなび学園周辺に整備すると利用者は現状に近くなると考え、もっと若い人達も簡単に行ける場所という点で市では駅前が良いと考えた。駅前に整備する場合、駅前の花巻駅南駐車場(北)に図書館を建設すると駐車場が不足するため、スポーツ用品店の場所をお願いできないかと考えJRと話し合いをした。 平成30年12月議会の段階では、スポーツ用品店の名前は出さないようJRから要請があり、駅東口のJR所有地についてJRと交渉することを議会に説明し、新聞で大きく掲載され、翌年平成31年の施政方針においても同じ話をした際も新聞で結構大きく扱われた。平成31年1月の段階ではJR本社から賃貸借のOKが出ていなかったが暫く待って貸せるとの回答を得たので、令和元年12月議会の段階においてJR所有地を賃貸借できること、翌年1月29日には市議会の皆さまに図書館とテナント、賃貸住宅との複合化の話をした。図書館は市が所有し、テナントと賃貸住宅の運営は民間会社の第三セクターとSPCという特定目的会社を設置することを考えた。その段階では、具体的な条件は全く決まっていなかったが、検討内容を話さないのは良くないと考え表明したものである。その時点で、そして現時点においてもだが、賃貸住宅も何戸作ったら良いのか、建設費用などもいくら掛かるのかも分からない。基本的に市の保証無しで民間会社が銀行からお金を借りて賃貸住宅を作ってもらう前提の話である。賃貸住宅を作るにあたって市が保証しないと言った場合には、他からの出資や賃貸住宅の収入見込など事業計画がしっかりできあがっているか、その事業の経営が成り立つかどうかを銀行が判断することになるので、具体的な話はできない状況である。 駅前への整備に反対の方の理由は、まなび学園の方が良い、駅前は良くない、土地の賃貸は良くない、賃貸住宅との複合は良くないなど様々である。 市としては、図書館をまなび学園周辺に整備した場合と駅前に整備した場合を比較検討してみないと何とも言えないと考えていて、JRとしても具体的な構想を説明しないと交渉に必要な条件提示ができないという立場である。
7	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	生涯学習部	生涯学習課	新花巻図書館整備基本構想の進捗について①-3	昨今、新聞報道で図書館の構想の話が出ている。昔、花巻市生涯学習都市構想というものを作って花巻地区全体を生涯学ぶことができる市にしようという話もあったと思うが、今の図書館構想についてどのような進捗になっているのかお聞きしたい。	そこで、図書館の具体的な中身についてワークショップを開催し、意見を出していただいた。各年代が参加して花巻駅周辺とまなび学園周辺のそれぞれの場所に整備するとどうなるかを考えていただいた。まなび学園の方は道路が良くない、夜は暗くて怖いなど、駅前だと駅の傍はうるさいとか立体駐車場は嫌だ、駅前も悪くはないが賃貸ではなく所有にして欲しいなど様々な意見があった。アンケートの結果としては駅前のの方が良いという人が多かったように思うが、それだけで決める訳にはいけないので、今後それを公表し、議会にも説明し意見を聴き、市民と十分に話し合っていかなければならないと考えている。 市民参画のガイドラインがあり、基本計画や基本設計を作る際は、市民参画の手続きを経ることが定められているが、現在は基本計画案もできていない段階なので、早くても来年3～4月になるが試案ができた段階で市民説明会やパブリックコメントを実施し、意見を募りながら図書館協議会に諮ることとしている。 基本計画案を作るにしても立地場所も含めて市民の意見を聞かなくてはならないので、ワークショップの中身を咀嚼して議会に説明した上で、11月末になると思うが市民との意見交換の機会を設けることにしている。 議会が実施したアンケートではまなび学園の方を望む意見が多かったようだが、ワークショップでは必ずしもそうではなかった。様々な理由があると思うが、時間を要しても話し合いながら、拮抗した状態ではなく、大多数が良いとの考えに至った段階でコンセンサスを取りながら、具体的な計画案を作っていきたい。その上である程度形式的になるかもしれないが、花巻市まちづくり基本条例に基づく市民参画の手続きを採りながら進めてみたい。	そこで、図書館の具体的な中身について令和2年7月から10月にかけて、高校生、20代、一般を対象としたワークショップを開催し、意見を出していただいた。各年代が参加して花巻駅周辺とまなび学園周辺のそれぞれの場所に整備するとどうなるかを考えていただいた。まなび学園の方は道路が良くない、夜は暗くて怖いなど、駅前だと駅の傍はうるさいとか立体駐車場は嫌だ、駅前も悪くはないが土地は賃貸ではなく市が所有にして欲しいなど様々な意見があった。アンケートの結果としては、28人が回答し、まなび学園周辺が10人、駅周辺が14人、その他が4人と駅前の方が良いという人が多かったが、それだけで決める訳にはいけないので、今後それを公表し、議会にも説明し意見を聴き、市民と十分に話し合っていかなければならないと考えている。 市民参画のガイドラインがあり、図書館など公共の用に供される重要な施設の建設計画である基本計画や基本設計を策定する際は、市民参画の手続きを経ることが定められているが、現在は基本計画案もできていない段階なので、早くても令和3年4月以降になるが試案ができた段階で市民説明会やパブリックコメントを実施し、意見を募りながら図書館協議会に諮ることとしている。 基本計画案を作るにしても立地場所も含めて市民の意見を聞かなくてはならないので、ワークショップの中身を咀嚼して議会に説明した上で、11月末から12月にかけて市民との意見交換を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ延期したもので、その代わりに、1月28日、31日、2月6日の3日間オンラインで意見交換会を開催した。なお、延期としていた通常の意見交換会も新型コロナウイルスの感染状況により開催可能と判断した場合に開催したい。 議会の新花巻図書館整備特別委員会が実施したアンケートではまなび学園の方に建設を望む意見が多かったようだが、市が開催したワークショップでは必ずしもそうではなかった。様々な理由があると思うが、時間を要しても市民と話し合いながら、拮抗した状態ではなく、大多数が良いとの考えに至った段階でコンセンサスを取りながら進めてまいりたい。令和3年度には図書館協議会、社会教育委員、図書館利用者及び関係団体、教育委員会、生涯学習部から出席者の推薦を受け「新花巻図書館整備基本計画試案検討会議」を開催し、生涯学習部が作成している基本計画試案について専門的な立場で具体的な意見を出し合い、新花巻図書館の機能及びサービスを検討し、具体的な基本計画案を作っていきたい。その上で花巻市まちづくり基本条例に基づく市民参画の手続きを採りながら進めてまいりたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
8	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	農林部	農村林務課	クマ対策について	八重畑地区は東側が山で山際にはリング畑等が沢山あり、クマが出没する。クマ等出没のニュースは、出た場所や被害状況を知らせるものとなっている。クマが出没する辺りに田畑が有る方からは、どのような地域や状態だとクマが出るのか、どのような状態だと襲われるのかなど調査して参考になる情報が欲しいと言われ、私も同感だった。 多少時間が掛かっても良いので対策の参考になる情報の提供をお願いしたい。	今年、花巻市内でクマに襲われたのは、内川目と太田と湯口。内川目の詳細な状況は分からないが、農作業中に背後から襲われたと聞いている。おっしゃることは理解できるので、状況等の詳細を公表できるかを含め検討する。 昔は人間を見かけると怖がってクマは逃げたが、今は逃げずに襲うので本当に危険だと感じている。原因は不明だが、今年は28頭 ^(※) も駆除している。 ※懇談会後に2頭捕獲し、12/14時点30頭 「状況等の詳細を公表できるかを含め検討する。」の検討結果 ホームページを修正し随時情報提供することとした。(修正済み) 広報掲載については、注意喚起の記事を年2回(5/1、8/1)掲載しており、その際に併せて情報提供するよう検討する。	今年、花巻市内でクマに襲われたのは、内川目と太田と湯口。内川目の詳細な状況は分からないが、農作業中に背後から襲われたと聞いている。おっしゃることは理解できるので、状況等の詳細を公表できるかを含め検討する。 昔は人間を見かけると怖がってクマは逃げたが、今は逃げずに襲うので本当に危険だと感じている。原因は不明だが、今年は28頭 ^(※) も駆除している。 ※懇談会後に2頭捕獲し、12/14時点30頭 (R3.3月末時点31頭) 「状況等の詳細を公表できるかを含め検討する。」の検討結果 ホームページを修正し随時情報提供することとした。(修正済み) 広報掲載については、注意喚起の記事を年2回(5/1、8/1)掲載しており、その際に併せて情報提供するよう検討する。
9	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 石鳥谷地域振興課	市道八重畑幹線のガードレールの撤去について	数年前に地区要望に基づき設置して頂いたガードレールがあるが、設置前は事故が無かったが、設置後に物損事故が3件程発生している。 ガードレールが有ることで車同士のすれ違い時に支障があるので、地域住民は以前の状態になるよう撤去を希望している。現在、行政区長をしているが、私が区長のうちに何とかしたいので、対応をお願いしたい。	現場を確認し、建設部から対応を聞いて連絡する。 →石鳥谷総合支所地域振興課対応 本件は平成24年度土木施設要望で提出された案件であり、これを受け翌年度にガードレールを設置したもの。 当時の要望趣旨を確認したところ、ガードレールのほか側溝蓋を設置することで道路幅員を拡張してほしいとの内容であったが、市では当該箇所の道路構造上側溝整備は不要と判断し、ガードレールのみ設置したものであった。(道路／法面／側溝という並びであるため、法面にガードレールを設置。) 現地確認した結果、ガードレールを設置したため道路幅が1mほど狭くなったことが事故を誘発する原因]になっていると考えられる。ガードレールの「撤去」が地域住民全体の希望とのことから、撤去する方向で検討している。	本件は平成24年度土木施設要望で提出された案件であり、これを受け翌年度にガードレールを設置したものの。 現地を確認した結果、ガードレールの設置により道路幅が1mほど狭くなったことが事故を誘発する原因になっていると考えられること、また、地域住民も撤去を希望されているとのことから、3月12日までに撤去作業を完了し、併せて車両の路外逸脱防止のため、簡易型の視線誘導標を設置した。 発言いただいた対象行政区の区長にも、撤去完了後の現地を確認いただいたいた。
10	R2.11.2	市政懇談会	八重畑	教育部 生涯学習部	学校教育課 スポーツ振興課	教職員の多忙化と中学校の部活動について	教職員の多忙化について沢山ニュースが出ているが、市教育委員会では中学校の部活動について、地域スポーツの一環として地域に戻すなど、どのような対応をしていくのか伺いたい。	教育委員会が所管する事項なので話し過ぎても差し障りがあるが、私は中学校で野球をやっていて殆ど休みが無く、学校の先生がずっと指導に当たってくれていたが、当時は子供なので当たり前だと思っていた。 生徒が部活動をするのは2年半だが、指導する先生は何十年もやっている。先生の息子さんは、子供の頃に父親に遊んでもらったことが無いと仰っていて、大変申し訳なかったと言ったことがある。 部活動は生徒の為にになるが、学校の先生の生活が犠牲になるのは良くないと思うし、職業として教員が意外と人気が少ないのはそのような理由かもしれない。 文科省の基準に基づいて市教育委員会では、平日の1日と土日の1日は必ず部活動を休むよう指導している。しかし、それでも土曜か日曜の何れかは出ることなので大変な事である。平日は部活動の有無に関わらず授業を教えて働いた他に、土日のどちらかも部活動に出るので、先生の負担が大き過ぎるのは間違いない。休みを入れながら週5日の活動でも良いと思う。生徒達の勝ちたい、大会で優勝したいという気持ちや親御さんの応援したい、勝たせてやりたいという気持ちは十分分かるが、先生を犠牲にすることは出来ないし、先生の生活を守らなければと思う。 その上で、市では1校当たり1人位ずつ学校の先生以外に部活動指導員を任用・配置し、先生方が部活動の指導を休めるよう応援している。 他に考えなければならない事として、部活動の選択肢が減り、嫌々ながらやっている生徒もいるということ。少子化のため部活動の種類が減っているの、やりたくない部活動を選ばなくてはいけない、苦痛を感じながらの週5日の活動が辛いという生徒もいることを考えなくてはならないと思っている。	花巻市教育委員会では、平成29年から部活動等の在り方検討会議を開催し、平成30年には部活動の在り方基本方針を策定するなどして、部活動の適正化を推進してきており、現在、基本方針で定めている休養日や活動時間は各中学校において、ほぼ守られている状況にあります。さらに、各中学校に部活動指導員を配置し、部活動に係る教職員の負担が軽減されてきております。その中で、今年度は部活動の地域スポーツへの移行を見据え、部活動の在り方検討委員会の委員に市体育協会や市スポーツ少年団本部、地域型総合クラブの代表者を加え、部活動等の現状を共有し、今後の地域スポーツへの移行について協議いたしました。今後も引き続き、地域スポーツへの移行を見据え、部活動の適正化を推進してまいります。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.11.6	市政懇談会	土沢	消防本部	総務課	消防団組織の再編見直しについて①	消防団組織について、市の考えを伺いたい。 令和2年3月に花巻市消防団組織等再編計画が示されたが、この計画を見ると単に数合わせ的な感があり、地域住民の意見が反映されていないと思われる。このことから下記の3点について伺う。 コミュニティ会議では、地域防災の観点から地域に密着した防災活動に寄与できる体制が必要と考えている。再編計画では、20分団1部と2部の統合となっているが、これが「即対応力・地域密着性」に優れている計画なのか見解を伺う。	【これまでの経緯】 消防団組織等再編計画については、R元年5月15日、田瀬振興センターにおいての第1回目説明会から、最終の11月28日八幡振興センターまで、全23個分団の各地域において、消防団長をはじめとする該当地域の副団長・分団長・地域振興課職員・消防本部職員が出席し、地域説明会を開催した。その後において、出席された地域住民、消防団員、消防後援会、行政区長等からの貴重な意見や要望等を踏まえ、修正を加え反映させた素案をR2年2月26日に開催された「第19回消防団組織等見直し委員会」に諮り、「花巻市消防団組織等再編計画」を成案とした。 再編計画は、各分団の部長以上と行政区長あてに配布し、計画内容について承認を得られたことを各分団長を通じて報告されていることから、各地域で検討された内容が反映されたものであると認識している。 地域特性を理解し、「即時対応力・地域密着性・要動力力」に優れた活動を行える組織が消防団であることから、再編計画は、持続可能な組織・防災体制を整えるための重要な計画である。 第20分団第1部(安俣)と第2部(北成島)は、第2次計画のR6～R10において、統合が計画されており、これは、地元の第20分団消防後援会長、行政区長、コミュニティ会議会長との協議結果を反映させたものであるが、再編計画は、今後も必要に応じて見直しを図ることとしている。	第20分団第1部(安俣)と第2部(北成島)は、第2次計画のR6～R10において、統合が計画されており、これは、地元の第20分団消防後援会長、行政区長、コミュニティ会議会長との協議結果を反映させたものであるが、再編計画は、今後も必要に応じて見直しを図ることとしている。 【令和2年11月6日実施済】
2	R2.11.6	市政懇談会	土沢	消防本部	総務課	消防団組織の再編見直しについて②	本来消防団は市民の暮らしを守るための市の組織と思われるが、本計画は市消防団が独自に進められているという見解であったが、市の考えが反映されていないのか。市の考えがあっても反映されていないものなのか伺う。	消防団は、消防組織法により市の条例に基づき設置され、消防団員は、非常勤特別職の地方公務員と規定されている。「花巻市消防団組織等再編計画」は、消防団の効率的な組織体制を構築し、地域防災力の充実を図るための計画であり、人的な再編とともに車両や屯所を含め効果的な運用、団員活動の見直し、団員確保等の指針となるものである。 なお、再編計画の策定主体は消防団であり、消防団自身が考え行動することを市が支援していくことが基本であると考ええる。 また、再編計画の推進についても消防団が主体となり市は、事務的な部分や関係者などその団体との調整等を図るとともに、消防団員が活動しやすい環境整備と負担軽減に取り組むことが、その役割であると認識している。	再編計画の策定主体は消防団であり、消防団自身が考え行動することを市が支援していくことが基本であると考ええる。 また、再編計画の推進についても消防団が主体となり市は、事務的な部分や関係者などその団体との調整等を図るとともに、消防団員が活動しやすい環境整備と負担軽減に取り組むことが、その役割であると認識している。 【令和2年11月6日実施済】
3	R2.11.6	市政懇談会	土沢	消防本部	総務課	消防団組織の再編見直しについて③	再編については地域のコミュニティ会議、行政区、自治会等地域住民との合意形成に努め推進するところだが、市の見解を伺う。	再編は、消防団を中心として地域のコミュニティ会議、行政区、自治会等と協議を重ね進捗させていく計画であると理解している。しかしながら、これまでの各地域における歴史や伝統などを踏まえると、地域内すべてにおいての合意形成は時間を要するものであると考えるが、その中でも再編の是非については、これからも地域の皆様と検討を重ね推進していくことが必要であると認識している。また、消防団員の成り手は年々減少し、本市消防団員の被雇用者の割合は約80%であり、平日日中の現場参集率が約20%となっている現状を踏まえ、今後においても消防団の再編を支援するとともに、各地域・団体からの協力と理解を得ながら、新入団員の加入促進に努めることが必要であると考ええる。	各地域における歴史や伝統などを踏まえると、地域内すべてにおいての合意形成は時間を要するものであると考えるが、その中でも再編の是非については、これからも地域の皆様と検討を重ね推進していくことが必要であると認識している。 【令和2年11月6日実施済】
4	R2.11.6	市政懇談会	土沢	消防本部	総務課	消防団組織の再編見直しについて④	昨年の市政懇談会においても消防団再編計画について地域住民に意見を求めるべきとの話があったと記憶している。その際に消防後援会にも出向いて再編計画の見直しの意見を聴くと回答ももらっていた。その後の経過を伺う。	再編計画を成案とした経過については、各地域説明会を終えた後に分団長を通じ部長、行政区あてに計画書を配布しながら説明を加える予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により説明会を開催できなかったことから、計画書を各々に確認していただいた結果、分団長名にて地域から了承された旨、消防団長に報告がなされ、消防本部においてもその旨を確認したところである。	各分団長を通じ部長、行政区あてに計画書を配布しながら説明を加える予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により説明会を開催できなかったことから、計画書を各々に確認していただいた結果、分団長名にて地域から了承された旨、消防団長に報告がなされ、消防本部においてもその旨を確認したところである。 【令和2年11月6日実施済】

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
5	R2.11.6	市政懇談会	土沢	健康福祉部	健康づくり課	花巻市のコロナ対策について①	現在は市内に感染者が出ていない状況下にあるが、以下3点について伺う。 市内にもし感染者が出た場合、どのように対応するのか。	市内感染者が発生した場合の対応については、まずは感染拡大防止のために感染症予防法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)に基づく様々な対応が必要となるが、感染症予防法における対応は都道府県知事が行うこととされており、当市においては岩手県中部保健所が対応することになる。 感染症予防法における市の役割として、知事からの指示があった場合に汚染された場所の消毒(同法第27条)、汚染された物品の消毒や処分(第29条)などが規定されている。 保健所が行う対応として、具体的には感染症患者の医療機関への入院調整、全国的には病院などの医療資源を確保するため軽症者や無症状者はホテルなどの宿泊施設へ入所してもらうこととなるが、岩手県においては感染症患者が少ない状況であり病床に余裕があることから、まずは感染症対応の設備のある病院へ入院の調整をすることとなる。さらに感染拡大防止のために、保健所による積極的疫学調査として、患者からの聞き取りによる濃厚接触者や接触者の調査、患者の行動歴などから感染経路の調査や必要に応じて出勤していた職場などで接触者の調査や消毒の指示を行うと伺っている。この調査で濃厚接触者あるいは接触者とされた方に対する速やかなPCR検査の実施なども保健所が行うこととなる。 当市としては、必要に応じてこれら保健所が行う調査等に積極的に協力するとともに、市民からの問い合わせや相談に対する対応、患者やその家族、関係者のプライバシーに十分に配慮して正確な情報の発信を行うことが必要であると認識している。 PCR検査において感染者が確認された場合については、花巻、北上、遠野地域においては3か所の病院で受け入れることとなっている。仮に感染者が増加した場合は、原則は病院で受け入れているが、状況によっては宿泊施設に入所することも想定している。場所は非公表である。現時点では保健所が中心となって行っている検査について、市では花巻市医師会の協力を得て外来センターを設置して検査を週2回行っている。	市内感染者が発生した場合の対応については、まずは感染拡大防止のために感染症予防法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)に基づく様々な対応が必要となるが、感染症予防法における対応は都道府県知事が行うこととされており、当市においては岩手県中部保健所が対応することになる。 感染症予防法における市の役割として、知事からの指示があった場合に汚染された場所の消毒(同法第27条)、汚染された物品の消毒や処分(第29条)などが規定されている。 保健所が行う対応として、具体的には感染症患者の医療機関への入院調整、全国的には病院などの医療資源を確保するため軽症者や無症状者はホテルなどの宿泊施設へ入所してもらうこととなるが、岩手県においては感染症患者が少ない状況であり病床に余裕があることから、まずは感染症対応の設備のある病院へ入院の調整をすることとなる。さらに感染拡大防止のために、保健所による積極的疫学調査として、患者からの聞き取りによる濃厚接触者や接触者の調査、患者の行動歴などから感染経路の調査や必要に応じて出勤していた職場などで接触者の調査や消毒の指示を行うと伺っている。この調査で濃厚接触者あるいは接触者とされた方に対する速やかなPCR検査の実施なども保健所が行うこととなる。 当市としては、必要に応じてこれら保健所が行う調査等に積極的に協力するとともに、市民からの問い合わせや相談に対する対応、患者やその家族、関係者のプライバシーに十分に配慮して正確な情報の発信を行うことが必要であると認識している。 PCR検査において感染者が確認された場合については、花巻、北上、遠野地域においては3か所の病院で受け入れることとなっている。仮に感染者が増加した場合は、原則は病院で受け入れているが、軽症者については宿泊施設を活用した看護師の常駐する宿泊療養施設での療養となる。場所は非公表である。
6	R2.11.6	市政懇談会	土沢	健康福祉部	健康づくり課	花巻市のコロナ対策について②~1	再度、休校や飲食店の営業停止、外出自粛などの対策をとるのかを伺う。	外出自粛の要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条の規定により、緊急事態宣言(同法第32条)がなされた区域において都道府県知事が定める期間及び区域に対して生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅またはこれに相当する場所から外出しないこと、その他感染防止に必要な協力を要請できる。とされている。 この規定によると、外出自粛の要請などは政府による緊急事態宣言がなされた場合において、その対象区域となった場合に対象区域の都道府県知事より要請される可能性がある。 緊急事態宣言は感染症が全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、または恐れがあるものとして政令による一定の要件が発生したと認めるときになされるものだが、この場合において外出自粛の要請などを行うことについては岩手県内のまん延状況等により判断されるものと考えている。 いずれ、密閉、密集、密接の3密を避けることや政府が示す新しい生活様式の実践による感染症対策をとることによって緊急事態宣言がなされる要件である全国的かつ急速な感染症のまん延が防がれ、外出自粛の要請などがなされる可能性は低くなっていくものなので、一人一人の感染予防対策の取り組みを引き続きお願いしたい。	外出自粛の要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条の規定により、緊急事態宣言(同法第32条)がなされた区域において都道府県知事が定める期間及び区域に対して生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅またはこれに相当する場所から外出しないこと、その他感染防止に必要な協力を要請できる。とされている。 この規定によると、外出自粛の要請などは政府による緊急事態宣言がなされた場合において、その対象区域となった場合に対象区域の都道府県知事より要請される可能性がある。 緊急事態宣言は感染症が全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、または恐れがあるものとして政令による一定の要件が発生したと認めるときになされるものだが、この場合において外出自粛の要請などを行うことについては岩手県内のまん延状況等により判断されるものと考えている。 いずれ、密閉、密集、密接の3密を避けることや政府が示す新しい生活様式の実践による感染症対策をとることによって緊急事態宣言がなされる要件である全国的かつ急速な感染症のまん延が防がれ、外出自粛の要請などがなされる可能性は低くなっていくものなので、一人一人の感染予防対策の取り組みを引き続きお願いしたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
6	R2.11.6	市政懇談会	土沢	教育部	学務管理課	花巻市のコロナ対策について②-2	再度、休校や飲食店の営業停止、外出自粛などの対策をとるのかを伺う。	市教育委員会では、『臨時休業(休校)等の基本的な対応表』を作成し、感染状況を5つのステージに分類した上で、各ステージにおける基本的な対応を定めている。臨時休業を想定しているのは5つのステージのうち3～5のステージである。その内容は、ステージ3は「児童生徒・教職員及びその家族が濃厚接触者となり、複数の濃厚接触者が確認された場合は、当該中学校区単位で臨時休業の実施を検討する」、ステージ4は「児童生徒・教職員及びその家族が感染者となり、学校に在籍・所属する本人が感染した場合は、当該校を臨時休業とする」、ステージ5は「複数校・園等で発症となった場合は、市内の全部または一部の学校の分散登校を検討する」というものである。なお、ステージ3～5における臨時休業の期間は、消毒作業のために必要な期間と考えている。 文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」においては、6月16日の改訂以降、東京都クラスの発生状況であっても、長期的な休業措置を取るのではなく、1クラス当たりの児童生徒の人数を20人程度にするなどの対策を講じた上で授業を実施する方針が示されており、基本的には、市内一斉に長期的に臨時休業措置を実施する可能性は低いと考えている。 なお、市教育委員会が作成した『臨時休業(休校)等の基本的な対応表』は、市のHPで公表している。	市教育委員会では、『臨時休業(休校)等の基本的な対応表』を作成し、感染状況を5つのステージに分類した上で、各ステージにおける基本的な対応を定めている。臨時休業を想定しているのは5つのステージのうち3～5のステージである。その内容は、ステージ3は「児童生徒・教職員及びその家族が濃厚接触者となり、1名の濃厚接触者が確認された場合は当該校のみで、複数の濃厚接触者が確認された場合は当該中学校区単位で臨時休業の実施を検討する」、ステージ4は「児童生徒・教職員及びその家族が感染者となり、学校に在籍・所属する本人が感染した場合は、当該校を臨時休業とする」、ステージ5は「複数校・園等で発症となった場合は、市内の全部または一部の学校の分散登校を検討する」というものである。なお、ステージ3～5における臨時休業の期間は、消毒作業のために必要な期間と考えている。 文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」においては、6月16日の改訂以降、東京都クラスの発生状況であっても、長期的な休業措置を取るのではなく、1クラス当たりの児童生徒の人数を20人程度にするなどの対策を講じた上で授業を実施する方針が示されており、基本的には、市内一斉に長期的に臨時休業措置を実施する可能性は低いと考えている。 なお、市教育委員会が作成した『臨時休業(休校)等の基本的な対応表』は、市のHPで公表している。
7	R2.11.6	市政懇談会	土沢	健康福祉部	健康づくり課	花巻市のコロナ対策について③	感染者が現状のままで推移した場合、図書館やその他の施設等(体育館、東和コミセン、振興センター等)が有効活用されていない現実をどうとらえ、いつまで続けるのかを伺う。	ガイドラインにおける現時点の状況はどのレベルにあるのかについて回答する。 ガイドラインは1から4まで4段階に分かれている。 レベル1は県内で感染者が確認された場合 レベル2は緊急事態宣言が県外に発令された場合、隣接県で感染拡大の恐れがある場合 レベル3は県内、市内、感染拡大期、市内で感染者が連続して発生している場合 レベル4は県内市内感染蔓延期という最後の段階である。 感染者の発生状況によっては市は対策本部を開催することとしている。 その対策本部において、レベルを上げるかどうかの判断をすることになる。そこで決定した内容については速やかに広報することとしており、施設ごとにガイドラインと異なる制限をする場合もあり得る。その際も、施設にしっかりと案内していきたいと考えている。引き続き市の感染防止対策に協力願いたい。	ガイドラインにおける現時点の状況はどのレベルにあるのかについて回答する。 ガイドラインは1から4まで4段階に分かれている。(3年3月18日改訂) レベル1は県内で感染者が確認された場合、県外で感染が継続して発生または拡大(隣接県または県内との移動が比較的多い県外の地域を除く)している場合 レベル2は隣接県または県内との移動が比較的多い県外の地域で感染者が継続して発生または拡大している場合 レベル3は市内で感染拡大の恐れがある場合、県内で感染拡大の恐れがある場合 レベル4は緊急事態宣言が岩手県に発令された場合、県内・市内で感染が拡大している場合、市内で感染者が連続して発生している場合という最後の段階である。 感染者の発生状況によっては市は対策本部を開催することとしている。 その対策本部において、レベルを上げるかどうかの判断をすることになる。そこで決定した内容については速やかに広報することとしており、施設ごとにガイドラインと異なる制限をする場合もあり得る。その際も、施設にしっかりと案内していきたいと考えている。引き続き市の感染防止対策に協力願いたい。
8	R2.11.6	市政懇談会	土沢	健康福祉部	健康づくり課	公共施設(会議室)の利用時間制限緩和について	施設利用時間制限の2時間設定の根拠と施設利用制限の緩和等今後の見通しはあるか伺う。	2時間についての医学的根拠があるという話は聞いたことがない。施設利用時間の基準は絶対的なものではないので市に要望があれば基準の変更を検討する。 振興センターは地域の方々で管理しているため、そこである程度判断することは構わない。	2時間についての医学的根拠があるという話は聞いたことがない。施設利用時間の基準は絶対的なものではないので市に要望があれば基準の変更を検討する。 振興センターは地域の方々で管理しているため、そこである程度判断することは構わない。
9	R2.11.6	市政懇談会	土沢	東和総合支所	東和地域振興課	東和総合支所内事務室内のカラーコーン設置について	東和総合支所内の通路と職員の執務スペースを隔てるために現在赤いコーンを置いてあるがコーンではなく別の方法での表示がいいのではないかと伺う。	執務事務スペースの境界について、業務内容によっては個人情報等を預かっており、その管理運営上カラーコーンを設置している。カラーコーンではなく別な方法を検討する。 →12月4日東和総合支所内の執務室との境界にポールによる表示方法に変更した。(発言者承認済)	令和2年12月4日カラーコーンを撤去し、ポールによる表示方法に変更した。
10	R2.11.6	市政懇談会	土沢	東和総合支所	東和地域振興課	旧土沢小学校跡地の草刈り作業について	旧土沢小学校跡地の草刈り作業を地元地域に委託できないのか伺う。	地元地域に委託が可能であるかどうかを検討する。	令和3年度からの草刈り業務委託について、予算措置済みであり、委託先である地元地域団体に交渉中である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
1	R2.11.16	市政懇談会	小山田	健康福祉部	健康づくり課	高齢者の季節性インフルエンザ予防接種費用の無料化について	現在、花巻市ではこども及び高齢者を対象に季節性インフルエンザ予防接種費用の助成を行っている。 今年は新型コロナウイルスの影響もあり、感染すると重症化リスクの高い高齢者(65歳以上の方など)については、安全安心な生活が確保できるよう、季節性インフルエンザ予防接種費用の無料化について伺う。	インフルエンザワクチンの接種については、予防接種法に基づく国が定めた予防接種(第2条)で高齢者(65歳以上)と60歳以上65歳未満で心臓、腎臓呼吸器など一定の基礎疾患を持つ方を対象に市町村が定期接種を実施することとされている。 また、高齢者以外の子どもなどへのインフルエンザワクチンの接種は任意の接種であり、当市においては生後6か月以上小学生までのお子さんを対象にした接種費用の助成を行った。 今年は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、有効なワクチンのあるインフルエンザについて、任意の接種を促すためにこれまで生後6か月以上小学生までとしていた助成対象を中学生までに拡大するとともに、新たに妊婦についての助成制度を設けて1回の接種あたり3,000円の助成を行っている。 高齢者については、市町村が行う定期接種であり、こちらは一人当たり3,170円を公費で負担している。この市町村の負担については一部の自治体で全額公費負担としていところがあるが、当市の負担額は県内の他自治体と比べ低い負担ではないこと、さらに、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があり、インフルエンザワクチンの供給について政府において過去5年で最大量となる約6,300万人分のワクチンを確保する予定であるが、ワクチンの量には限りがあることから、9月7日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部より、各都道府県、市町村等に対し、「インフルエンザワクチンの予防接種を幅広く無料化する施策によって特定の地域でインフルエンザワクチンの需要量が急増した場合には当該地域における季節性インフルエンザワクチンの供給がひっ迫し、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生じるなどの混乱が生じることも懸念される。」との通知がなされていることから、一律の無料化については実施しないこととした。 なお、この後9月14日に岩手県を通じて厚生労働省から通知のあった「高齢者の定期接種を10月1日から優先的にを行い、そのほかの接種希望者は10月26日からの接種を呼びかけること」への当市の対応については、すでに7月に花巻市医師会との協議により例年どおり10月15日からの接種開始予定としていた高齢者のインフルエンザワクチン接種の通知発送事務を前倒しし10月2日までに対象となる高齢者約32,500人に接種のための予診票の発送を終えたところである。 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行による医療体制のひっ迫を避けるためにも、定期接種の対象となる高齢者の皆様には早めの接種をお願いしたい。 今度中学生への3,000円の補助をするが、対象となる中学生の総数が2,500人となると総額750万円ほどである。一方65歳以上の高齢者の対象者は35,000人おり、一人当たり3,000円を補助すると総額1億円となる。仮に75歳以上を対象として15,000人ぐらいとしても、4,500万円となる。年金生活の方で生活が厳しい方は沢山いると思うが、年金自体大幅に減っているわけではないので高齢者の方々にも少しでも負担していただきたい。	高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種については、予防接種法に基づく国が定めた予防接種(第2条)で高齢者(65歳以上)と60歳以上65歳未満で心臓、腎臓呼吸器など一定の基礎疾患を持つ方を対象に市町村が定期接種を実施することとされている。 また、高齢者以外の子どもなどへのインフルエンザワクチンの接種は任意の接種であり、当市においては生後6か月以上小学生までのお子さんを対象にした接種費用の助成を行っており、今年は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、有効なワクチンのあるインフルエンザについて、任意の接種を促すためにこれまで生後6か月以上小学生までとしていた助成対象を中学生までに拡大するとともに、新たに妊婦についての助成制度を設けて1回の接種あたり3,000円の助成を行っている。 高齢者については、市町村が行う定期接種であり、こちらは一人当たり3,170円を公費で負担している。この市町村の負担については一部の自治体で全額公費負担としていところがあるが、当市の負担額は県内の他自治体と比べ低い負担ではなく、また、高齢者インフルエンザワクチン予防接種の接種率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から例年60%以上と高い水準で推移しており、感染予防への意識の高さがうかがえる。9月7日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部より、各都道府県、市町村等に対し、「インフルエンザワクチンの予防接種を幅広く無料化する施策によって特定の地域でインフルエンザワクチンの需要量が急増した場合には当該地域における季節性インフルエンザワクチンの供給がひっ迫し、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生じるなどの混乱が生じることも懸念される。」との通知がなされていることから、一律の無料化については実施しないこととした。 なお、この後9月14日に岩手県を通じて厚生労働省から通知のあった「高齢者の定期接種を10月1日から優先的にを行い、そのほかの接種希望者は10月26日からの接種を呼びかけること」への当市の対応については、すでに7月に花巻市医師会との協議により例年どおり10月15日からの接種開始予定としていた高齢者のインフルエンザワクチン接種の通知発送事務を前倒しし10月2日までに対象となる高齢者約32,500人に接種のための予診票の発送を終えたところである。
2	R2.11.16	市政懇談会	小山田	総合政策部 東和総合支所	防災危機管理課 東和地域振興課	小山田地区における花巻市指定緊急避難場所について①～1	現在、小山田地区の花巻市指定緊急避難場所は小山田振興センターとなっているが、当該施設は洪水や土砂災害危険箇所ではないものの、周囲が崖地である上に周辺道路は狭く勾配が急である。 駐車場の条件も悪いことから、地区内より条件の整った他の施設(例えば前田コミュニティセンター・軽井沢公民館)などへの変更を検討する必要があると考えるが、市の見解を伺う。	災害の際に避難する施設等は、指定緊急避難場所と指定避難所の2種類がある。指定緊急避難場所は、災害が発生又は発生する恐れがある時に、切迫した危険から逃れるために最初に避難する場所で、1日か2日程度の短期間滞在する場所と位置付けており、小山田地区では「小山田振興センター」を指定している。また、指定避難所は、災害が過ぎた後、家屋が損壊するなどして自宅に居られない方が、ある程度の期間避難生活を送る施設のこと、小山田地区では指定緊急避難場所と同じく「小山田振興センター」を指定している。 指定緊急避難場所または指定避難所を指定するにあたっては一定の基準があり、指定緊急避難場所の場合には、災害時に地域住民に開放することが可能であること、避難スペースは落下物や家具の転倒などの恐れがないこと、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に該当しないこと、耐震基準を満たすことなどが求められている。 小山田振興センターは、周囲が崖地であるうえに周辺道路は狭く急勾配であること、駐車場の条件も悪いことから、地区内より条件の整った施設への変更を検討する必要があるとのご意見であるが、市としては、振興センター以外の建物を指定緊急避難場所として指定することについては、地元の皆さまがそのように望まれるのであれば、より安全で適切な施設への指定変更に向けて検討していくことについて、自主防災組織や地域の方々話し合いをしてまいりたいと考えている。	小山田地域において、指定緊急避難場所の変更の必要性を再度協議し、小山田地域の総意として変更の要望が提出された場合には、改めて東和総合支所、防災危機管理課を含めて指定緊急避難場所変更の検討を行うこととしている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況
2	R2.11.16	市政懇談会	小山田	総合政策部 東和総合支所	防災危機管理課 東和地域振興課	小山田地区における花巻市 指定緊急避難場所について ①-2	現在、小山田地区の花巻市指定緊急避難場所は小山田振興センターとなっているが、当該施設は洪水や土砂災害危険箇所ではないものの、周囲が崖地である上に周辺道路は狭く勾配が急である。 駐車場の条件も悪いことなどから、地区内のより条件の整った他の施設(例えば前田コミュニティセンター＝軽井沢公民館)などへの変更を検討する必要があると考えるが、市の見解を伺う。	指定緊急避難場所および指定避難所となっている小山田振興センターは、現在の小山田保育園の場所に旧小山田村役場、隣接して旧小山田農協があり、小山田地域の中心地ということを踏まえて、昭和57年に東和町高齢者コミュニティセンターとして建築されたものである。 立地場所については、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等には該当していないが、ご意見のとおり、周囲が崖地であるうえアクセス道路は幅員が狭い坂道となっており、特に小山田振興センターへの進入路は急勾配となっている。 提案のあった前田コミュニティセンターは、小山田地区の南西部に位置し、比較的平坦な立地場所となっており、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に該当していない。 建築年度は昭和59年に建築された木造モルタル平屋建鉄板葺の建物で、建築から36年経過しており、新耐震基準により建築されている。 収容可能人数は、諸室の中では研修室2室が収容する部屋と想定されるので、新型コロナウイルス感染症予防対策として避難者一人当たり4㎡を確保すると33名と見込んでいる。 また、アクセス道路は平坦で幅員は十分にあり、緊急車両等の進入にも問題ない状況であり、駐車場については、施設の敷地内を利用することにより、小山田振興センターと同程度以上の駐車が可能と見込まれる。 以上の施設の状況から、前田コミュニティセンターへの指定の変更を検討することについては立地場所・施設の構造及び周辺的环境などにおいては支障はないものと考えている。 東和総合支所においても、小山田地区の皆さんの総意、ご希望であればより安全で適切な施設への指定の変更について、小山田地区の皆さんと話し合いながら検討してまいりたいと考えている。	小山田地域において、指定緊急避難場所の変更の必要性を再度協議し、小山田地域の総意として変更の要望が提出された場合には、改めて東和総合支所、防災危機管理課を含めて指定緊急避難場所変更の検討を行うこととしている。
3	R2.11.16	市政懇談会	小山田	健康福祉部	健康づくり課	新型コロナウイルス感染症対策について	市が取り組んでいる現状について教えて欲しい。	先日、皆さんは特別定額給付金として10万円受け取られた。この給付金は花巻市だけでおよそ95億円かかっており、これらはすべて国からお金をいただいた。 花巻市の市税収入は年間113億円である。そのうち65億円が固定資産税、市民税個人分は40億円、企業分は8億円である。つまり、市税とほぼ同じお金が国から交付されていることになる。花巻市は県内でいちばん早く5月7日から給付を始めた。ほかには温泉関係で1泊4,000円の補助も出した。Paypayをどんどん使っていただき、地場の温泉とか店舗の経営者を助けてほしいと思う。市では困っているすべての方々にお金を給付することが難しいので、本当に困っている人たちに支援することに絞っていききたいと考えている。例えば小学校、中学校、高校に入るときに10万円ずつ支援するというようにしている。 現時点において花巻市では感染者が発生していない状況である。市では医師会と協力して地域外来検査センターを開設している。週2回水曜日と土曜日に医師の紹介によりPCR検査を受ける体制を作っている。皆さんは病院について心配されていると思うが、県でホテル等の軽症者を受け入れる準備をしている。 ワクチンについては、来年になれば利用できる可能性がある。来年の4月以降本格的に接種して政府はオリンピック前に国民に渡るようにしたいと考えているがまだ不確定である。	令和3年3月末において、花巻市での感染者の発生数は32名となっている。花巻市では花巻・遠野地域外来・検査センターを開設し、水曜と土曜に最大6人検査できる体制を作っていたが、令和2年11月からは市内の医療機関でも診療・検査医療機関として登録しているところが増加し、センターの受検者が少なくなったため、令和3年4月1日から休止することとしたところである。今後は感染状況を見ながら検査の再開を判断することとしている。 感染症の専門病床の確保や軽症者の療養施設等については県が中心となって進めているが、陽性となった方は全員、入院あるいは宿泊療養施設への入所ができており、今後、感染の状況に応じてさらに確保していくと聞いている。 令和3年2月には新型コロナウイルスワクチン接種の開始に向けて、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室を設置し、令和3年度において室員を増員し準備を進めている。市としては、今後も県や保健所、医師会等と連携を密にしながら、感染予防対策に取り組んでいく。
4	R2.11.16	市政懇談会	小山田	建設部	道路課	地域内の除雪について	地域で除雪委託制度を維持するために固定費割合比率を上げて欲しい。	除雪制度に関して、固定費制度を決めたのは3年ほど前からである。建設部で業者からアンケートをとって今年度の制度を10月頃に決定した。今年度の制度変更はできないが、今年の除雪の状況を見ながら、来年度(令和3年度)以降の検討をしていきたいと考えている。	令和2年度は、除雪費の見直しを行わず、昨年度と同様にすることとした。 令和3年度においても除雪業務の実態調査を行い、除雪業者の意見を踏まえながら、より適切な除雪業務となるよう検討することとした。